

専門(多肢選択式)試験問題 第1分冊(選択Ⅰ、選択Ⅱ)

注 意 事 項

1. 問題は **200 題**(第1分冊 1～112 ページ、第2分冊 113～210 ページ)あります。この問題集には、**選択Ⅰ、選択Ⅱ**の問題が掲載されています。

この問題集の裏表紙に掲載されている表のコース(**選択Ⅰ、選択Ⅱ、選択Ⅲ、選択Ⅳ**)のうちいずれか一つを任意に選択し、共通必須問題(**選択Ⅰ、選択Ⅱのみ**)、必須問題、選択問題を合計して **40 題**を解答してください。

答案用紙の「選択」の欄には、「**選択Ⅰ**」を選択した場合は「**a**」、「**選択Ⅱ**」を選択した場合は「**b**」、「**選択Ⅲ**」を選択した場合は「**c**」、「**選択Ⅳ**」を選択した場合は「**d**」をマークしてください。**マークされた一つのコース以外の問題は採点されません**ので、注意してください。

なお、各コースの選択問題で、分野や指定する題数(裏表紙に掲載)を超えて解答しても超えた分については採点されません。

2. コース別構成の詳細は、この問題集の裏表紙に掲載されていますので、解答開始までによく読んでおいてください。
3. 解答時間は **3 時間 30 分**です。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
	行政		

指示があるまで中を開いてはいけません。

No. 1～No. 5 は**選択Ⅰ**（政治・国際系）、**選択Ⅱ**（人文系）の共通必須問題です。

これらの問題については、**選択Ⅰ**、**選択Ⅱ**のいずれを選択した場合も、**全て**解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 1】 フランス革命に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. フランス革命の時代には、女性の権利を擁護する主張が登場した。1789年の「人権宣言」(人間と市民の権利の宣言)では、「人間」が「男性」を意味する言葉によって、「市民」がフランス語の男性形によってそれぞれ表現されたのに対し、O. ド・グージュは、「人間」を「女性」、「市民」を女性形で置き換えた『女性と女性市民の権利の宣言』を発表した。M. ウルストンクラフトは、『女性の権利の擁護』において、男女の不平等をもたらしている慣習や教育を批判した。
2. フランス革命では、人民主権の理念が唱えられたが、王や貴族の介入に対して人民主権を擁護する必要から権力分立は否定された。1789年に制定された「人権宣言」の第16条では、「権利の保障が確保されず、人民の権力が分割・分立される全ての社会は、憲法を持つものではない」と規定された。同時期に制定されたアメリカ合衆国憲法でも権力分立は採用されず、そのためJ. マディソンらは『ザ・フェデラリスト』においてこの憲法を批判した。
3. フランス革命では、変革を正当化する論拠としてJ. - J. ルソーの政治思想が様々に利用された。ルソーは『社会契約論』において人民主権の理論を論じた上で、主権者である人民は、各人の特殊意志の総和である一般意志に従わなければならないと主張した。主権は譲り渡すことはできないが、一部の人間が一定期間だけ代表することは可能であると論じて代表制民主政治を正当化したルソーは、「英国人は議員を選ぶ時だけ自由」と主張したJ. S. ミルを厳しく批判した。
4. フランス革命は、政治における「右」(右派)や「左」(左派)という表現が生まれるきっかけとなった出来事である。フランス革命後の議会では、議長から見て右側に、政治や社会の徹底した変革を目指す急進派、左側には王政や伝統的な価値観を支持する穏健派が着席し、これが「右」や「左」という表現の由来となった。第二次世界大戦後の日本の1955年体制の下では、日本国憲法を擁護しようとする護憲勢力が「右」、憲法の改正を目指す改憲勢力が「左」と呼ばれた。
5. フランス革命では、民主的な共和国を新しく作るために、自由な結社活動が法によって奨励され、様々な中間団体や自発的結社が誕生した。A. トクヴィルは、『アメリカのデモクラシー』において、こうしたフランスとは対照的に、米国では自由な結社活動が法によって禁止され、あらゆる中間団体や自発的結社が否定されている実態を描いた。彼は、このように米国において個人が社会的紐帯から切り離されている点を、自由主義の観点から肯定的に評価した。

【No. 2】 国際関係理論に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. G. アリソンは、対外政策決定過程についての三つのモデルを構築し、その中の一つとして、対外政策決定に関与する組織の役割を重視する組織過程モデルを提示した。同モデルは、対外政策決定を、組織内の構成員がその組織の行動指針に基づき所定の行動をとる「標準作業手続き」の産物として捉える。
2. 人が他者との相互行為を通じて相手についての情報をより多く得ることにより、脅威認識を強めていくことを社会化と呼ぶ。国際関係論では、社会の価値や規範が主体のアイデンティティや利益に影響を与えたとする合理的選択論と呼ばれる理論において社会化が重視されており、国際関係における勢力均衡状態の実現を説明するメカニズムとして提示されている。
3. 同盟とは、特定の状況において外部のアクターに対して相互の軍事的又は経済的支援をする約束を指す。同盟は国家が、対外的脅威となる国家に対抗するバランシング政策ではなく、むしろ強国に追従しようとするバンドワゴン政策を採る際に形成される。その際、脅威となっている国家の対外的膨張をかえって助長してしまうという「同盟のジレンマ」が存在する。
4. 公共財とは、誰もがその便益を享受することができるという意味で非排他的である一方で、一人の消費者の消費が他の消費者の消費を減少させるという意味で競合的である財を指す。典型的には地球環境がこれに当たる。国際社会における公共財の提供は、「ただ乗り」が起きやすいため最低水準に留まるといふ、いわゆる「共有地の悲劇」の構図に陥りがちである。
5. コミットメントとは、国家間の交渉において、将来特定の行動しか行わないことを事前に表明し、それを確実に実行すると約束しておくことである。一度言明したコミットメントに過度に制約され再交渉の機会を持とうとしないことで、国家間関係が硬直化することをコミットメント問題と呼ぶ。A. ウェントは、これを戦争が起こるメカニズムの一つとして位置付けた。

【No. 3】 国際連合に関係する機関に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、難民の国際的保護と難民問題の恒久的解決を実現するために設立され、人権理事会の事務局を務めている。国内避難民については、1951 年に採択された難民の地位に関する条約 (難民条約) において定義された難民に含められており、これに基づき現在、同機関は国内避難民への人道支援も実施している。
2. 国連児童基金 (UNICEF) は、設立当初は第一次世界大戦で被災した子どもたちに対する緊急支援を目的としていたが、現在では、保健、衛生、栄養、子どもの保護等の分野において、開発途上国、被災地の子どもたちに対する支援を行っている。一時期、脱脂粉乳の供与などの支援を受けていた日本は、政府拠出を開始して以降、毎年の政府拠出総額が常に第 1 位を占めている。
3. 世界保健機関 (WHO) は、世界保健機関憲章によって「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的に設立された国連の補助機関であり、国際保健事業の指導的かつ調整機関として活動している。また、保健事業の強化についての世界各国への技術協力や、感染症及びその他の疾病の撲滅事業の推進を行っており、1980 年にポリオの世界根絶宣言を行った。
4. 国連開発計画 (UNDP) は、貧困の根絶、国家の仕組みの整備、災害や紛争などへの危機対応強化、環境保全、ジェンダー平等の実現などの分野で、事業を展開している機関である。同機関は、各国政府に対して、政策提言、技術支援、資金提供、支援プログラムを組み合わせ、包括的な解決策を提示している。
5. 世界食糧計画 (WFP) は、「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実行に移すための機関として設立され、自然災害による被災者や難民・避難民への緊急食料支援、開発途上国などにおける食料・栄養安全保障の確保及び復興を目的とする支援などを行っている。また、その活動資金を全て民間からの拠出によって賄っている。

【No. 4】 法の下での平等に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 障害福祉年金と児童扶養手当との併給を禁じた規定は、障害福祉年金を受けることができる地位にある者とそのような地位にない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別を生じさせるものであるから、憲法第 14 条に違反する。

イ. 定年年齢を男子 60 歳、女子 55 歳と定める企業の就業規則について、企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由が認められない場合、女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして憲法第 14 条第 1 項の規定に違反し無効である。

ウ. 衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党に政見放送その他の選挙運動を認める公職選挙法の規定は、候補者のみならず候補者届出政党にも選挙運動を認めることが是認される以上、候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間に選挙運動の上で差異を生じることが避け難いところであり、その差異が一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達しているとは断定し難いから、憲法第 14 条第 1 項に違反するとはいえない。

エ. 憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生じることが当然に予期されることであるから、かかる差別は憲法自ら容認するところと解すべきであって、地方公共団体が売春の取締りについてそれぞれで条例を制定する結果、その取扱いに差別を生じることがあっても、憲法第 14 条に違反するとはいえない。

オ. 旧所得税法の給与所得課税に関する諸規定は、給与所得に係る必要経費について実額控除を認めず概算控除を設けるにとどまっていること、源泉徴収制度により給与所得の捕捉率はほかの所得に比べ高くなっていること、事業所得者に対しては租税優遇措置の利益が与えられていることから、事業所得者等に比べて給与所得者に著しく不公平な所得税負担を課すものであって、憲法第 14 条第 1 項に違反する。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 5】 経済的自由権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 薬事法に基づく薬局開設の許可制及び許可条件としての適正配置規制は、主として国民の生命及び健康に対する危険の防止という消極的、警察的目的のための規制措置であるが、許可制に比べて職業の自由に対するより緩やかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっても、その目的を十分に達成することができると解されるから、許可制の採用自体が重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であるとはいえず、憲法第 22 条第 1 項に違反する。

イ. 酒類販売の免許制は、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという重要な公共の利益のために採られた措置であるが、酒税法の納税義務者は酒造業者であって販売業者ではなく、販売業への参入規制により販売業の経営の安定を図ることと酒税の確実な納入を確保することとの合理的関連性を欠くのであるから、憲法第 22 条第 1 項に違反する。

ウ. 外務大臣が旅券の発給を拒否することができる場合として、旅券法(当時)が、「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」と規定したのは、憲法第 22 条第 2 項に違反しないが、旅券の発給を拒否できるのは、当該行為によって単に危険な事態を生じる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合に限られると解すべきである。

エ. 市営住宅への入居を継続させる者に係る判断については、地方公共団体に一定の裁量があるというべきであり、暴力団員が市営住宅に入居し続ける場合、他の入居者等の生活の平穏を害するおそれを否定できず、暴力団員が市営住宅を明け渡さざるを得ないとしても、当該市営住宅以外への居住にまで制限を受けるわけではないことなどから、暴力団員であることが判明した入居者に対し市営住宅の明渡しを請求することができる条例の規定は、公共の福祉による必要かつ合理的なものであることが明らかであり、憲法第 22 条第 1 項に違反しない。

オ. 憲法第 29 条第 3 項の「公共のために用ひる」とは、直接公共の用に供するため私有財産を収用又は制限する場合のみならず、特定の個人が受益者となるものの収用全体の目的が公共の利益のためである場合も含まれるのであり、国による土地の買収において、買収された土地が特定の個人に売り渡されるとしても、そのことのみをもって当該買収の公共性は否定されない。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

No. 6～No. 55 は**選択 I (政治・国際系)の必須問題、選択問題**です。

このうち、No. 6～No. 25 は**必須問題**です。これらの問題については、**全て解答**してください。

No. 26～No. 55 は**選択問題**です。これらの問題から**任意の 15 題を選択して解答**してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 6】 民主政治のモデルに関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 多数決型民主政治のモデルを提唱したのは、A. レイプハルトである。このモデルにおいては、多党連立内閣が形成され、政党制は多党制となる。選挙制度は単純多数制を用いる。利益集団との関係においては、多元主義を特徴とする。連邦制・地方分権的政府を採用し、議会は二院制である。憲法は軟性憲法である。中央銀行は政府から独立している。
2. 多数決型民主政治のモデルを提唱したのは、W. ライカーである。このモデルにおいては、単独過半数内閣が形成され、政党制は二大政党制となる。選挙制度は単純多数制を用いる。利益集団との関係においては、コーポラティズムを特徴とする。単一で中央集権的な政府を有し、議会は一院制である。憲法は硬性憲法である。中央銀行は政府に依存している。
3. 多数決型民主政治のモデルを提唱したのは、W. ライカーである。このモデルにおいては、多党連立内閣が形成され、政党制は多党制となる。選挙制度は単純多数制を用いる。利益集団との関係においては、多元主義を特徴とする。連邦制・地方分権的政府を採用し、議会は二院制である。憲法は硬性憲法である。中央銀行は政府に依存している。
4. 合意型民主政治のモデルを提唱したのは、A. レイプハルトである。このモデルにおいては、多党連立内閣が形成され、政党制は多党制となる。選挙制度は比例代表制を用いる。利益集団との関係においては、コーポラティズムを特徴とする。連邦制・地方分権的政府を採用し、議会は二院制である。憲法は硬性憲法である。中央銀行は政府から独立している。
5. 合意型民主政治のモデルを提唱したのは、G. サルトーリである。このモデルにおいては、単独過半数内閣が形成され、政党制は二大政党制となる。選挙制度は比例代表制を用いる。利益集団との関係においては、多元主義を特徴とする。単一で中央集権的な政府を有し、議会は一院制である。憲法は軟性憲法である。中央銀行は政府から独立している。

【No. 7】 インターネットと政治に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 我が国の公職選挙の投票について、投票者が投票所まで行き、電磁的記録式投票機から投票する電子投票は、平成 13(2001)年に成立した「電磁記録投票法」により、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において既に実施された。他方で、投票者が投票所に行かずにオンラインで投票するインターネット投票は、令和 7(2025)年末時点で実現していない。
2. 我が国では、平成 25(2013)年にインターネットを利用した選挙運動が解禁され、候補者・有権者ともに、ウェブサイト、SNS 及び電子メールのいずれの手段によっても選挙運動ができるようになり、政治家や政党の多くが SNS を使うようになった。しかし、近年、選挙運動における SNS の活用をめぐる偽情報の拡散などが問題となっており、令和 7(2025)年の「公職選挙法」改正により、選挙運動における SNS の活用に関して、偽情報を拡散する行為が禁じられた。
3. 人々が自分の意見と異なる情報に接触しながら、自分の意見に近い情報を選んで接触する傾向があるというフレーミング効果に基づいて、メディアの影響力を限定的だとする考え方がある。しかし、インターネットが普及した現代においては、フレーミング効果の結果、同じような意見だけが共鳴し合うというプライミング効果により、人々が分断され、その中で意見が先鋭化するという考え方もある。
4. 我が国におけるオープンデータの公開・活用については、阪神・淡路大震災において、震災関連情報の提供が十分に行われなかった反省・教訓から、平成 28(2016)年に「官民データ活用推進基本法」が制定された。これを受けて翌年に策定された政府の「オープンデータ基本指針」において、国や地方公共団体が保有するデータは、全て二次利用可能な形で無償公開することが義務付けられた。
5. 近年、我が国では、重要インフラの機能停止を目的とした海外からの高度なサイバー攻撃の懸念が急速に高まり、安全保障上の大きな懸念となっている。令和 7(2025)年に成立した「サイバー対処能力強化法」等では、攻撃サーバを検知するため、政府が通話やメールの内容を含む通信情報を取得・分析したり、重大な被害を防止するため、警察・自衛隊が、攻撃サーバの不正プログラムの停止・削除や物理的破壊の措置を講じたりすることができるようになった。

【No. 8】 我が国の国会に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 日本における官邸主導の立法過程とは、英国の議院内閣制における議会運営に範を取るものであり、内閣は国会における議事進行を担う。与党の幹事長が国務大臣を兼ね、国会の議決に際して与党議員が造反しないように監督する。その背景としては、日本の国会は議院内閣制の議会であり、大統領制の議会と同じく立法権と行政権が融合的に運用されるため、党の決定に対する議員の造反が起こりやすいことが挙げられる。
2. 日本の国会が積極的な役割を果たしていないとする議論によると、内閣提出法案の多さやその成立率の高さから、日本の立法過程は官僚主導と評価される。それに対して、議事運営における全会一致や会期不継続の原則、委員会制、二院制といった日本の国会の制度的特徴を利用して、立法過程において野党が影響力を行使する結果、与党は全ての法案を成立させられるわけではないことに着目する議論が登場した。これを粘着性論と呼ぶ。
3. 日本の立法過程の大きな特徴は、野党による事前審査制である。事前審査制とは、法案が議長に送付され、委員会に付託される前に野党が付託の可否を審査する、「国会法」で定められた仕組みである。これにより、与野党の意見が著しく異なる法案については、野党は委員会における審議の対象とすることを拒否できる。とりわけ、官邸主導の政策形成が目立つようになる前は、野党に事実上の拒否権を与える制度として、立法過程において大きな影響を及ぼした。
4. 日本の立法過程における国会の役割を高めるため、2000年代以降、国会の制度改革が行われた。一つは、「国会審議活性化法」の制定により、大臣の質疑応答において専門的知識を有する官僚のサポートを確実に得るため、政府委員制度を導入した。また、同法では、衆議院予算委員会において党首討論を導入し、政党の代表者としての党首の役割を拡大した。さらに、事務次官等会議を法定化して、大臣をサポートする役割を強化した。
5. N. ポルスビーによると、議会はアリーナ型と変換型に大きく分類することができる。アリーナ型の議会とは、議会の主要な機能として、有権者の利益の集約を果たすことを最も重視するものである。米国の連邦議会など、大統領制における議会が該当するという。変換型の議会とは、議会の主要な機能として、有権者の政治的社会化を果たすことを最も重視するものである。日本の国会など、議院内閣制の議会が該当するという。

【No. 9】 統治機構や政治情勢に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 米国の大統領と連邦議会の関係について、大統領と議会はそれぞれ独立性が高く、大統領は議会を解散する権限を持たず、議会にも大統領に対して不信任決議や弾劾を行う権限はない。また、立法手続においては、大統領は自ら議会に法案を提出できないが、議会両院を通過した法案の成立を阻止する拒否権を行使でき、議会が拒否権を覆す権限はない。
2. 英国の国家元首である国王は、立憲君主として広範な国王大権を保有しているが、国王大権は一部の例外事項を除き儀礼的なものである。また、議会解散の国王大権は、2011年に廃止されて以降、復活していない。他方で、首相の任命は国王大権に属し、議会に首相の選出権はなく、憲法慣例上、首相には貴族院の多数党党首が国王により任命される。
3. ドイツの大統領と首相の関係について、大統領は対外的に連邦を代表する国家元首であるが、権限は象徴的・形式的である。これに対して、首相は大統領の候補者推薦に基づき連邦議会が選出し、大統領が任命するが、首相の権限は広範にわたり強く、統治システムとしては議院内閣制に分類される。
4. ロシアにおいては、大統領選挙の任期制限に関する憲法改正が提案された2020年1月時点では、大統領の任期は1期6年で、任期の連続性にかかわらず3選は禁じられていたが、2020年7月に発効した憲法改正によって、3選の禁止が撤廃された。このため、2012年に初めて大統領に就任したプーチン大統領は、2024年の大統領選挙に立候補が可能となり、再選を果たした。
5. EUの立法権については、EU加盟国の閣僚から成るEU理事会と、加盟国ごとに選挙で同数選出される議員から成る欧州議会が共有しており、現在では、両者の立法権限に差異はない。行政権については、各加盟国首脳が出席する欧州理事会が、EU全体の進むべき方向性について指針を与え、数万人規模の職員を擁する欧州委員会がEUの行政を担っている。

【No. 10】 近年の我が国の内閣に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 森喜朗内閣の後を受け、平成 13(2001)年 4 月に首相に就任した小泉純一郎は、「聖域なき構造改革」として、経済、財政、行政、社会、政治の各分野における構造改革に取り組んだ。例えば、財政の分野では、「コンクリートから人へ」をスローガンに公共事業の削減を進めるとともに、行政の分野では、将来にわたる活力ある地域社会の実現と東京圏への一極集中の是正を目的として、地方創生の取組を推進した。
2. 平成 21(2009)年 8 月の衆議院議員総選挙により、民主党を中心とした連立政権が発足し、首相に就任した鳩山由紀夫は、沖縄県の米軍普天間基地の移設問題に関し、当初の県外移設方針を実現させた。鳩山由紀夫内閣の後を受け、平成 22(2010)年 6 月に首相に就任した菅直人は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、国内にある全ての原子力発電所に対して、原子炉の運転停止を要請し、全ての原子力発電所はこれに応じた。
3. 平成 24(2012)年 12 月の衆議院議員総選挙により、自民党を中心とした連立政権が発足し、首相に就任した安倍晋三は、大胆な金融政策・機動的な財政政策・民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を柱とする経済政策により、デフレ脱却・経済再生を目指した。また、平成 30(2018)年に、残業時間の上限規制等を盛り込んだ「働き方改革関連法」を成立させた。
4. 安倍晋三内閣の後を受け、令和 2(2020)年 9 月に首相に就任した菅義偉は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、全都道府県を対象として緊急事態宣言を発令した。また、緊急経済対策として、基準日において住民基本台帳に記録されている者を対象に、一律 10 万円の特別定額給付金を支給することを決定した。
5. 菅義偉内閣の後を受け、令和 3(2021)年 10 月に首相に就任した岸田文雄は、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言した。また、「異次元の少子化対策」として、公立高等学校について授業料を無償とするとともに、私立高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金を支給する制度を創設した。

【No. 11】 次の英文は、宗教改革の政治思想に関する記述の一部である(一部省略又は変更している箇所がある。)。A、Bに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

- | A | B |
|----------------|---------------------------------------|
| 1. Calvin | the birth of conservatism |
| 2. Calvin | the centralization of civil authority |
| 3. Calvin | the war of American independence |
| 4. Machiavelli | the birth of conservatism |
| 5. Machiavelli | the centralization of civil authority |

【No. 12】 次の英文は、正義論に関する記述の一部である(一部省略又は変更している箇所がある。)。A～Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C
1. a social contract	the honest and industrious	reasonable pluralism
2. a social contract	the honest and industrious	social and economic inequality
3. a social contract	the least well off	reasonable pluralism
4. utilitarianism	the honest and industrious	social and economic inequality
5. utilitarianism	the least well off	social and economic inequality

【No. 13】 次の英文は、ポピュリズムに関する文献の一部である(一部省略又は変更している箇所がある)。A～Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C
1. sovereign	a democratic	the subjects
2. sovereign	a democratic	the elites
3. sovereign	an oligarchic	the elites
4. the common	an oligarchic	the subjects
5. the common	an oligarchic	the elites

【No. 14】 次の英文は、米国における市民社会に関する文献の一部である(一部省略又は変更している箇所がある)。A～Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C
1. political	inefficiency	allegiance
2. political	inefficiency	trustworthiness
3. political	productivity	allegiance
4. social	productivity	trustworthiness
5. social	inefficiency	allegiance

【No. 15】 国際関係における主要な考え方に関するア～オの記述のうち、主にリベラリズムについて述べた記述として妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 世界は基本的に国々の行動を統制する権威が存在しないアナーキーではあるものの、国家間の同盟により競合する勢力間の力の均衡が保たれている場合、特に二つの超大国が並び立つ二極体制の場合には、秩序を安定的に保つことが可能である。

イ. 民主主義国では議会や世論、メディアなどの役割が大きく政治指導者の恣意的な決定が妨げられ、暴力ではなく話し合いで利害対立を解決すべきという規範が働く。それゆえ民主主義国どうしは戦争をしにくいと考えられる。

ウ. 世界経済における格差は構造的なものであり、一次産品を輸出する「周辺」に位置する途上国は貿易赤字が継続し、「中心」に位置する先進国との格差は拡大しがちである。

エ. 「自由な貿易は平和に結び付き、高率関税、貿易障壁、不公平な経済競争は戦争に結び付く」という有名な言葉があるように、自由貿易は国際関係を協調的、平和的なものにする効果があると考えられる。

オ. 特定の国のリーダーシップが十分発揮されない場合においても、国際制度を通じたルールの制定や普及を通じ、協調的な国際関係を保つことは可能である。

1. ア、オ
2. イ、ウ
3. ウ、エ
4. イ、エ、オ
5. ウ、エ、オ

【No. 16】 次のア～オは、東西冷戦終結前後の出来事についての記述である。これらを古いものから順に並べたものとして最も妥当なのはどれか。

- ア. 独立国家共同体(CIS)が創設された。
- イ. 米ソの両首脳により、マルタ会談が行われた。
- ウ. ワルシャワ条約機構(WTO)が解体された。
- エ. ソ連共産党書記長にゴルバチョフが就任した。
- オ. 東欧で自由化・民主化が進む中で、ベルリンの壁が崩壊した。

- 1. イ→ウ→エ→オ→ア
- 2. イ→エ→オ→ウ→ア
- 3. エ→イ→ウ→オ→ア
- 4. エ→オ→ア→ウ→イ
- 5. エ→オ→イ→ウ→ア

【No. 17】 核軍縮・核不拡散についての取組に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 国際原子力機関(IAEA)は、米国の J. カーター大統領が 1953 年に行った「平和のための原子力」演説を契機に、原子力の平和利用を促進するために設立され、非核兵器国が自国の核物質を軍事目的に転用していないかなどについて査察等の保障措置を行っている。査察を実施する際には、いかなる場合にも事前に対象国の政府に通告することなく査察を行うことが可能である。
2. キューバ危機を受けて、米国とソ連は、同盟国を自国の「核の傘」の下に入れ、敵対国からの核攻撃の威嚇をけん制すると同時に、同盟国が自ら核開発・配備をする必要性を低め、核の拡散を防止しようとした。また、1963 年当時核保有国であった米国とソ連の 2 か国間で、大気圏、地下、水中及び宇宙空間での核実験を禁止する包括的核実験禁止条約(CTBT)を締結した。
3. 1968 年に締結された核兵器不拡散条約(NPT)は、1967 年 1 月時点で核兵器を保有していた核兵器国を対象に核兵器の譲渡などを禁止し、誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定していたが、非核兵器国に対する制約や義務は設けられていなかった。1990 年代後半には、非核兵器国として加盟していたインドやパキスタンは脱退を表明し、核実験を行うようになった。
4. 国際連合総会で採択された核兵器禁止条約は、核兵器の全面的な廃絶に向けて、核兵器の開発、製造、取得、貯蔵、使用等を禁止しているほか、核兵器への転用の恐れがあるため原子力の平和利用も禁止している。同条約を批准している日本は、国連総会において 1994 年以降毎年、核兵器廃絶決議を提案しており、いずれも採択されている。
5. 2023 年に開催された G7 広島サミットでは「核軍縮に関する G7 首脳広島ビジョン」が発出され、全ての者にとっての安全が損なわれない形での核兵器のない世界の実現に向けた G7 各国のコミットメントが再確認された。同文書では、岸田首相が表明した核兵器不使用の継続の重要性の共有などを掲げた行動計画である「ヒロシマ・アクション・プラン」についても言及された。

【No. 18】 米国の外交政策に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. J. モンロー大統領は、欧州地域を始めとする国際紛争に可能な限り関わらず、諸外国からの北半球への介入を妨げる孤立主義を外交の基本方針として採用した。その後、この考え方は歴代政権において外交の基本姿勢として引き継がれ、米国は、第一次世界大戦に参戦するまで、アメリカ大陸以外の地域における紛争に軍事的・外交的に介入することはなかった。
2. 第一次世界大戦が勃発し、翌 1915 年にドイツ潜水艦が商船に対し無警告の攻撃を始めると米国は同年これに参戦した。W. ウィルソン大統領は、パリ講和会議で新たな国際秩序構想についてまとめた「14 カ条」を発表し、民族自決の精神や集団安全保障体制の構築、秘密外交の廃止、公海の自由等を掲げた。特に集団安全保障体制の構築に関しては、米国の主導により国際連盟が創設され、米国は、英国、フランス、イタリア、日本と共にその常任理事国となった。
3. ドイツのポーランド侵攻により、第二次世界大戦が勃発し、その戦地が各地に拡大する中で、米議会では反ファシズム陣営支援の気運が高まり、中立法を改正して交戦国に対する武器禁輸を撤廃した。F. D. ローズヴェルト大統領は、米国が「民主主義の武器庫」であらねばならないと国民に訴え、米議会は 1941 年に武器貸与法を制定した。これらにより、米国は連合国に武器等の物資を提供した。
4. J. F. ケネディ政権は、ソ連がキューバに長距離核ミサイル基地を建設し、核弾頭を配備したことによる核戦争勃発の危機に直面した。同政権は、議会の反対により海上封鎖の措置を採らなかったものの、二国間や国際連合を介した外交交渉により、ブレジネフにミサイル基地の撤去を表明させることに成功した。核戦争の瀬戸際を経験した米ソ両国は、ホットライン協定を締結し、首脳間の直接通信回線を設置した。
5. G. W. ブッシュ政権下の米国は、外交安全保障政策に関する姿勢を、多国間主義から、大量破壊兵器を行使する危険がある国家やテロ組織に対する先制攻撃論や単独主義の堅持に転化させた。同政権は、2001 年 9 月 11 日の同時多発テロの首謀者を保護しているとの理由で、イランを「悪の枢軸」と呼び、空爆した。さらに翌年には、ロシア、中国に加え、英国やフランスが反対する中、米国との同盟を重視するオーストラリア、インドを有志連合の主な構成国としてイラク戦争を開始した。

【No. 19】 国際社会における非国家的主体の活動と影響に関する次の記述のうち、最も妥当なものはどれか。

1. 非政府組織(NGO)の中には、国際連合憲章に基づき、国連の経済社会理事会との正式な協議資格を持つものがある。冷戦終結後に構成されたグローバル・ガバナンス委員会は、政府や国際機関に限らず、NGO や市民運動、多国籍企業などを含めた諸主体で、環境問題、貧困や格差、感染症、軍備拡大や紛争などの地球規模の問題の解決を図ろうとするグローバル・ガバナンスの考え方に関する報告書を公表した。
2. 国境を越えた企業の生産活動や直接投資、金融市場の自由化が進む中、1990 年代後半に先進国でも反グローバル化運動が見られるようになった。1999 年に G20 財務大臣・中央銀行総裁会議をシアトルで開催しようとした際、自由化が多くで社会で健康や環境、労働条件などの面で被害を及ぼすとする大規模な抗議運動が米国の企業家を中心に行われ、閣僚会議が流会となった。
3. 英国で設立された NGO のオックスファムが 1971 年に開始した世界経済フォーラムは、企業経営者、政治家、学者、NGO 関係者など世界のリーダーを集め、経済成長、環境の持続可能性、金融システム、保健衛生など重要な課題に取り組むことを目的としており、毎年スイスで「ダボス会議」を開催している。1999 年のダボス会議では、潘基文国連事務総長により、国連グローバル・コンパクトの提案が行われた。
4. NGO が国際規範の形成に一定の役割を果たした事例に、「クラスター弾に関する条約」がある。クラスター弾連合(CMC)は、紛争後も続く住民への人道問題としてこの問題を国際世論に訴え、ノルウェーを始めとした有志国と連携して賛同国を広げ、同条約を採択させた。CMC は 1997 年にノーベル平和賞を受賞し、この交渉方式は、対人地雷禁止条約の交渉モデルとなった。2025 年 6 月時点で米国や中国を含む 100 か国以上が「クラスター弾に関する条約」の締約国となっている。
5. ナイジェリアの内戦を経験したフランス人医師・ジャーナリストが 1971 年に創立した赤十字国際委員会は、天災、人災、武力紛争などで適切な医療を受けられない人々に対し、治療や予防などの支援活動を行う NGO である。1999 年には人道援助活動が評価されノーベル平和賞を受賞している。このように具体的な事業を実施する NGO は、アドヴォカシー型と呼ばれる。

【No. 20】 次の英文は、国際制度についての記述の一部である（一部省略又は変更している箇所がある。）。A～Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C
1. international organizations	supranational	war
2. international organizations	domestic	diplomacy
3. great powers	supranational	diplomacy
4. great powers	bureaucratic	peacekeeping
5. civil society actors	domestic	war

【No. 21】 次のア～ウは、国際関係の理論や概念を説明した文章の一部である(一部省略又は変更している箇所がある)。それぞれの文章と、そこで説明されている理論・概念の組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

ア	イ	ウ
1. unrecognized states	interest groups	collective security
2. welfare states	norm defenders	transitional justice
3. welfare states	norm entrepreneurs	humanitarian intervention
4. quasi-states	interest groups	collective security
5. quasi-states	norm entrepreneurs	transitional justice

【No. 22】 次のア～ウは、国際関係に関する文献の一部である（一部省略又は変更している箇所がある。）。それぞれの文章と、その著者の組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

ア	イ	ウ
1. J. Gaddis	R. Putnam	J. Mearsheimer
2. J. Gaddis	S. Huntington	R. Axelrod
3. R. Keohane	S. Huntington	K. Waltz
4. R. Keohane	H. Morgenthau	R. Axelrod
5. B. Russett	H. Morgenthau	J. Mearsheimer

【No. 23】 人身の自由に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。
ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 捜査対象者らの承諾のない GPS 捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品にひそかに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であるが、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものであるとまではいえなため、刑事訴訟法上の強制の処分には当たらず、令状がなくとも行うことができる。

イ. 刑事事件において、被告人以外の第三者の所有物を没収する場合は、被告人に対する付加刑の言渡しにより、その刑事処分の効果が第三者に及ぶことから、所有物を没収される第三者に対し、何ら告知、弁解、防御の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは、著しく不合理であり、憲法第 29 条及び第 31 条に違反する。

ウ. 憲法第 33 条は、不法な逮捕からの自由として、逮捕についての令状主義を規定しているが、現行犯として逮捕される場合はその例外である。また、令状は、裁判官が発したものであり、かつ、理由となっている犯罪を明示していなければならない。

エ. 憲法第 34 条前段の弁護人に依頼する権利は、単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないということにとどまるものではなく、被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談しその助言を受けるなど、弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障しているものと解すべきである。

オ. 憲法第 38 条第 1 項の規定によるいわゆる供述拒否権は、自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項について供述を強要されないことを保障したものであるが、旧国税犯則取締法上の質問調査手続は、実質上刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結び付く作用を一般的に有するわけではないため、当該手続に供述拒否権の保障は及ばない。

1. ア、オ
2. イ、エ
3. エ、オ
4. ア、ウ、オ
5. イ、ウ、エ

【No. 24】 国会議員に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 議員は、その所属する議院に議案を発議する権能を有している。予算を伴う法律案については、衆議院では 50 人以上、参議院では 20 人以上の議員の賛成があれば発議することができ、それ以外の議案については、衆議院では 20 人以上、参議院では 10 人以上の議員の賛成があれば発議することができる。

イ. 国会議員は、国会会期中に逮捕されない特権を有するが、ここでいう逮捕とは、刑事訴追上の逮捕、勾引又は勾留を意味し、心身の安全のために実施される、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律上の措置入院は含まれないと一般に解されている。

ウ. 国会議員が国会で行った質疑等において、個別の国民の名誉や信用を低下させる発言があったとしても、これによって当然に国家賠償法の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が生じるものではなく、国の責任が肯定されるためには、当該国会議員が、その職務とは無関係に違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、あえて虚偽の事実を摘示するなどの特別の事情があることを必要とする。

エ. 国会議員に免責特権が認められているのは、院内での言論の自由を保障し、国会活動を助長するためであるから、内閣総理大臣や国会議員である国務大臣が閣僚として行った演説や討論についても免責特権が及ぶことが憲法に明文で規定されている。

1. イ
2. ウ
3. ア、ウ
4. ア、エ
5. イ、エ

【No. 25】 我が国の憲法改正に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 憲法は、その改正について、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議することを定めているが、衆議院において憲法改正案が可決されたものの参議院において否決された場合には、再度衆議院において憲法改正案が可決されれば、それが国会による発議とみなされる。
2. 憲法の改正が国会で発議されると、国民の承認を求めるために国民投票が行われる。この国民投票では、満18歳以上の日本国民に投票権が与えられ、投票総数の過半数の賛成があった場合、国民の承認があったものとみなされる。なお、一定の投票率に達しない場合には過半数の賛成があっても承認があったとはみなさない、いわゆる最低投票率の制度は採用されていない。
3. 国民投票に関し異議がある投票人は、憲法改正発議の主体たる国会を被告として、国民投票の結果の告示の日から30日以内に、最高裁判所に国民投票無効の訴訟を提起することができる。憲法の改正は非常に影響力が大きいことに鑑み、この訴訟が提起されると、判決までの間、国民投票の効力は停止される。
4. 憲法の改正について、国民投票により国民の承認を経たとき、天皇は、その名において、日本国憲法と一体を成すものとして、1週間以内にこれを公布しなければならない。この公布は、国事行為である。
5. 憲法の改正については、大きく分けて、全ての規定について自由に改正が行えるとする説(Ⅰ説)と、一部の規定については自由に改正が行えないとする説(Ⅱ説)があるが、基本的人権や国民主権といった普遍的かつ実定法に優越する原理が存在するという考え方は、Ⅰ説に対してより親和的である。

これ以下は**選択問題**です。

No. **26**～No. **55** の **30 題**から**任意の 15 題**を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 26】 政府の執政制度に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 大日本帝国憲法下の日本の内閣制度では、内閣総理大臣は天皇を輔弼する責任を負うことと規定され、内閣における同輩中の首席として各大臣を統制する強い権限が与えられていた。内閣は各省の利害を総合調整する役割を担うため、内閣総理大臣は統帥権を代行する形で陸海軍を含む国務大臣の任免権を有していた。
2. 55 年体制における日本の内閣制度では、内閣総理大臣が主任の大臣として各省の行政事務を指揮監督する権限を有し、国務大臣は内閣総理大臣の指揮の下で行政事務を分担する構造であった。しかし、閣議の意思決定は多数決とする規定があったため、各省の自律性が高く内閣総理大臣が各省を統制する手段が不足していたことから、1990 年代後半からの中央省庁等改革により内閣機能が強化された。
3. 内閣府には各省横断的な政策に関する基本方針を決定する場として、経済財政諮問会議をはじめとした重要政策会議が設置されているほか、北方及び沖縄、金融などの政策を担当する特命担当大臣が置かれており、特定の重要政策に関する企画立案・総合調整を行っている。特命担当大臣は国務大臣であり、特命担当大臣を含む国務大臣全体の半数未満に国会議員以外の民間人を充てることもできる。
4. 執政制度を本人・代理人(プリンシパル・エージェント)関係から捉えると、議院内閣制は本人から代理人への委任関係の連鎖が、有権者→議会→首相→官僚、有権者→議会→大臣→官僚という二元的な構造になる。議院内閣制は立法権と執政権が対抗的な関係にあり、内閣と議会の多数派の政党が一致する場合には首相は強いリーダーシップを発揮することができるが、両者の政党が異なる分割政府の場合は首相のリーダーシップは相対的に弱いものとなる。
5. 平成 26(2014)年に内閣府に設置された内閣人事局は、国家公務員について幹部職員人事の一元管理、各府省の定員管理を担う組織である。従来は人事院が任免など勤務条件に関する事務を、財務省が級別定数・定員管理を担っていたが、これらの機能が全て内閣人事局に集約されることとなり、官邸主導の人事管理が行われるようになった。

【No. 27】 我が国の公務員制度に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 国家公務員は、国家公務員法上、一般職と特別職に分けられる。特別職以外が一般職とされ、特別職には、大臣、副大臣、国会職員、裁判官、自衛官のほか各府省の事務次官、局長など特に高い政治的中立性が求められる職員が含まれる。国家公務員法上の情実任用の排除、身分保障、厳正な服務に関する諸規定は一般職及び特別職に適用される。
2. 一般職の全ての国家公務員・地方公務員は団結権を有しており、府省や地方公共団体ごとに職員団体を結成して人事当局と交渉し、団体協約の締結を行っている。国がかつて運営してきた公社や地方公共団体が運営する公営企業の職員は争議権も有しており、例えば過去の日本国有鉄道の職員は争議権を行使してストライキをすることができた。
3. 国家公務員の給与水準の決定については、第三者機関である人事院が民間企業の給与水準を調査し、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として、毎年、国会と内閣に対して報告を行う。給与水準の改定に当たっては人事院の勧告が行われ、基礎的な勤務条件である勤務時間についても、近年フレックスタイム制の柔軟化のために人事院の勧告が行われた。
4. 国の機関と地方公共団体の多くの職員は大部屋で働き、職員個人の職務内容が明確ではないため、部下や同僚の業務の遂行状況を日常的に評価することが難しい。また、公務員の業務は特殊で、売上高等の金銭的尺度による評価が困難であるために、専門能力や業績の評価に関わる人事評価制度に関する法律の規定はなく、各府省や地方公共団体ではそれぞれ独自に人事評価を行っている。
5. 国の機関では、組織の活性化と人材育成を図ることを目的として、採用した府省と他の府省や地方公共団体、民間企業などとの間で人事交流が行われている。国の機関と地方公共団体又は民間企業との人事交流の特徴としては、府省からの出向・派遣者数が年々増加する傾向にある一方で、府省への出向・派遣者数が年々減少する傾向にあることが挙げられる。

【No. 28】 公共政策の形成過程に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 有力な政治家により掲げられた政策のアイデアがその後の政策形成に影響を及ぼすことがあり、そのような政策のアイデアを C. リンドブロムは政策遺産と表現した。政策形成過程において過去の政策遺産が政治家の支持基盤を強固にし、選挙での再選を有利にする現象をロックイン効果という。また、政策遺産とそのロックイン効果から、過去の政治的支持基盤が現在へと継続される現象は経路依存性と称される。
2. 国会の審議過程で議員が行う質問は、事前に与党の国会対策委員会に通告がなされる。質問通告が受理されると、質問する議員は各府省の所管課に赴き質問内容の詳細な説明を行う。答弁作成に十分な時間を確保するため、質問通告は審議の 14 日前までに行うことが義務付けられている。会期中は質問に対する答弁を作成するため多くの職員が府省内に待機しており、自部局への質問がないことが確定した段階で待機指示が解除される。
3. 各府省の予算の概算要求は、まず所管課単位で要求すべき事項が課内予算担当に集められ、所管課内で取捨選択の後に局内の予算担当課へ提出される。局の予算担当課は各課の要求案を査定し、局の要求案を府省の予算担当課へと上げ、府省の予算担当課は各局の要求案を査定し府省の概算要求書を策定する。ある段階での査定者は、次の段階では要求者となって自らが査定した予算内容を弁護する立場となる構造になっている。
4. 国の法案の策定作業は所管官庁を中心に行われるが、国会提出に至るまでには各府省との協議による調整が必要となる。法案を策定する所管官庁は閣議決定が行われた後に、他の全ての府省に対して法案に関する意見照会を行い、全府省の合意を取り付けることが求められる。各府省との協議の末、府省間の交渉の合意事項について覚書と呼ばれる文書を取り交わすこともあるが、取り交わされた覚書は非公開とされている。
5. J. キングダンによれば、公共的な問題が解決されるには、初めに政治的な支持が必要であり、次に問題解決のための有効な政策案が準備された後に、政策を実施するための予算が確保されることが必要であるという。このように政治、政策、予算の三つの流れが段階的に進展することで公共的な問題が解決に至ることを、キングダンは「政策の窓が開く」と表現している。

【No. 29】 我が国の地方自治に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 定住自立圏構想は、人口減少社会において安心して暮らせる集落を維持することを目指す広域連携の構想である。この構想では、定住自立圏として集落単位の地区を定めた上で、地区全体の暮らしに必要な生活機能を住民の自助・共助により確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図ることとされている。また、住民が互いに連携・協力することで、自立した住民参加のまちづくりに取り組むこととされている。
2. 都道府県の処理する事務は、国・市区町村との間で補完性の原理に基づく役割分担がなされており、国が処理できない事務を都道府県が補完し、都道府県では処理できない事務を市区町村が補完する形となっている。都道府県は市区町村を包括する広域の地方公共団体であり、その共通する業務として、例えば、国民健康保険の保険料徴収、小学校の設置、一般廃棄物の収集・処理などの事務を担当すると法律で規定されている。
3. 東京都区部には市町村ではなく、地方自治法上の特別地方公共団体に当たる特別区が設置されている。特別区は東京都の内部的な行政機関として位置付けられているが、基本的に市町村と同一の事務処理を担当し公選制の首長・議会も設置されている。特別区は首都である東京都固有の制度で、他地域で導入することは認められていない。
4. 憲法第 95 条には首長・議員の解職に関する住民投票の規定がある。地方公共団体の住民は有権者の 50 分の 1 以上の署名を集めることで解職に関する住民投票を請求し、住民投票で有権者の過半数が同意すれば首長・議員を解職することができる。また、地方自治法には条例の制定・改廃に関する住民投票の規定がある。住民投票で有権者の過半数が同意すれば、首長・議会は投票結果に従い条例を制定・改廃しなければならない。
5. 昭和 20(1945)年時点で約 1 万を超えていた市町村の数は、昭和の大合併を経て約 3,000 まで減少し、平成の大合併の推進期間が終わる平成 22(2010)年 4 月には約 1,700 まで減少した。平成の大合併の背景には、1990 年代後半の地方分権改革による市町村の役割の拡大があった。市町村合併の目的は、分権の受け皿として市町村の行財政基盤を強化することにある、合併を促進するため各種の財政措置が講じられた。

【No. 30】 次の英文は、独立行政法人制度に関する文章である（一部省略又は変更している箇所がある。）。A～Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C
1. New Public Governance	politics and administration	privatized
2. New Public Governance	politics and administration	detached
3. New Public Management	politics and administration	detached
4. New Public Management	planning and implementation	detached
5. New Public Management	planning and implementation	privatized

【No. 31】 次の英文は、英国の欧州連合(EU)離脱を受けて 2020 年 2 月 1 日に出された我が国の外務大臣談話である(一部省略又は変更している箇所がある。)。A～Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C
1. agreement	Mr. Boris Johnson	the Japan-EU Economic Partnership Agreement (EPA)
2. agreement	Ms. Theresa May	the Japan-EU Economic Partnership Agreement (EPA)
3. agreement	Mr. Boris Johnson	the Trans-Pacific Partnership (TPP)
4. arbitration	Ms. Theresa May	the Trans-Pacific Partnership (TPP)
5. arbitration	Mr. Boris Johnson	the Trans-Pacific Partnership (TPP)

【No. 32】 国際金融機関の概要と出資率上位の国々について述べたア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. The Asian Development Bank is a multilateral development bank that began operations in 2016, primarily focusing on financing infrastructure in developing countries in Asia. As of June 2025, its five largest shareholders are: China (30.51%), India (8.57%), Russia (6.69%), Germany (4.59%), and Korea (3.83%).

イ. The Asian Infrastructure Investment Bank is a multilateral development bank, founded in 1966, that works to support inclusive, resilient and sustainable growth across Asia and the Pacific. As of December 2024, its five largest shareholders are as follows: the United States and Japan, both with 15.57% of shares, followed by China (6.42%), India (6.31%), and Australia (5.77%).

ウ. The International Bank for Reconstruction and Development, established at the Bretton Woods Conference, is the world's largest development bank. It provides financial products and policy advice aimed at helping countries reduce poverty and extend the benefits of sustainable growth worldwide. As of June 2025, its six largest shareholders are as follows: the United States (16.68%), Japan (7.38%), China (6.16%), Germany (4.38%), France and the United Kingdom (both 4.01%).

エ. The New Development Bank, a multilateral development bank, was established in 2015 and is headquartered in Shanghai. Its primary purpose is to mobilize resources for infrastructure and sustainable development projects in emerging markets and developing countries. As of June 2025, the five largest shareholders, each possessing an 18.98% stake, are India, China, South Africa, Russia, and Brazil.

オ. The European Central Bank, originally established in 1991 to help build a new, post-Cold War era in Central and Eastern Europe, later expanded its operations into three continents. As of July 2025, its five largest shareholders are: the United States (9.21%), and France, Germany, the United Kingdom, and Japan (each at 8.90%).

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. ウ、エ
4. ウ、オ
5. イ、エ、オ

【No. 33】 次の英文は、2025 年の G20 議長国を担当する南アフリカ共和国に関する評論である（一部省略又は変更している箇所がある。）。A～D に当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C	D
1. South	UN Security Council	ICC	IBSA
2. South	UN Security Council	ICJ	BRICS
3. South	UN General Assembly	ICC	SADC
4. North	UN General Assembly	ICJ	IBSA
5. North	IAEA	ICC	BRICS

【No. 34】 国際法の法源及び条約に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 国際司法裁判所規程は、裁判において適用する規則として、条約、国際慣習法に加え、法の一般原則を挙げている。このうち、法の一般原則は、法則決定の補助手段として位置付けられており、これには裁判上の判決及び学説も含まれる。

イ. 一般に、国際慣習法の成立には、一般慣行及び法的信念(法的確信)の存在が求められる。このうち、一般慣行は主に国家実行の蓄積により形成されるが、それらは国家元首や外務大臣の言動を通じて認識されるほか、国内の立法機関や司法機関の行為も、国家実行を確認する際の対象となり得る。

ウ. 条約法条約(注)は、終了に関する規定を含まず、かつ、脱退について規定していない条約であっても、当事国が脱退の可能性を許容する意図を有していたと認められる場合には、脱退しようとする当事国が、12 か月前までにその意図を通告することを条件として、脱退が可能である旨を規定している。

エ. 条約法条約は、法的安定性の観点から条約の無効原因を限定して規定しており、例えば、条約締結権能に関する国内法違反、国家代表の権限踰越、錯誤、詐欺、国家代表の買収などが挙げられている。これらに該当する場合、条約は、当事国による無効主張の有無にかかわらず当然に無効となり、当初から効力を有さなかったものとして取り扱われる。

オ. 条約は、その全ての当事国において、国内法秩序に自動的に組み込まれ、各国の裁判所は、条約の規定を裁判上の適用法規として取り扱わなければならない。一方で、国際慣習法は、成立時期の特定が容易ではなく、その内容が一般に明晰さを欠くことから、国際慣習法が国内法上の効力を有するためには、その内容が制定法その他の形で国内法に変形されることを要する。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

(注) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

【No. 35】 国際法における国家と私人の関係に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 難民条約(注1)の締約国は、難民を自国内に受け入れる義務を負わないが、その一方で、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある国へと難民を追放又は送還することは原則として禁止される。
- イ. 一般国際法上、国家は、自国の法律により重大な犯罪とされる行為を自国民が行った場合であり、かつ、その者が自国領域内に所在する場合であっても、当該行為の実行地が他国領域内であったときは、当該他国が有する属地的管轄権が優越するため、いかなる刑事管轄権をも行使することはできないと一般に解されている。
- ウ. スクーナー船エクスチェンジ号事件(注2)において、米国の連邦最高裁判所は、私人が外国政府に対して当該外国の軍艦に関する民事訴訟を提起した場合に、その軍艦が商業目的で用いられていたときは当該外国は裁判権から免除されないと判示したが、かかる立場は現在の一般国際法では支持されていない。
- エ. 在テヘラン米国大使館員人質事件(注3)において、国際司法裁判所は、国の公務員又は機関としての公的地位を有していない私人の行為が国の行為とみなされる余地は国際法上存在しないものの、外国の公館を自国の私人による侵害から適切に保護しなかったことは国の責任を生じさせると判示した。
- オ. 投資紛争解決国際センターは、投資紛争解決条約(注4)により、締約国と他の締約国の国民との間に生じた投資紛争を処理するための仲裁機関として設立された。私人が同センターに付託した紛争については、被申立国が仲裁判断に服さない場合を除き、当該私人の国籍国は外交的保護権を行使することができない。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

(注1) 難民条約とは、「難民の地位に関する条約」(1951年採択)を指す。

(注2) スクーナー船エクスチェンジ号事件とは、「The Schooner Exchange v. M'faddon and Others(米国連邦最高裁判所)1812年2月24日判決」を指す。

(注3) 在テヘラン米国大使館員人質事件とは、「在テヘラン米国大使館員人質事件(国際司法裁判所、米国対イラン)1980年5月24日判決」を指す。

(注4) 投資紛争解決条約とは、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(1965年作成)を指す。

【No. 36】 国際紛争の処理に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 歴史上、国際紛争の当事国間において条約が締結される例はしばしばみられたが、今日では、条約法条約(注1)が、国に対する強制の結果として締結された条約は無効であると規定しており、この強制とは、武力による強制に加えて、政治的又は経済的な圧力による強制をも含むと一般に解されている。
- イ. 国家責任条文(注2)によれば、国際違法行為を行った国が、被害国に対して金銭による賠償を行う場合には、当該行為により直接に発生した損害のみならず、当該行為がなかったならば被害国が得られたであろう利益についても、それが立証される限りにおいて、賠償の対象となる。
- ウ. 国際司法裁判所の裁判において、暫定措置(仮保全措置)を裁判所が指示するためには、当該裁判の審理が先決的抗弁の段階にとどまっている場合であっても、本案で争われている権利に関し、その存在の見込みがあることを原告国が立証しなければならないとする先例が形成されている。
- エ. 調停は、調停案を受諾するか否かを紛争当事国それぞれが裁量的に判断する手続であるため、国際社会の共通利益を保護する上で十分に効果的ではなく、それゆえ、多数国間条約上の紛争処理手続としては裁判又は仲裁を採用することが通例であり、調停を採用した例は存在しない。
- オ. ラヌー湖事件(注3)において、仲裁裁判所は、ある河川の上流国における事業活動が下流国に環境損害を引き起こすおそれがある場合には、一般国際法上の領域管理責任に基づく義務として、上流国は、事前に下流国との間で協議を行い、当該事業活動の実施について同意を得る必要があると判示した。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ウ、オ
5. エ、オ

(注1) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

(注2) 国家責任条文とは、「『国際違法行為に対する国の責任』に関する条文」(2001年草案採択、国連総会決議56/83添付文書)を指す。

(注3) ラヌー湖事件とは、「Affaire du lac Lanoux(スペイン＝フランス仲裁裁判所)1957年11月16日判決」を指す。

【No. 37】 国家領域及び海洋法に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 領海は、沿岸国の領域主権に服するものの、外国船舶には無害通航権が認められている。無害通航権の行使に際して、通航は継続的かつ迅速に行われなければならない、停船及び投じようは、航行に通常付随する場合や、危難を避ける場合などに例外的に認められる。潜水船にも無害通航権は認められるが、その際には海面上を航行しなければならない。

イ. 国連海洋法条約(注1)は、公海又は排他的経済水域の一部と公海又は排他的経済水域の他の部分との間にある国際航行に使用される海峡において、全ての国の船舶及び航空機に対して、通過通航権を認めている。しかし、当該権利は、もともと領海である海域に設定されている権利であるため、通過通航中の船舶が海峡沿岸国の法令に違反する場合には、その海峡沿岸国は当該船舶の通過通航を一時的に停止することができると同条約は規定している。

ウ. 特段の事情がない場合、領域国の許可なく外国航空機が領空に立ち入ることは領空侵犯とみなされる。領域国は、警告などの適切な防止措置を講じてもなお領空侵犯が継続する場合には、必要な対抗措置を採ることができると一般に解されている。ただし、民間航空機による領空侵犯については、シカゴ条約(注2)の追加条項において、武器の使用に訴えることを差し控えることが規定されている。

エ. 島の集団又はその一部、相互に連結する水域その他天然の地形が本質的に一つの地理的、経済的及び政治的単位を構成しているか又は歴史的にそのような単位と認識されているものを群島と呼ぶ。群島から成る国では、領海の範囲を定めるに当たり、群島を構成する全ての島がその内部に収まる最小の円を基線とすることが、国連海洋法条約により認められている。

オ. 沿岸国の権限ある当局は、自国の内水、領海又は接続水域において、外国船舶が当該水域について適用される自国の法令に違反したと信じるに足りる十分な理由がある場合、各海域で開始した当該外国船舶に対する追跡を公海において継続することができる。ただし、当該外国船舶が他国の接続水域に入った時点で、その追跡の権利は消滅する。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

(注1) 国連海洋法条約とは、「海洋法に関する国際連合条約」(1982年採択)を指す。

(注2) シカゴ条約とは、「国際民間航空条約」(1944年採択)を指す。

【No. 38】 国際安全保障に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. The Charter of the United Nations provides that decisions on procedural matters shall be made by an affirmative vote of nine members, while decisions on all other matters shall be made by an affirmative vote of nine members including the concurring votes of the permanent members.

イ. In the *Nicaragua* case^{*1}, the International Court of Justice held that, as a requirement under customary international law for exercising the right of collective self-defense, a State subjected to an armed attack must itself declare that it has been attacked; however, it is not required that the attacked State request other states to exercise the right of collective self-defense.

ウ. Additional Protocol I to the Geneva Conventions^{*2} stipulates that facilities containing dangerous forces, such as dams and nuclear power plants, shall not be made the object of attack, even where these facilities are military objectives, if such attack may cause the release of dangerous forces and consequent severe losses among the civilian population.

エ. The Rome Statute^{*3} lists the crime of aggression as one of the crimes within the jurisdiction of the International Criminal Court. However, a clear definition of acts of aggression has yet to be established under international law, and no document defining aggression has been adopted by international organizations, including the United Nations.

1. イ
2. エ
3. ア、イ
4. ア、ウ
5. ウ、エ

(注)^{*1} *Nicaragua* case : International Court of Justice, *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua* (*Nicaragua v. United States of America*), Merits, Judgment of 27 June 1986

^{*2} Additional Protocol I to the Geneva Conventions : Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I), adopted on 8 June 1977

^{*3} Rome Statute : Rome Statute of the International Criminal Court, adopted on 17 July 1998

【No. 39】 行政規則に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 行政機関が通達の趣旨に反する処分をした場合においても、そのことを理由として、当該処分の効力が左右されるものではない。また、裁判所は、法令の解釈適用に当たっては、通達に示された法令の解釈とは異なる独自の解釈をすることができ、通達に定める取扱いが法の趣旨に反するときは、独自にその違法を判定することもできる。

イ. 租税法の解釈をめぐって相反する複数の見解があり、裁判所の判断も分かれている状況において、課税庁が従来の取扱いを変更しようとする場合には、法令の改正によらなければならない、これに代えて通達を発するだけでは不十分であるといわざるを得ない。

ウ. 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃に関し、通達により示された原価計算の方法が、道路運送法所定の運賃認可の要件に適合するか否かの具体的判断基準として合理性を有するものである以上、事業者がこの方法により算定された額とは異なる運賃額を内容とする認可を申請し、その根拠となる原価計算書等を提出したとしても、行政庁は、当該提出書類に基づいて個別に審査判断するまでもなく、同法所定の運賃認可の要件に適合しないものとして、当該申請を拒否することができる。

エ. 行政手続法の規定により行政庁が定め、公にしている処分基準において、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある場合に、当該行政庁が後行の処分につき当該処分基準の定めと異なる取扱いをすることは、相当と認めべき特段の事情がない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たる。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ア、ウ、エ
5. イ、ウ、エ

【No. 40】 行政行為の瑕疵に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 行政処分の要件の存在を肯定する行政庁の認定に重大かつ明白な瑕疵があれば、その行政処分は当然に無効とされるが、瑕疵が明白であるかどうかは、行政処分の外形上、客観的に誤認が一見看取り得るものであるかどうかにより決すべきである。

イ. 行政庁が行政処分をするに当たって諮問機関に諮問し、その決定を尊重して行政処分をしなければならない旨を法が定めている場合、実際にその諮問を経たとしても、当該諮問機関の審理、決定(答申)の過程に重大な法規違反があることなどにより、その決定(答申)自体に法が当該諮問機関に対する諮問を経ることを要求した趣旨に反すると認められるような瑕疵があるときは、諮問を経てなされた行政処分も、違法として取消しを免れない。

ウ. 法人税の増額更正処分において付記理由に不備がある場合であっても、後日、これに対する審査裁決においてその更正処分の具体的根拠が明らかにされれば、その更正処分における付記理由不備の瑕疵は治癒される。

エ. 建築基準法に基づく位置の指定を受けた道路に対する道路位置廃止処分について、所定の権利者が処分の意味を正しく理解していなかったのであれば、当該処分は、権利者の承諾を欠く申請に基づいてなされたものといわざるを得ず、当該処分によって生じた違反状態が事後に解消するに至ったときであっても、当然に無効である。

オ. 建築基準法に基づく建築確認における接道要件充足の有無の判断と、東京都建築安全条例に基づく安全認定における安全上の支障の有無の判断は、異なる機関がそれぞれの権限に基づき行うこととされているから、安全認定が行われた上で建築確認がされている場合は、安全認定が取り消されなければ、建築確認の取消訴訟において安全認定が違法であることを理由に接道要件を満たしていないと主張することは許されない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 41】 選挙訴訟に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 公職選挙法に基づき衆議院議員又は参議院議員の選挙の無効を求める訴訟は、同法の規定に違反して執行された選挙の効果を失わせ、改めて同法に基づく適法な再選挙を行わせることを目的とし、同法の下における適法な選挙の再実施の可能性を予定するものであるから、同法自体を改正しなければ適法に選挙を行うことができないような場合を予期するものではなく、したがって、当該訴訟において議員定数配分規定そのものの違憲を理由として選挙の効力を争うことはできない。

イ. 公職選挙法に基づき衆議院議員又は参議院議員の選挙の無効を求める訴訟は、同法所定の選挙人又は公職の候補者のみがこれを提起し、当該選挙の無効原因として、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを主張して争うものであるから、当該訴訟において、同法が一定の者につき選挙権を制限していることの憲法適合性が争われることは、法律上予定されていない。

ウ. 公職選挙法に基づき衆議院議員の選挙の無効を求める訴訟の係属中、衆議院が解散された場合、解散によって当該選挙の効力は将来に向かって失われたものと解すべきであるから、当該訴訟の訴えの利益は消滅する。

エ. 公職選挙法に基づき衆議院議員又は参議院議員の選挙の無効を求める訴訟において、裁判所は、当該選挙は違法ではあるが、これを無効とすることが公共の福祉に適合しないと認めるときは、このような場合について、行政事件訴訟法所定の事情判決に関する規定を準用する旨の明文の規定が公職選挙法に置かれていることから、当該選挙が違法であることを主文において宣言した上で、請求を棄却することができる。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 42】 抗告訴訟の原告適格に関する次の記述のうち、判例に照らし、最も妥当なのはどれか。

1. 森林法に基づく林地開発許可処分について、当該処分の要件を定めた規定は、土砂の流出や水害等の災害による被害が直接的に及ぶことが想定される開発区域に近接する一定範囲の地域に居住する住民の生命、身体の安全等に加えて、周辺土地の所有権等の財産権を個々人の個別的利益として保護する趣旨をも含むものと解されることから、開発区域内又はその周辺に所在する土地上に立木を所有しているにすぎない者であっても、林地開発許可処分の取消しを求める原告適格を有する。
2. 建築基準法に基づく総合設計許可処分の取消訴訟において、当該許可に係る建築物の倒壊、炎上等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する建築物の居住者は原告適格を有するが、当該範囲の地域に存する建築物を所有するのみで居住していない者は原告適格を有しない。
3. 都市計画法に基づく開発許可処分について、当該処分の基準を定めた規定は、崖崩れ等による被害が直接的に及ぶことが想定される一定範囲の地域の住民の生命、身体の安全等を保護する趣旨を含むものと解されることから、開発区域内外を問わず、崖崩れ等による直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、開発許可処分の取消しを求める原告適格を有する。
4. 公衆浴場法が公衆浴場の経営につき許可制を採用したのは、主として国民保健及び環境衛生という公共の福祉の見地から出たものであり、適正な許可制度の運用によって保護されるべき公衆浴場経営者の営業上の利益は単なる事実上の反射的利益にすぎないから、既存の公衆浴場経営者は、第三者に対する公衆浴場営業許可処分の無効確認を求める原告適格を有しない。
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可処分について、風俗営業制限地域は、当該地域における良好な風俗環境の保全を目的として指定されるものであるから、風俗営業制限地域に居住する住民は、当該地域においてなされた風俗営業許可処分の取消しを求める原告適格を有する。

【No. 43】 国家賠償法第2条に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 幅員7.5mの道路中央線付近に故障した大型貨物自動車が87時間にわたって放置され、これに原動機付自転車が激突した人身事故において、道路の安全性を著しく欠如する状態であったにもかかわらず、道路管理者が、事故発生まで当該自動車が放置されていることを知らず、道路の安全性を保持するために必要とされる措置を全く講じていなかった場合には、当該道路管理者の道路管理には瑕疵があったというほかない。

イ. 工事実施基本計画に準拠して新規の改修、整備の必要がないものとされた河川であっても、洪水に対する絶対的安全性が保障されているものではないから、当該河川が備えるべき安全性とは、一般に施行されてきた治水事業による河川の改修、整備の過程に対応するいわば過渡的安全性と解すべきである。

ウ. 国家賠償法第2条第1項の適用上、営造物が有すべき安全性が欠如している状態とは、営造物を構成する物的施設自体に存する物理的、外形的な欠陥ないし不備によって危害を生じる危険性がある場合のみならず、その営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連において危害を生じる危険性がある場合をも含むが、その危害は、営造物の利用者に対するものに限られ、利用者以外の第三者に対するそれまでは含まない。

エ. 国家賠償法第2条第1項における公の営造物には、不動産だけでなく動産も含まれ、公の用に供されていない物であっても、国又は公共団体が管理している場合は、公の営造物に該当する。

オ. 国家賠償法第2条第1項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠く状態をいい、かかる瑕疵の存否については、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきである。

1. ア、オ
2. イ、エ
3. ア、イ、オ
4. ア、ウ、エ
5. ウ、エ、オ

【No. 44】 錯誤に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 錯誤による意思表示に基づく法律行為が取り消される前に、その法律行為を前提として利害関係を有するに至った第三者が出現した場合、その第三者に重過失ではない過失があったとしても、表意者は取消しを第三者に対抗することができない。
2. 錯誤による意思表示に基づく法律行為が取り消し得るといえるためには、その錯誤が重要なものでなければならないが、その重要性の有無の判断に当たっては、取引上の社会通念よりも、表意者の主観的事実が基準として重視される。
3. 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていた場合であっても、表意者に重過失があれば、表意者はその意思表示を取り消すことはできない。
4. 表意者に錯誤があることを知らなかったことについて相手方に重過失がある場合であっても、表意者に重過失があれば、表意者はその意思表示を取り消すことはできない。
5. 表意者が法律行為の基礎とした事情について、その事情に係る認識が真実に反するという錯誤がある場合には、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていなければ、表意者はその意思表示を取り消すことはできない。

【No. 45】 不動産物権変動に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. A所有の甲土地にBのための通行地役権が設定されたがその旨の登記がなかったところ、その後甲土地がAからCに売却されて所有権移転登記がされた場合、売却時に甲土地がBによって継続的に通路として使用されていることが客観的に明らかであり、かつ、Cがそのことを認識していたとしても、B名義の通行地役権の登記がない以上、Bは、Cに対して、自己の通行地役権を対抗することはできない。

イ. Aは、5年前に他者から買い受け自らの意思に基づいて所有権移転登記を具備した甲建物を、今般、Bに売却したが、Bへの移転登記はされず、A名義のままとなっていた。また、甲建物は、C所有の乙土地の上に建てられていたが、実は、乙土地には甲建物のための正当な利用権原がなかった。CがAに対して甲建物の収去及び乙土地の明渡しを求めた場合、Aは、甲建物の所有権が既にBに移転していることを主張して、Cからの請求を拒むことはできない。

ウ. Aは、自己所有の甲建物を3年前からBに賃貸していたが、今般、甲建物をCに売却した。この場合、Cは、Bに対して所有権に基づいて甲建物からの立ち退きを求めるためには、Bが賃借権(借家権)の対抗要件を具備する前に、Aから甲建物の所有権移転登記を受ける必要がある一方、Bに対して賃貸人の地位に基づいて賃料請求をするためには、所有権移転登記は不要である。

エ. A所有の甲土地がBに売却され、さらに、BからCに転売された。その後、Bにだまされて甲土地を安価で売却させられたことを知ったAが、A B間の売買契約を取り消したが、Cは、Bから甲土地を買い受ける際に、当該詐欺の事実について、善意無過失であった。この場合、たとえCがBから所有権移転登記を受けていなくても、Cは、Aからの甲土地の返還請求を拒絶することができる。

1. イ
2. ウ
3. ア、ウ
4. ア、エ
5. イ、エ

【No. 46】 贈与に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 贈与は、当事者間の合意のみで成立する諾成契約である。具体的には、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって成立する契約のことをいい、他人の所有に属する財産の贈与は認められない。

イ. 書面によらない贈与においては、履行状況にかかわらず、各当事者は一方的に解除をすることができる。一方、書面による贈与においては、履行状況にかかわらず、各当事者は一方的に解除をすることができない。

ウ. 負担付贈与とは、受贈者も一定の給付をする債務を負担する贈与契約であり、受贈者の負担する債務と贈与者の債務とが対価的に釣り合う双務契約である。事実上、売買契約と同視されることから、受贈者に引き渡された目的物に契約不適合があった場合、売買契約に関する規定が準用され、贈与者は、売買契約における売主と同様の担保責任を負う。

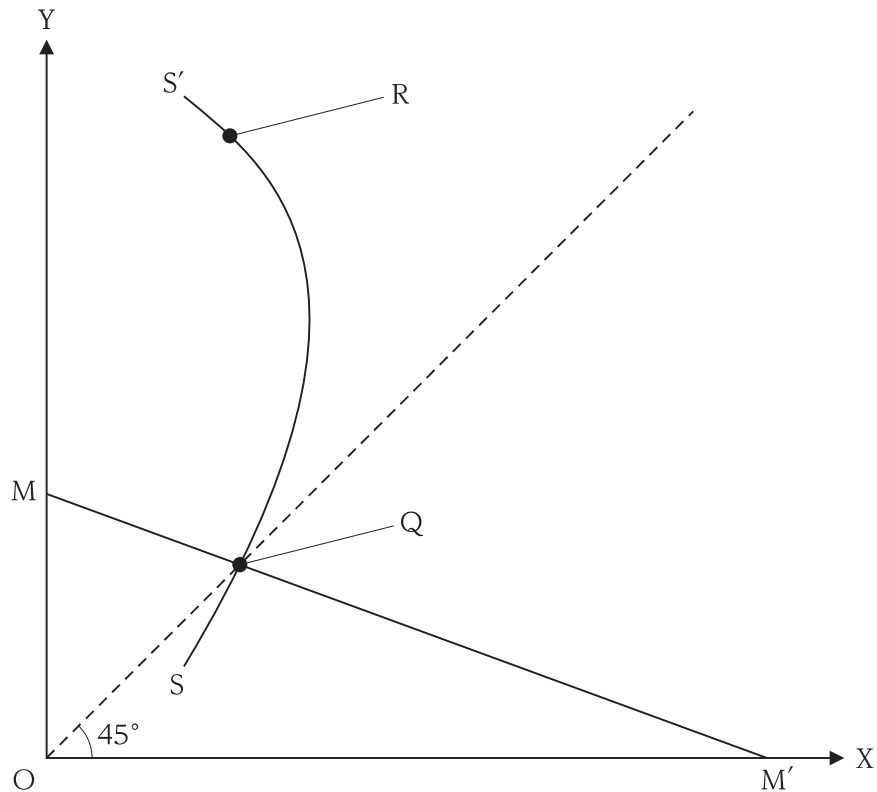
エ. 定期の給付を目的とする贈与を定期贈与といい、贈与者又は受贈者の死亡によって、その効力は失われるが、特約により、別段の定めをすることもできる。

1. ウ
2. エ
3. ア、イ
4. ア、エ
5. イ、ウ

【No. 47】 ある消費者は、所得の全てをX財とY財に支出し、効用が最大となるように各財の消費量を決める。図のSS′はこの消費者の所得消費曲線を、MM′は予算制約線を表したものである。また、Q点においては、予算制約線MM′の下でX財とY財の需要量は等しくなっている。

この図に関するA～Eの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

なお、需要の所得弾力性が1より大きい財をぜいたく品(奢侈品)、需要の所得弾力性が0より大きく1より小さい財を必需品とする。



- A. Q点において、X財は必需品であり、Y財はぜいたく品(奢侈品)である。
- B. Q点において、X財はぜいたく品(奢侈品)であり、Y財は必需品である。
- C. R点において、X財は正常財(上級財)であり、Y財は下級財である。
- D. R点において、X財は必需品であり、Y財はギッフェン財である。
- E. R点において、X財は下級財であり、Y財は正常財(上級財)である。

1. A、C
2. A、E
3. B、C
4. B、D
5. B、E

【No. 48】 ある企業の可変費用曲線は以下のように与えられる。

$$C = X^3 - 30X^2 + 300X$$

(C : 可変費用、 X : 生産量)

ただし、 $X > 0$ である。

完全競争市場において、この企業が市場価格 300 で生産物を販売し、利潤が 0 となるとき、この企業の固定費用として最も妥当なのはどれか。

1. 3000
2. 3500
3. 4000
4. 4500
5. 5000

【No. 49】 第 1 期から第 50 期まで、計 50 期間生存する A 氏の消費計画を考える。A 氏は、ライフサイクル仮説に基づき消費及び貯蓄の計画を決める。A 氏は第 1 期から第 40 期まで労働所得を受け取るが、第 41 期以降は労働所得を受け取らず、代わりに各期に年金を受け取る。

第 t 期 ($1 \leq t \leq 40$) において A 氏が受け取る労働所得 y_t は、 t に依存しており、

$$y_t = 10 + 0.5t$$

として与えられる。

一方、第 s 期 ($41 \leq s \leq 50$) において A 氏が受け取る年金所得 P_s は一定値であり、 $P_s = 20$ である。A 氏は親から遺産を 90 だけ受け継いでいるため、第 1 期のはじめの段階における A 氏の資産は 90 である。

A 氏は、第 50 期の終わりの段階における資産が 0 となるように、生涯にわたり每期同額の消費を行う。なお、借入制約はないものとする。また、利子率は 0 % であり、利子所得はないものとし、税もないものとする。

このとき、A 氏の各期における消費額として最も妥当なのはどれか。

1. 20
2. 21
3. 22
4. 23
5. 24

【No. 50】 企業 1 は X 財を、企業 2 は Y 財を生産している。二つの企業の間には外部性が存在し、企業 1 が企業 2 に外部不経済を与えているとする。企業の費用関数は以下のように与えられる。

$$c_1 = x^2$$

$$c_2 = y^2 + 2y + x^2$$

(c_i : 企業 i ($i = 1, 2$) の総費用、 x : 企業 1 の生産量、 y : 企業 2 の生産量)

市場における X 財の価格は 20、Y 財の価格は 30 とする。

また、二つの企業の利潤の和が最大になるときの企業 1 の生産量を x^* 、企業 2 の生産量を y^* とする。

いま、外部不経済を抑制したい政府が、企業 1 に対して、X 財の生産 1 単位当たり t の従量税を課す。企業 1 は t を所与として行動し、政府は x^* 、 y^* の生産量を実現するように t を決める。

このとき、政府の税収として最も妥当なのはどれか。

ただし、課税後において、各企業は個別に利潤最大化を図るものとする。

1. 5
2. 10
3. 15
4. 50
5. 100

【No. 51】 我が国の財政制度に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 予算は、その執行前にあらかじめ国会の議決を受けること及び国の収入と支出の全額を計上することが義務付けられており、前者は事前議決の原則、後者は総計予算主義の原則と呼ばれる。
また、予算の議決を行った国会は、四半期ごとに、国の財政状況について国民に報告しなければならない旨が憲法で規定されている。
2. 予算には、一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算があるが、財政規律を守る観点から、これらの予算は独立しており、相互に財源繰入れを行うことは原則として禁じられている。
ただし、内閣による承認を得た場合のみ、一般会計予算及び特別会計予算との間に限り、財源相互繰入れを行うことが認められている。
3. 予算については、単年度主義の考え方にに基づき、放漫な財政支出を防ぐため、予算の繰越しは原則として禁じられている。ただし例外として、年度内に支出負担行為をしたが、避けがたい事故のため支出が終わらなかったときに限り、これを翌年度に支出することが認められており、これを過年度支出と呼ぶ。
4. 財政法第5条は、戦前・戦中において大量の公債発行が日本銀行引受けによって行われた結果、マネーサプライの増加を通じて激しいインフレーションを引き起こしたことへの反省に基づき、公債の日本銀行引受けによる発行を原則として禁じているが、特別の事由がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内で日本銀行による国債の引受けが認められている。
5. 基礎的財政収支(プライマリーバランス)とは、行政サービスを提供するための経費である政策的経費に公債費を加えた基礎的財政収支対象経費を、税収及び公債発行収入で賄えているかどうかを示す指標である。ドーマーの条件によれば、基礎的財政収支をゼロにする財政運営を続けているとき、公債利子率が経済成長率よりも高ければ、財政破綻は回避できることになる。

【No. 52】 我が国の財政事情に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、令和7年度の一般会計当初予算は衆議院及び参議院による修正後のものとする。

- A. 令和7年度の一般会計当初予算についてみると、その歳出規模は、公共事業関係費の増加や国債費等の増加に伴って、前年度当初予算を5兆円以上、上回っている。また一般予備費については、経済対策等による歳出拡大のため、令和6年度当初予算よりも1兆円以上増加している。
- B. 令和7年度の一般会計当初予算の歳出のうち、国債費についてみると、利払費が増加しているほか、債務償還費も増加したことで前年度当初予算を上回り、28兆円を超えている。
- C. 令和7年度の一般会計当初予算の歳出のうち、社会保障関係費についてみると、衆議院及び参議院による修正に伴い、高額療養費関係について、政府案よりも更に削減されたものの、薬価改定による国費の増加により、前年度から2兆円以上増加している。
- D. 令和7年度の一般会計当初予算の歳入のうち、租税及び印紙収入についてみると、約78兆円となっている。また、その内訳については、消費税が最も大きく、次いで所得税、法人税の順となっている。

- 1. A、B
- 2. A、C
- 3. A、D
- 4. B、C
- 5. B、D

【No. 53】 ある消費者は、所得 I の全てを X 財と Y 財に支出し、効用が最大となるように各財の消費量を定める。この消費者の効用関数は以下のように与えられる。

$$u = 2xy$$

(u : 効用水準、 x : X 財の消費量、 y : Y 財の消費量)

ただし、 $x > 0$ 、 $y > 0$ である。

当初、この消費者の所得 I は 400 であり、X 財の価格は 10、Y 財の価格は 20 であった。

いま、政府はこの消費者に対し、

(ア)一括で 100 の所得補助を行う政策

(イ)Y 財にのみ 1 単位当たり s の補助金を支給する政策

のいずれかを検討している。なお、(イ)において消費者は s を所与として効用を最大化し、政府は補助金の総額が 100 となるよう s を調整するものとする。

このとき、(ア)、(イ)それぞれの政策を行った場合における、この消費者の効用水準の当初からの変化の組合せとして最も妥当なのはどれか。

	(ア)	(イ)
1.	200	200
2.	200	225
3.	225	200
4.	225	250
5.	250	225

【No. 54】 課税前の、ある財の市場の需要関数と供給関数は以下のように与えられる。

$$D = 4850 - 20P$$

$$S = P - 210$$

(P : 価格、 D : 需要量、 S : 供給量)

この財には当初 10 % の従価税が買い手に課されていたが、政府はその税率を 5 % に引き下げた。

このとき、税収の変化として最も妥当なのはどれか。

1. 10 減る。
2. 5 減る。
3. 変わらない。
4. 5 増える。
5. 10 増える。

【No. 55】 完全競争的な労働市場において、労働需要 L_d と労働供給 L_s が以下のように与えられる。ここで、 w は、賃金水準を示している。

$$L_d = 100 - w$$

$$L_s = w$$

当初、この市場は均衡していたが、政府が最低賃金制度を導入し、最低賃金の水準を当初の均衡より高い、 $\underline{w}$ に設定したとする。ただし、 $\underline{w} < 100$ とする。

このとき、最低賃金制度を導入したことにより発生する①厚生損失と②失業の組合せとして最も妥当なのはどれか。

- | ① | ② |
|---|------------------------|
| 1. $-2\underline{w}^2 + 300\underline{w} - 10000$ | $\underline{w}$ |
| 2. $-2\underline{w}^2 + 300\underline{w} - 10000$ | $100 - \underline{w}$ |
| 3. $-2\underline{w}^2 + 300\underline{w} - 10000$ | $2\underline{w} - 100$ |
| 4. $\underline{w}^2 - 100\underline{w} + 2500$ | $100 - \underline{w}$ |
| 5. $\underline{w}^2 - 100\underline{w} + 2500$ | $2\underline{w} - 100$ |

No. 56～No. 105 は**選択Ⅱ（人文系）の必須問題、選択問題**です。

このうち、No. 56～No. 75 は**必須問題**です。これらの問題については、**全て解答**してください。

No. 76～No. 105 は**選択問題**です。これらの問題から**任意の 15 題を選択して解答**してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 56】 政治や社会と人間の関わりについての思想に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 古代ギリシアにおいて活動したソフィストたちは、人間的な徳とは、政治や法廷の場で活躍できる能力であると主張した。そしてその徳を身に付けるためには、真理と虚偽を見分けることができる対話の技術が必要であると考えて、その技術を広く普及させるために、多くの人々に無報酬で教育する活動を展開した。
2. アリストテレスは、倫理学や政治学などの実践的な学問は、理論的・観想的な学問である自然学や数学と比較して厳密ではないので、理論的・観想的な学問によって基礎付けられなければならないと主張した。より具体的には、倫理学の考察の基礎は、どんな動物でも生物学的な欲求を満たそうとするという、動物学において観察される事実にあると考えた。
3. ストア派は、自然に従って生きることによって幸福が得られるが、その従うべき自然とは個々人の心の中の立法であり、外的な世界にある自然とは別個で独立したものであると考えた。したがって、政治の場や社会生活からは身を退け、雑念に惑わされずに生きることが理想的な生き方であると主張した。
4. 使徒パウロは、人が義とされるのは、律法の行いと信仰によると主張し、実生活ではユダヤ教の律法を守ることが、内面ではイエスを信じることが重要であると人々に説いた。それ故、キリスト教は、ローマ帝国内において迫害されることを免れて、4世紀にはローマ帝国の国教として認められた。
5. エラスムスは、西洋の古典と共に聖書を文献学的に研究することを通じて、聖書の伝える本来の思想を明らかにしようとした。そして、儀礼などの形式や伝統的な慣習を重視する当時のカトリック教会と墮落した聖職者たちを、鋭い風刺によって批判し、ルネサンス期の人文主義の一翼を担った。

【No. 57】 幕末の思想とその背景に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 16世紀半ばのキリスト教の伝来によって、日本は西洋の文化に接することとなり、江戸時代に入るとすぐに蘭学が盛んになったが、その影響は、幕府の鎖国政策によって大きく制限された。蘭学は、医学のほか、ケプラーやニュートンの学説も日本にもたらし、オランダ通詞の養子となり自身も通詞となった志筑忠雄は、後に『蘭学事始』を著した。
2. 長州藩士であった吉田松陰は、佐久間象山の下で学び、後に松下村塾を開いて、高杉晋作など数多くの志士を育てた。彼は「至誠にして動かざる者未だ之あらざるなり」という『論語』の言葉を好んだ。そして、一国万民論を唱えて、特定の君主を置かず全ての人々が平等に国の政治に関わるべきだと考え、その考えは倒幕運動の理論的支柱となった。
3. 佐久間象山は、アメリカの南北戦争において工業の発達が重要な意味を持ったことを知り、西洋の科学技術を積極的に取り入れようとした。彼の「東洋道德、西洋芸術」という言葉は、東洋の伝統的精神の上に西洋文化を知識や技術として摂取することを説くものであり、横井小楠の「^{ぎょう}堯舜孔子の道を明らかにし、西洋器械の術を尽くす」という考え方と対立した。
4. 水戸学は、水戸藩の『大日本史』編纂事業を中心に形成された学派であり、君臣の区別と職分を明らかにする大義名分論を特色とする。その代表者の一人である会沢正志斎は、主著『新論』で、天皇を中心とする忠孝の道に基づく日本の国民的統一を唱え、国体論を説いた。そして、西洋諸国と対抗すべきであると主張し、尊王攘夷運動に大きな影響を与えた。
5. 高野長英は、シーボルトに医学を学び、後に渡辺崋山らと尚齒会(蛮社)を設立し、西洋科学だけではなく、世界情勢にも目を向けるようになった。幕府がイギリスの軍艦モリソン号を間違えて砲撃する事件が起こると、『戊戌夢物語』を書いて、幕府の外交政策を批判した。高野らの批判は幕府に受け入れられ、その外交政策を見直す契機となった。

【No. 58】 次の文章は、歴史的な政治文書の一節である。この文書にはある哲学者・思想家の影響が顕著だと言われているが、その哲学者・思想家の著作の一節として最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

【No. 59】 環境倫理・環境思想に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 学問としての環境倫理学は、1950 年代に地球の温暖化が確認されたことによって始まった。
初期の環境倫理学では、様々な環境問題の原因は、近代文明がキリスト教的世界観を否定した結果、自然科学と科学技術が無条件に是認され、人間が自然を支配することが肯定されたことにあるという見解が唱えられた。そして、そのような人間中心主義的な思想を批判する、人間非中心主義的な環境倫理の理論が提唱された。
2. 環境倫理の理論には、人間だけでなく、動物やその他の自然物に対しても倫理的配慮をすべきとするものがあり、それは幾つかの種類に分かれる。苦痛を感じるあらゆる動物に倫理的配慮をすべきとする理論、苦痛を感じるか否かに関わらず生命を持つあらゆるものに倫理的配慮をすべきとする理論、生態系全体に倫理的配慮をすべきとする理論などである。
3. 動物解放論は、快苦を感じる感覚能力を根拠として、動物の権利を主張している。そして、その主張は、動物を個体として尊重するものであるが故に、生態系の存続や生物多様性などの重要課題に対応できるものとして発展した。他方、生態系の存続や生物多様性を重視する理論の中には、生態系のようなシステム全体のために個体を犠牲にすることを容認する「環境レイシズム」として批判されるものがある。
4. 動物のみならず、その他の自然物にも権利を認める理論もある。例えば、アメリカでは、1970 年代に自然を破壊する開発に反対する訴訟が起こされ、自然物にも裁判で原告となる権利があるとする法学的見解も現れた。ナショナル・トラスト運動も、自然物の権利を法的に認めるために始まったものである。しかし、権利概念が過剰に拡張されたとの反省から、現在では、動物以外の自然物の権利は、アメリカでも法的には認められていない。
5. 環境問題を、人間と自然との関係からではなく、人間と人間との関係から捉える環境倫理の理論もある。例えば、環境汚染・破壊が人種差別や政策上の不公正に深く関わっていることが認識されるようになり、その克服を目指す運動から「種差別」という概念が生まれた。また、環境問題は親の世代と子供の世代が話し合っ解決すべきだとする理論もあり、これは「世代間倫理」と呼ばれる。

【No. 60】 日本の世界文化遺産にまつわる歴史に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 「法隆寺地域の仏教建造物」を構成する資産のうち、法隆寺には、厩戸皇子(聖徳太子)が建立した中心伽藍が現存し、世界最古の木造建造物として名高い。鞍作鳥の作とされる金堂釈迦三尊像は、飛鳥文化を代表する金銅像であり、中国の北魏様式の影響を強く受けている。五重塔の壁画は第二次世界大戦後に焼損したが、これを契機に文化財保護法が制定された。
2. 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の琉球王国は、15 世紀に中山王の尚巴志が三山(北山、中山、南山)を統一して建国した王国である。明の海禁政策によって中国人の貿易活動が衰える中、琉球王国はアジア諸国・諸地域を結ぶ中継貿易により栄えた。琉球王国を代表するグスクである首里城は、明治時代の琉球処分まで王宮として機能した。
3. 「石見銀山遺跡とその文化的景観」の石見銀山では、朝鮮から伝えられた水銀アマルガム法と呼ばれる銀精錬技法が使われ、その銀は、16 世紀にはアジア貿易の決済手段として、中国大陆に大量に持ち込まれた。江戸時代、石見銀山は生野銀山と共に幕府の直轄領となり、銀座では丁銀や豆板銀などの計数貨幣が鑄造され、それらは西日本を中心に流通した。
4. 「平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」は、奥州藤原氏の仏教文化をよく伝えるものである。奥州藤原氏は、北方との交易や金・馬などの産物で富を得て、中国の唐王朝と通交し、京都とは異なる独自の仏教文化を花開かせた。奥州藤原氏は、清衡の代から 3 代栄えたが、源義経を匿ったことを口実に、源頼義によって前九年合戦で滅ぼされた。
5. 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の富岡製糸場は、殖産興業政策の下、フランスの先進技術を導入して建設された官営模範工場で、多くの工女が働いた。富岡製糸場の誕生によって、それまで輸入に頼っていた生糸の生産が可能となり、生糸は主要な輸出品となった。明治政府はその富を独占するため、富岡製糸場を官営事業払下げの適用外とし、第二次世界大戦が終了するまで国家が直接経営した。

【No. 61】 清朝とオスマン帝国という多民族帝国の解体過程に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 洪秀全が主導した清末の光緒新政では、中央集権的な近代国家建設に向けて改革が進められた。これに対して、孫文ら革命派は三民主義の中で民族主義を唱え、諸民族の自治に基づく分権的な国家建設を目指した。辛亥革命で成立した中華民国は、五族共和を約束して、多様な民族が居住する清の版図を継承しようとしたが、圧倒的多数を占める漢人の影響力は強かった。
2. チベットは、チベット仏教の指導者である歴代のダライ・ラマを頂点に、独自の文化や社会を維持したまま清の藩部を構成していた。また、清の皇帝はチベット仏教の保護者でもあった。しかし、清末に中央集権化が進められると、チベットの地位は大きく低下した。このため、辛亥革命に際して、当時のダライ・ラマが独立へと動いたが、中華民国政府との合意には達しなかった。
3. モンゴルでは、ムスリムのモンゴル系王公が、地域支配を認められて清の藩部を構成していた。しかし、清末の中央集権化によって不満が高まり、辛亥革命の勃発を契機として、ボグド・ハーンに率いられた社会主義政権が成立した。ただし、南部の内モンゴルは清朝の継承を目指す中華民国の領域となり、南北モンゴルの統一は実現しなかった。
4. 19世紀のオスマン帝国は、宗教・民族にかかわらず領内の住民を等しくオスマン人とみなすパン・イスラーム主義を掲げていた。しかし、20世紀初頭のクリミア戦争によってセルビアなどスラヴ系諸民族が独立すると、トルコ人中心の国家とする政策に転換した。第一次世界大戦での敗北後にオスマン帝国に代わって成立したトルコ共和国は、その延長に位置付けられる。
5. 第一次世界大戦勃発当時、オスマン帝国にはアラブ地域が残されていたが、戦争の展開の中で、イギリスから独立を約束されたメッカの太守フサインが、オスマン帝国に対して反乱を起こした。しかし第一次世界大戦の戦後処理により、エジプト・シリア・イラクなどアラブ地域の大部分は英仏の委任統治領となり、パレスティナにはイスラエルが建国された。

【No. 62】 ヨーロッパ諸国による植民地拡大の歴史に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 帝国主義時代のアフリカでは、イギリスとフランスに主導された「アフリカの分割」と呼ばれる状況が進行した。とりわけ、大陸の横断政策を採ったイギリスと、縦断政策を採ったフランスの両軍がスーダンで衝突したが、フランスがモロッコを確保することで妥協が成立した。モロッコはその後、モロッコ事件を経てフランスの保護国となったが、「アフリカの年」として知られる1956年に独立を果たした。
2. ポルトガルは、15世紀にアフリカ西岸やインド洋への航路をいち早く確立した。16世紀にはマニラを占領し、これを中国との交易の拠点としたほか、ラテンアメリカではブラジルに植民地を展開した。ナポレオン戦争下でヨーロッパの本国が動揺した結果、中南米の各地で独立の気運が高まると、ブラジルのムラートと先住民は、本国からの干渉の復活や奴隷制廃止の強制を恐れ、王太子を擁立してブラジル帝国を成立させた。
3. スペインから独立したオランダは、17世紀にバタヴィアに要塞を築き、ジャワ島を中心に東南アジア交易を展開した。しかし、商業覇権に陰りがみえた18世紀には、植民地経営に路線を転向した。こうして形成されたオランダ領東インドは、ナポレオン戦争期に統治体制が崩壊し、イギリス軍によって一時占領されたが、間もなくオランダによる支配が回復した。20世紀には、スカルノの指導下で独立を目指す運動が広まった。
4. ドイツでは、ヴィルヘルム1世と宰相ビスマルクの下で「世界政策」が推進された。19世紀末には、バグダード鉄道の敷設権を獲得してオスマン帝国と対抗し、カメルーンや東アフリカの一部の植民地化を進めた。同じ頃、ベルギーによるコンゴ領有宣言を契機に、ビスマルクの仲介によってベルリン会議が開かれ、その結果、最初に占領した国に領有権を認める「先占権」が承認され、ヨーロッパ諸国によるアフリカ分割が進んだ。
5. 工業化や資本輸出によって力を付けたイギリスは、世界経済の中心としての地位を維持し、広大な植民地帝国を形成した。最盛期を迎えたヴィクトリア女王治世下では、インド帝国を成立させ、また、アルジェリアを事実上の保護国とした。他方で、帝国の結束を固めるため、白人中心の植民地には自治権を与える政策が推進され、アイルランドを皮切りに、カナダやオーストラリア、ニュージーランドが相次いで自治領となった。

【No. 63】 世界の都市の歴史に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. エジプトのアレクサンドリアは、マケドニアのアレクサンドロス大王が遠征の過程で建設した都市である。プトレマイオス朝期にキリスト教文化の中心となって繁栄した首都アレクサンドリアでは、大規模な図書館を備えたマドラサ(学院)が建てられ、信仰と学問活動の分野で重要な役割を果たすようになった。
2. トルコのイスタンブルは、かつては元首政(プリンキパトゥス)を確立したコンスタンティヌス帝がローマ帝国の首都を置き、コンスタンティノープルと呼ばれた都市であった。ディオクレティアヌス帝の死に際してローマ帝国が最終的に東西に分割されると、コンスタンティノープルは東側のビザンツ帝国の首都となり、東西文明の十字路として繁栄した。
3. 日本の長崎は、鎖国政策の下でも例外的に貿易港が置かれ、唐人屋敷やオランダとイギリスの商館が設けられた都市である。日本は、中国の書籍やヨーロッパの毛織物などを輸入する一方で、銀や銅などを輸出した。また、代々宗氏が務めた長崎奉行は、商船の来航時にオランダ風説書を商館長から提出させ、幕府に海外の事情を伝える役割を担った。
4. ベトナムのサイゴンは、ソ連の支援を受けてゴ・ディン・ジエムが樹立したベトナム民主共和国の首都とされた都市である。ソ連による北爆でベトナム戦争が始まったが、ソ連がベトナム和平協定を結んで撤兵した後、サイゴンがベトナム共和国と南ベトナム解放民族戦線によって攻略され、戦争の終結につながった。サイゴンはその後、ホー・チ・ミンと改称された。
5. モロッコのマラケシュは、宗教運動の下でベルベル人が樹立したムラービト朝の首都となった都市である。ムラービト朝が金の交易で栄えていたガーナ王国を破り、マラケシュはサハラ地域への隊商路の基点となって繁栄した。マラケシュは、ムラービト朝を滅ぼして成立したムワッヒド朝においても首都とされた。

【No. 64】 日本の物語文学に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 平安時代に書かれた、架空の人物・事件を語った作品を、作り物語という。代表的な作り物語は、全54帖から成る長編物語『源氏物語』であるが、その「絵合」巻で「物語の出で来はじめのおや」とされているのは『落窪物語』である。『竹取物語』、『宇津保物語』なども『源氏物語』より前に成立したとされる。また、『堤中納言物語』は短編物語集で、男女が入れ替わる『とりかへばや物語』を含んでいる。
2. 主に平安時代において、和歌を中心にまとめられた短い物語や、それらを集めた物語集を、歌物語という。『伊勢物語』では、各段の多くは「昔、男ありけり」という書き出しで、主人公は六歌仙の一人であり、色好みの美男子として知られた在原業平をモデルにしているとされる。『平中物語』は、平中と呼ばれた平貞文(定文)を主人公とした恋物語を集めたものである。他に『大和物語』も、この時代の歌物語である。
3. 主に平安時代から鎌倉時代にかけて書かれた、歴史的事実を物語風に叙述した作品を、歴史物語という。『栄花(栄華)物語』は大宅世継・夏山繁樹の二老人が昔語りをする形式で、藤原道長・頼通の栄華を中心とした歴史を編年体で記したものである。また、『大鏡』は、藤原清衡・基衡・秀衡の栄華を中心とした歴史を紀伝体で記したものである。『大鏡』は鏡物の最初で、『今鏡』『水鏡』『増鏡』と合わせて四鏡ともいう。
4. 鎌倉時代から室町時代にかけて書かれた、武士集団の戦闘を主題として時代や人物を叙事的に描いた作品を、軍記物語という。文体の多くは和漢混交文である。『平家物語』は、平家一門の興亡に焦点を当て、勇壮な合戦を描写するとともに不易流行の思想も語る。『太平記』は、南北朝時代の内乱を描き、主に琵琶法師によって語り広められたことも知られる。他に『保元物語』『平治物語』も軍記物語である。
5. 神話・伝説・昔話・世間話など、人から人へ伝えられてきた物語を説話といい、これらを集めた作品を説話集という。平安初期の『懷風藻』は、日本で最も古い仏教説話集である。平安後期の説話集である『今昔物語集』は、インド、中国など異国の説話のみを集め、教訓性の強い寓話が多いことが特徴である。鎌倉初期の説話集である『宇治拾遺物語』は、貴族説話、仏教説話、民間説話などを収め、この時代の人々の生活感情を伝えている。

【No. 65】 中世ヨーロッパの文学に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 『デカメロン』は、イタリアの作家ボッカッチョの代表作である。題名は「十日物語」という意味であり、ペストを避けるために山荘に移った10人の男女が、1日1人1話ずつ計10話を10日間語り続けるという内容で、総計100のノヴェッラ(短編物語)から成る。多種多様な階級と身分の人物が登場し、舞台もヨーロッパ諸国からアフリカ、オリエントに及ぶ。その複雑で豊かな世界を織り成す人間の欲望をリアルに捉えており、近代小説の先駆けと評価されている。
2. 『カンタベリー物語』は、中世フランスの詩人チョーサーの代表作である。作品は、聖杯を求めて展開される探索の物語であり、また、作者の見た夢を語るという夢物語の枠組みを持つが、前編と後編で作風は大いに異なる。宮廷風恋愛の伝統を継承する前編は、アレゴリーを構成原理として活用しつつ理想的な恋愛を提示するが、後編は、独自の自然観に基づく生命礼賛の哲学を構築し、作品に一種の百科全書的な学問知識の枠組みをもたらししている。
3. 『ロランの歌』は、中世イギリスを代表する物語詩である。聖地巡礼のために集まった多種多様な階級と職業の人々が、次々に物語を語るという形式を採用するが、全体の枠組みが、集められた個々の物語と有機的に関連し、いわば個々の物語を台詞とした劇のような構成になっている。物語と物語の間には旅館の亭主の批評や聴衆の感想が挟まれ、物語を使って討論しているように見える話も含まれる。また、「ファブリヨ」と呼ばれる韻文の笑い話もいくつか存在する。
4. 『ベオウルフ』は、ゲルマン民族の英雄詩であり、中世ドイツ文学最大の傑作と言われる。題材は5～6世紀頃の史実にまで遡ることができる。第一部では、ブルグント王の妹クリームヒルトとニーダーラントの王子ジークフリートの恋と結婚、そしてジークフリートの暗殺までの経緯が語られ、第二部では、クリームヒルトによる敵討ちが主題となる。異教的要素、ゲルマン人の悲劇的宿命観が全編の基調であるが、キリスト教的要素も加わっている。
5. 『ニーベルンゲンの歌』は、フランス最古の叙事詩である。シャルルマーニュ(カール大帝)のヒスパニア(スペイン)進軍軍が、ピレネー山脈にある谷間でバスク族の襲撃に遭い、その殿軍が全滅したという史実に基づく。ただし、敵軍がサラセン勢として描かれるなど多くの改変や付加がなされており、十字軍精神にあふれ、キリスト教の勝利を謳歌する作品となっている。数多い翻案があるが、代表的なものはワーグナーの楽劇である。

【No. 66】 国宝に指定されている五つの城郭建築に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 松本城は、長野県の松本盆地に現存する平城である。16世紀初めに小笠原家の一族によって築城された後、桃山末期から江戸初期の石川数正一族が所有していた時期には、現在の大天守、乾小天守などが完成したとされる。これら天守閣は、月見櫓が増築されている点が特徴的である。なお、大天守は五重六階で、その下見板には、黒漆塗が施されている。築城当時は深志城と呼ばれた。
2. 彦根城は、滋賀県の琵琶湖東岸に現存する平山城である。関ヶ原の合戦後、その功により榊原康政は佐和山城を与えられたが、子の代に現在の彦根山に移った。山頂には西の丸、本丸などの建築物が一行に並び、このうち、本丸にある天守は坂本城から移築されたもので、移築の際に三重に低く改築されたとされる。このほか、二の丸多聞櫓なども国宝に指定されている。その天守の特徴から、金鯱城とも呼ばれる。
3. 姫路城は、兵庫県の姫路平野の丘陵地に現存する平山城である。その歴史は鎌倉末期にまで遡る。安土桃山期には、毛利攻めのために羽柴秀吉が拠点とした後、徳川家康の女婿である酒井忠次が現在の規模に拡張し、西国の外様大名らに備えた。天守閣は連立式で大小四つの天守から成り、中でも乾小天守は、現存するもののうちで最大規模を誇る。建築物には白い漆喰が塗り込められており、白鳥城とも呼ばれる。
4. 犬山城は、愛知県の金華山に現存する山城である。遅くとも17世紀初頭には築かれていたとみられる。現在の天守は三重四階ながら、後に上部に望楼を増築したものであり、この姿に変えられた17世紀前半の江戸期には、親藩の尾張徳川家の家老であった成瀬家が城主となり、現在まで引き続き同家が個人で所有している。立地共々風光明媚なところから、酔月城とも呼ばれる。
5. 松江城は、島根県の宍道湖畔の丘陵地に現在する平山城である。戦国期の尼子氏の出城であった末次城の跡地に築かれた。築城は江戸初期の真田氏によるもので、その後、京極、松平の各大家が領主として同城に入った。四重五階の天守は、黒の下見板張りを施した望楼式で古様を示し、附櫓も設けられている。近年、元禄年間の年紀がある祈祷札が再発見され、国宝に指定された。千鳥城とも呼ばれる。

【No. 67】 次の図は、2018 年の日本、ニュージーランド、バーレーン、フィジーにおけるインド系人口の推計値を、「インド国籍を持つ外国人」及び「それ以外のインド系の当該国住民」に分けて示したものである。A～Dに該当する国名の組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

A	B	C	D
1. 日本	バーレーン	ニュージーランド	フィジー
2. 日本	フィジー	バーレーン	ニュージーランド
3. ニュージーランド	日本	バーレーン	フィジー
4. ニュージーランド	バーレーン	フィジー	日本
5. バーレーン	日本	フィジー	ニュージーランド

【No. 68】 人類の生業に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 狩猟や採集を主な伝統的生業とする人々は、ユーラシア大陸と南極大陸を除く全ての大陸で暮らしてきた。従来、狩猟採集は、自然に依存する不安定な生業だと考えられることが多かったが、アメリカの文化人類学者サーリンスは、狩猟採集社会は、農耕社会より食料獲得のために費やす時間が短い、「原始共産制社会」とであると主張した。
2. 現在、狩猟採集民の多くは、貨幣経済への包摂や定住化により、狩猟採集に全面的には依存しない生活を送っている。また、例えば、北アメリカの北極圏に住むイヌイト(イヌイット)などがスノーモービルを用いるように、狩猟の技術自体が大きく変化した場合がある。それでも狩猟を続ける狩猟採集民がいる主な理由として、アイデンティティや文化の保持と、各集団独自の規則に従って獲物を分配することによる、自分たちの社会の在り方の維持・再確認が指摘されている。
3. 人類の主要な生業の一つとして牧畜を考える場合、重要な契機となったのは、草食で群居性を持つ有蹄類、例えば、牛や馬、羊、ラクダ、シマウマ等の家畜化である。アルプスやヒマラヤなどでは、高度の異なる複数の決まった場所を定期的に移動する遊牧が行われているのに対して、モンゴルなどでは、定住せずに移動を繰り返す移牧が行われてきた。畜群の管理には、母と仔の分離やオスの去勢等の技術が必要とされる場合が多かった。
4. 焼畑耕作では、森林などの伐採・火入れをし、そこで耕作を行うが、通常、数十年後に地力が減退すると、その畑を放棄して、別の土地の森林などの伐採・火入れをし、耕作を行う、という過程が繰り返される。ただし、焼畑耕作は、原理的に無限に新しい森林等を必要とするため、長期的には地域の環境全体に対して、必然的に悪影響を与えることになる。
5. 定住農民が暮らす農村社会は、かつて都市を含む外部社会とのつながりによってのみ注目されてきたが、アメリカの文化人類学者レッドフィールドらは、閉じた自給自足的共同体としての側面にも目を向ける必要性を主張した。他方、モラル・エコノミー論を唱えたスコットは、しばしばぎりぎりの状況で生きる東南アジアの農民が、安全第一の原則と生存倫理よりも、自己の利潤の最大化の原理に従って行動していると指摘し、大きな議論を呼んだ。

【No. 69】 自己に関する記述ア～エのうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. A. バンデューラは、行動変容に影響を及ぼす予期を効力予期と結果予期に区別した。そして、「ある行動がある結果を導くだろう」という効力予期を自分がどの程度もっているかという認識を、自己効力感と呼んだ。自己効力感は、実際の遂行による成功体験によって高まるものであり、モデリングのように、成功している他者の観察という代理経験では高まらないことが示されている。

イ. E. T. ヒギンズは、セルフディスクレパンシー理論を提唱し、現実自己、理想自己、義務自己(当為自己)という自己表象の間のずれと否定的な感情との関係について論じた。そのうち、理想自己と現実自己との間にずれがあると、落胆に関連する感情を経験することになる。

ウ. A. フェニグスタインらは、自己意識を公的な側面と私的な側面に分けた。自己意識には個人差があり、公的自己意識の高い者は、私的自己意識の高い者に比べて、より自己を分析し、自分の感情や思考を内的基準に合わせることによって一貫性を示そうとする特徴がある。また、公的自己意識の高い者は、自己分析によって特に内面に意識が向くため、抑うつとの関連が強いことが明らかになっている。

エ. M. ローゼンバーグは、他者との比較によって生じる優越感や劣等感ではなく、自己に対する肯定的又は否定的な態度のことを自尊感情(self-esteem)と考えた。また、自身を「非常によい(very good)」と感ずることではなく、「これでよい(good enough)」と感ずる程度が自尊感情の高さを示すと考えた。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 70】 教育基本法に関する記述A～Dのうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 教育基本法の前文では、教育の目指す理想を掲げるとともに、「個人の尊厳」や「公共の福祉」の尊重等が掲げられている。戦前及び戦時中には、教育の基本理念が世の中に広く示されることはなかったが、終戦後、愛国教育、軍国主義教育から転換したことを際立たせるため、教育基本法制定時に前文が置かれた。
- B. 教育基本法第3条では、生涯学習の理念が掲げられているが、同条は平成18年の改正によって新設されたものである。昭和61年の教育改革に関する臨時教育審議会の答申*では、学習者の主体性を明確にするため、それまで使用されていた「生涯教育」に代わり、「生涯学習」という用語が用いられた。
- C. 教育基本法第14条では政治教育について規定しているが、平成27年に公職選挙法が改正されて選挙権の対象が18歳以上へと引き下げられたことから、18歳以上の生徒による、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校が制限又は禁止することは一切できない。また、教員が、18歳以上の生徒に対して党派的な教育を行うことが認められている。
- D. 教育基本法第15条では、学校における政教分離の原則について規定しているが、国公立学校であっても、学校の設置者が必要であると認めるときは、特定の宗教のための宗教教育を行うことができる。また、宗教法人が設置する私立学校においては、宗教教育を行う際は、児童生徒の思想・良心の自由に反しないよう努めることとされている。

* 教育改革に関する第二次答申(昭和61年4月)

1. A
2. B
3. A、D
4. B、C
5. C、D

【No. 71】 我が国の道德教育に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 明治・大正期における学校では 1890 年に発布された「教育勅語」に基づく道德教育がなされたが、道德に関する科目は設定されなかった。20 世紀に入り我が国が軍国主義に進む中で、教育勅語に基づく道德教育は否定され、より実学的な道德教育が目指された。
2. 第二次世界大戦終了後、GHQ の指導の下で民主主義社会の構築を目指した「道德の時間」が設定され、1998 年には中央教育審議会から「真・善・美」の調和を図ることを目指した、「心の教育」答申* に基づく国民教育の基盤としての道德教育が整備された。
3. 1998 年改訂の小学校学習指導要領から、道德は「教科」として位置付けられ、国語や算数といったその他の教科と同様に扱われるようになった。しかし、戦中の軍国主義的な道德科目である「国史」の反省を踏まえ、検定教科書の導入は現在に至るまで行われていない。
4. 2010 年代には、いじめ問題などを背景に道德教育の改善・充実のための方策が議論され、道德教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議で道德教育に関する評価等の在り方が検討された結果、質の高い多様な指導方法の確立を求める報告が提出された。
5. 現行の学習指導要領では、多様性に配慮した道德教育の必要性が指摘され、読み物教材の登場人物の心情を理解して寄り添うことを第一とする、徳目主義的な教育方法が採用されるようになった。また、教師が設定する正しい答えを導き出すための受容的・内省的な学びが目指されている。

* 「幼児期からの心の教育の在り方について(答申)」(平成 10 年 6 月)

【No. 72】 教育における心理的効果に関する記述A～Dのうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. ハロー効果とは、他者がある側面で望ましい(又は望ましくない)特徴をもっていると、その評価を当該人物に対する全体的評価にまで広げてしまう傾向のことである。例えば、教師が生徒をみる場合、成績の良い生徒は性格面や行動面でも肯定的に評価されがちであるのに対して、成績の悪い生徒は全ての面で問題があるかのようにみられやすい。
- B. ピグマリオン効果とは、B. F. スキナーによって提唱された、他者に対してもっている期待が成就されるように機能する傾向のことである。例えば、教師が期待している学習者に対しては、学習者への働きかけや学習者自身の意欲にかかわらず、教師が学習者の今後の成績向上を見込んで、実際の評価以上の評価を与えてしまうことがある。この効果は、教師期待効果とも呼ばれるが、このような仕組みは、意識的なものであることが多い。
- C. 学習転移とは、刺激の提示順序に応じて、記憶の成績が異なる現象のことである。リスト形式で提示された材料を記憶・学習する場合、リストの冒頭部で提示された項目の成績が優れていることを初頭効果、終末部で提示された項目の成績が優れていることを新近性効果という。また、リストを記憶後に休息をとることで、内容が脳内で整理され、刺激の提示順序による影響を受けなくなることを、スリーパー効果という。
- D. ブーメラン効果とは、説得の効果のうち、内容が及ぼす効果が時間の経過に伴って増加することである。例えば、教師が予習・復習の大切さを説いた際、最初は生徒に反発されても、時間が経つと生徒が自ら納得するようになることを指す。説得に失敗する要因としては、受け手自身の立場へのコミットメントや話題への自我関与が低い場合などがある。

1. A
2. B
3. A、D
4. B、C
5. C、D

【No. 73】 貧困や子どもの貧困に関する記述ア～エのうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 貧困に関する社会調査には、19～20 世紀英国における C. ブース、B. S. ラウントリーらの貧困調査、明治・大正期の我が国における横山源之助らの下層社会調査、今日の産業国・開発途上国の貧困調査等、多くの蓄積がある。横山源之助は、東京の貧民や職人、手工業や機械工場の労働者、小作人の状態を、これらの側に立って調査・分析し、下層社会を社会構造の中に位置付けた『日本之下層社会』を刊行した。

イ. 貧困を定義する際に一般的に用いられる概念が、「絶対的貧困」と「相対的貧困」である。絶対的貧困とは、生存のための最低生活費を下回る収入や生活費の状態のことをいう。それに対して、相対的貧困とは、社会の一員として生活するための最低限の水準を下回る状態を指す。厚生労働省等の統計で使用される相対的貧困率は、等価可処分所得(所得から所得税や住民税、社会保険料等を差し引き調整した額)の平均値の半分に満たない世帯の割合を表す。現在の我が国の生活保護費の基準は、絶対的貧困概念を基にしている。

ウ. 「2022(令和4)年 国民生活基礎調査」(厚生労働省)によれば、令和3年の我が国の子どもの貧困率は約16%と算出されており、約6人に1人が貧困世帯の子どもとなる。平成24年の子どもの貧困率は約12%で、約8人に1人が貧困世帯の子どもであり、その割合は増加している。また、令和3年において、子どもがいる現役世帯のうち、大人が2人以上いる世帯は子どもの貧困率が約12%であるのに対して、大人が1人の世帯の子どもの貧困率は約55%に及んでいる。

エ. 子どもの貧困の背後には、母子世帯の存在もあるといわれている。「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査」(厚生労働省)によれば、全国の母子世帯は約120万世帯と推計されている。母親の就業率は約86%であり、母子世帯の多くの母親が就業している。しかし、母親の平均年間就労収入は236万円にとどまっており、世帯全員の平均年間収入も373万円にとどまっている。児童のいる世帯全体の平均年間収入は813.5万円であるため、これと比べると大きな開きがある。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 74】 次は、調査票の質問文を作成するに当たって注意すべき事項を挙げたものであるが、ダブルバーレル質問の例と、その説明に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 「『自立できれば結婚しなくてもよい』という考え方に、あなたは賛成ですか、反対ですか。」という質問は、「自立」という言葉が何を指しているのか不明瞭であり、回答者によっては、「自立」を経済的自立や精神的自立などの様々な異なる意味で理解する可能性がある。この状態を避けるためには、質問者自身がそもそも何を測定しようとしているのかをはっきりさせておく必要がある。
2. 「一院制とは、議会を一つの議院のみで構成し、速やかに議論を進めようとする制度ですが、あなたは一院制への移行に賛成しますか。」という質問は、質問文の中に価値判断を含むようなワーディングをしており、回答者に賛成の回答を促す可能性がある。これは、難しい用語に説明・定義を与えてから質問しようとするとき起こりやすいため、留意する必要がある。
3. 「現在の内閣を支持しますか。」という質問の直前に、現内閣の成果に関する質問をしている場合と、失態に関する質問をしている場合とでは、内閣支持に対する回答も変わってくる可能性がある。質問の並び順によっては、直前の質問の内容が後の質問への回答に一定のバイアスを与えることもあるため、並び順には配慮する必要がある。
4. 「この靴の価格や機能に満足していますか。」という質問は、価格に対する満足度と機能に対する満足度を一度に尋ねようとしており、複数の項目が質問文の中に並んでいることから、回答者が回答に当たって困惑したり、分析の際に回答がどちらの項目への反応か分からなくなったりする可能性がある。そのため、項目をそれぞれ分けて質問することや、いずれかを削除することが望ましい。
5. 「ポストコロナリズムについてどう思いますか。」という質問は、一般的ではない専門用語が質問文にそのまま用いられており、多くの人がその意味を正しく理解できない可能性がある。専門用語のほか、外来語や略語などについても、解説を加えるか、使用を極力避けることが望ましい。

【No. 75】 災害と社会に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 災害に関する社会学は、米国においては冷戦末期、我が国においては東日本大震災以降に組織的研究が開始された。その際、地震や水害などの具体的な災害対策の遂行に関与する理学や工学など他の研究や、実践を担う行政とは一線を画し、理論研究を中心に発展してきた。
2. U. ベックは、予測や計算の不可能な不確実性を「リスク」、推測、測定及び計算が可能な不確実性を「危険」と定義付け、現代はリスク社会であると主張した。そして、原発事故や地球温暖化、狂牛病などの人工的な大災害を「リスク」に分類し、これらの災害が登場したのは近代化が失敗したためであると結論付けた。
3. 第二次世界大戦前の我が国において、災害時には、被災者・支援者を含めた関係者が一体となって被災地・被災者を支援していこうとする、災害コミュニティの一種である「結節機関」が立ち現れていたが、戦後の日本社会においては、地域共同体の解体が進んだことにより、地域で災害や危機が生じて、結節機関が形成されることはなくなった。
4. E. モランは、『オルレアンのうわさ』の中で、都市伝説から立ち上がったうわさが流れた際に、人々が冷静に対応したことで、うわさが収束する様子を示した。他方、令和6年1月に発生した能登半島地震の被災地においては、真偽の不確かな情報が SNS 上で拡散され、自治体等の救助活動等に影響を及ぼした。このような現象を「ダブル・コンティンジェンシー」という。
5. 災害関連死とは、地震による建物の倒壊や津波などによる直接的・物理的な原因ではなく、災害による負傷の悪化や避難生活等の身体的負担による疾病により死亡することを指し、平成28年4月に発生した熊本地震では、災害関連死が地震による直接の死者数を上回っている。

これ以下は**選択問題**です。

No. **76**～No. **105** の **30 題**から**任意の 15 題**を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 76】 様々な感情や情念についての思想に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. プラトンは、人間の魂には欲望的部分、気概的部分、理知的部分の三つの部分があるが、怒りや恥の感情は欲望的部分に属すると考えた。彼によれば、魂の三つの部分の間には葛藤が生じることがあるが、怒りなどの感情は常に理知的部分に対抗するので、理性的判断に反した不合理な行為へと導く動機となる。
2. エピクロスは、人間が求める最大の善とは、快樂又は快さであると主張した。なぜなら、最高の強度をもつ快樂は、他の全てを忘れさせて、快感に精神を集中させることによって、魂に動揺のない状態をもたらすからである。したがって、彼によれば、実際の行為選択においては、多少の苦痛を伴っても、それを忘れさせるほど強い快樂を感じさせる行為を選ぶべきである。
3. アダム・スミスは、人間は他の人の感情をそのまま感じ取ることはできないが、他の人の立場に身を置くことによって、「想像上の立場交換」を行い、擬似的な感情としての共感を抱くことができる考えた。しかし、彼によれば、この共感は個人的な利害も伴うために、公平な視点を必要とする道徳的判断と結び付けるのは危険である。
4. ニーチェは、弱者が強者に対して抱く怨恨や復讐心、嫉妬心などの感情を、「ルサンチマン」と呼んだ。彼によれば、弱者は実際には力において劣っているために、強者との上下関係を逆転できない。そのため、このルサンチマンが、強者を悪、弱者を善とするようなキリスト教の道徳や、平等であることを求める近代市民社会の倫理を生み出した、と彼は主張した。
5. ドゥルーズとガタリは、無意識の欲望が、他のものと接続したり断絶したりしながら、差異を生み、様々なものを生産していくと主張した。彼らによれば、人間は、この無意識の欲望を備えた機械である。他方で様々な社会は、そうした機械ではなく秩序を備えた体制であり、現代では、規律社会として各人の欲望を監視して抑圧する働きをしていると彼らは考えた。

【No. 77】 フッサールの構想した「現象学」に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 現象学は、我々が認識するものは、物自体ではなくて現象であることを主張する。現象は、我々の経験を通じて与えられる多様な素材が、認識主観にア・プリオリに備わる感性及び悟性の形式によって総合・統一されることで成立する。人間の認識は現象の範囲内でのみ成立し、物自体を解明することはできない。
2. 現象学は、精神の現象する様を記述しようとする。精神とは、自覚の働きであり、自己を現実の中に外化して反省し、自己の在り方について、以前より自覚的になって再び自己に戻るという、自由を目指す運動を本質とする。その精神の運動は、自己の矛盾によって自己が否定され、高次の自己へと発展する現象として記述される。
3. 現象学は、宇宙の諸現象を生命の進化として記述しようとする。生命の進化は、機械論によっても、目的論によっても説明されない。生命の進化の原動力は、生命が環境の抵抗や障害に直面したときに、それを乗り越えるために生じる躍動である。その躍動を原動力として生命が創造的に進化する過程こそが、宇宙の諸現象である。
4. 現象学は、身体を物体であると同時に、意識でもあるような両義的な存在として記述し、対自的存在である意識と即自的存在である身体を対立的に捉える哲学を批判する。身体は、人間がそれを通して世界に向かう志向性であり、世界の中に住み込む、生きられたものである。そして、自己の身体と他者の身体は間主観的な知覚世界において、一つの全体を成している。
5. 現象学は、先入見を排して、事象そのものが我々の意識に現れ出る様子を記述することを目標とする。そのために、客観的世界が存在しているという確信をはじめとする自然的態度を、一旦括弧に入れて停止してその後に残る純粹意識を主題化し、その本質的機能である志向性を厳密に分析する。

【No. 78】 中国における天の思想に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 易姓革命とは、天の下す命(天命)が革^{あらた}まり、同じ姓を持つ者の中から新しい天子を選び、王朝を存続させることである。中国では古来、天命を受けた者が天下を統治するとされた。しかし、為政者の徳が衰えると天命を失い、別の有徳者が新たに天命を受けて天子となる。有徳者に平和のうちに位が譲られることを禅譲といい、代表的な例としては、殷の紂王から周の武王への禅譲がある。
2. 戦国時代の荀子は、天の運行は一定不変であり、堯^{ぎょう}や桀^{けつ}が現れたために、出現したり無くなったりするものではないとした。また、自然現象は天地・陰陽の変化に過ぎず、恐れるべきではないと述べた。一方、墨家は、天は正義を欲して不義を嫌うとし、天子の行為が善であるか悪であるかをみて、天は賞罰を与えることができ、賞罰は天変地異となって現れると考えた。
3. 天人相関説とは、自然現象と人間の行為とが対応関係を持つという説である。漢代になると、董仲舒は天人相関説に^{こん}渾天説を加え、天は統治者の行う政治の善悪によって、縁起の良い前兆や災異を下すと考えた。これに対して、王充は『論衡』を著し、あらゆるものは理で構成されており、自律して動いているため、天が人に働きかけることもないと考え、天人相関説を否定した。
4. 為政者が天命を受けたことを示すため、中国では、王朝ごとに独自の暦を作成して頒布すべきと考えられ、天文観測も継続的に行われた。元の徐光啓は新しい天文儀器を製作し、中国各地で観測を行い、許衡らと共に授時暦を編纂した。しかし、より正確な西洋天文学が流入すると、すぐにとって代わられ、授時暦はほとんど使用されなかった。
5. 清朝末期の厳復は、イギリス留学後、西欧近代思想の紹介に努めた。彼が刊行した『天演論』は、マテオ・リッチの『天主実義』を踏まえ、キリスト教の教義を紹介し、近代化における宗教の重要性を説くものである。そのため、『天演論』は、当時の知識人たちに中国の伝統思想を蔑ろにするものとみなされ、ほとんど読まれなかった。

【No. 79】 いわゆる心身問題に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 心身問題とは、心(精神)と身体(物体)との関係に関する哲学的問題である。この問題は、近世初期にデカルトが、人間の心と身体は共に一種の機械であると主張したことによって、哲学者たちの関心を惹くようになった。しかし現在では、心身問題は、脳科学や人工知能研究などの急速な発展によって、解決可能であることが明らかになっている。
2. ホッブズは、当時新しく起こったプロテスタントの神学を背景に、心(精神)と身体(物体)を相互に独立した実体と考え、心と身体の二元論を唱えた。この理論は、近代物理学の発展を妨げたが、心と物体の一種である身体とがどのように関係するのかという哲学的問いの考察を促した。
3. 17～18世紀には、心(精神)と身体(物体)の二元論をめぐる、心と身体は相互作用を行うとする説、心と身体の間には平行関係があるとする説などが現れた。また、自然科学の発展を背景に、心的現象は本質的に身体に基づくとするラ・メトリの説のような唯物論的傾向も現れた。
4. スピノザは、物体(身体)と心(精神)の区別を認めつつ、両者が独立した実体として関係し合うことを否定し、心のみが実体であり、神の本質であると考えた。そして、その神の本質である心が変容したもの(様態)が物体に他ならないという一種の唯心論を提唱した。これは汎神論とも呼ばれる。
5. 現代の哲学の議論においては、各人の意識状態や痛みなどの感覚の質(クオリア)は外的に観察可能であるので、自然科学によって説明可能であると考えられている。しかし、人間の思考能力や知能については、機械がそれを再現したり、模倣したりすることは原理的に困難であることが、チューリング・テストと呼ばれる質問形式のテストによって明らかになっている。

【No. 80】 医療における自己決定に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 将来、自分が意思表示できなくなった場合に備え、どのような最期を迎えたいかを事前に意思表示すること(リビング・ウィル)は、自己決定の考え方に基づくものである。現在の日本では、患者が投薬などによって死期を早める消極的安楽死を望む場合に、そのことが文書で示されているならば、医療従事者はその指示に従うべきことが法律で定められている。
2. インフォームド・コンセントとは、医師が患者に対して、治療法の危険性や費用等の利害について十分な説明を行い、患者がそれを理解した上で、自由意思に基づき治療法に同意することである。この条件が満たされるとき、インフォームド・コンセントの理念に基づくならば、医師がより安全と考える治療法とは異なる治療法を患者が選択したとしても、患者の選択を尊重することが求められる。
3. パターナリズムとは、医療における医師の特定の立場を表す専門用語であり、医師が患者の意向を無視して職業的な権威の下で治療を行うことである。しかし、患者の判断が必ずしも明瞭ではないと医師が判断する場合には、本人の意向にかかわらず、医師自身が適切と考える治療を行うことはパターナリズムには該当しない。
4. 生命の神聖さ(SOL)とは、生命の意味を考える上で、生き方についての各人の価値観や生きがいをもっと尊重すべきとする考え方である。現在の生命倫理学においては、生命それ自体の持つ価値よりも、患者自身による価値判断を常に優先することが、妥当な原則として認められている。
5. 日本の臓器の移植に関する法律(臓器移植法)では、一般に、脳死は人の死であると定められている。また、同法の2009年の改正によって、脳死の人の臓器を移植に利用するためには、本人が書面によって臓器を提供する意思のあることを表明していること及び家族が同意することが必要とされている。

【No. 81】 イスラームの成立と教えに関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. イスラームとは、超越という意味である。その教えは、この世界の創造者であり、最後の裁きの日の審判をつかさどる、全知全能の神アッラーへの信仰を説く。イスラームの開祖ムハンマドは、40 歳頃に神のお告げ(啓示)を受けた後、自分は神の使徒であると自覚するようになった。そして、周りの人々から促されたことが契機となって、布教を始めることとなった。
2. ムハンマドは、当時のアラビア半島で行われていた多神教と偶像崇拜を否定した。また、貧富の差が広がっていたことに対し、唯一神アッラーの下での平等を説き、孤児や貧しい人を救済することを主張した。しかし、彼はメッカの支配層である大商人から迫害を受けるようになり、メッカからメディナに信徒と共に移住した。
3. 唯一神アッラーが、ムハンマドに啓示した教えを記したものが『クルアーン(コーラン)』である。『クルアーン』は黙読すべきものとされ、神や預言者について説くが、日常生活については何も記していない。一方、ムハンマドの言葉や行動を示すスンナは、ムスリムの社会生活を規定する規範となっており、イスラーム社会では、政治・経済は宗教と密接な関係を持つ。
4. イスラームでは、モーセやイエスは預言者とは認めず、ムハンマドが唯一の預言者であるとする。アッラーはユダヤ教・キリスト教の神と共通するとされるが、イエスのような神の子は存在しない。また、キリスト教社会と同様に、聖職者が神との仲介役を務め、入信の儀式などをつかさどることによって、指導的役割を果たしている。
5. イスラームの信仰の柱である六信とは、唯一神アッラー・天使・啓典・預言者・来世・定命の六つを信じることである。このうち定命とは、この世の出来事は人間の意志によって定められるべきという思想である。また、宗教的務めの実践として重んじられる五行のうち、信仰告白とは、聖地メッカで「私はアッラーの教えを必ず守る」と証言することである。

【No. 82】 日本史における稲作・米に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 稲は、中国の黄河流域に起源があり、主に朝鮮半島を経由して日本列島に伝来した。水田稲作は、九州北部で開始された後、弥生時代のうちに東北地方北部にまで達した。古墳時代になると、製鉄の技術がもたらされ、弥生時代には存在しなかった鉄鎌や鉄の刃先を付けた鍬・鋤が登場し、徐々に生産力を高めていったが、それは同時に貧富の差の拡大にもつながった。
2. 律令制下の田地は、条里制に基づく土地区画が行われ、男女2段ずつ口分田が支給された。女性は、調・庸・雑徭を負担する必要はなかったが、租については、男性と同様に収穫高の約3割に相当する稲を収める義務を負った。また、公民の戸ごとに春に稲を貸し付け、秋に利息と共に回収する公出挙の制があり、大きな負担となった。
3. 中世には、気候変動などにより、しばしば飢饉が起こった。そうした環境の中で、肥料として刈藪や草木灰の利用が進み、水車などによる灌漑・排水施設が整備され、牛馬耕や鉄製農具の利用も拡大していった。また、悪条件下でも栽培できる大唐米と称される輸入品種も普及した。畿内や西日本を中心に、麦を裏作とする二毛作が広がりを見せ、一部の地域では三毛作も行われた。
4. 徳川吉宗は、幕府の財政再建のために、参勤交代の江戸在府期間を半減する代わりとして諸大名に石高1万石につき100石の米を上納させる制度を設け、併せて検見法を広く取り入れて年ごとの収穫高に応じて年貢率を変動させた。また吉宗は、江戸の米市場の相場を公認して米価の平準化を目指すとともに、商人資本の力を借りて新田開発を積極的に推し進めていった。
5. 第一次世界大戦の大戦景気による都市人口の急増を背景に、米の消費量が拡大する中、シベリア出兵を当て込んだ米の投機的買占めが横行し、米価が急騰した。富山県で発生した「越中女房一揆」がラジオで報道されると、米の廉売を求める動きが全国化・過激化したため、山本権兵衛内閣は軍隊を動員して鎮圧したが、国民の批判を受けて総辞職した。

【No. 83】 幕末以降に日本が結んだ条約・協約に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. ペリーの来航を受けて、大老の井伊直弼は孝明天皇の許可なしに日米和親条約を結び、下田・箱館の開港を認めた。次いで、アメリカ総領事ハリスとの間に結ばれた日米修好通商条約では、新たにアメリカに片務的最恵国待遇と領事裁判権が認められ、関税についても、日本には税率の決定権がなかった。その後、オランダ・ロシア・イギリス・フランスとも類似の条約が結ばれた。
2. 日清戦争の講和条約は、伊藤博文・陸奥宗光と李鴻章との間で、天津において締結された。その主な内容として、清は朝鮮の独立を認めること、遼東半島及び台湾・澎湖諸島を日本に割譲すること、新たに四港を開くことが挙げられる。遼東半島は三国干渉もあって返還することになったが、台湾には総督府を設置し、初代総督に後藤新平を任命して軍政を敷いた。
3. 小村寿太郎とウィットとの間で締結されたポーツマス条約では、日本は、韓国に対する指導・監督権が認められた。これを受けて、日本は韓国政府と3次にわたる協約を結び、第1次日韓協約で韓国の外交権を接收し、第2次日韓協約で韓国の内政権を掌握し、第3次日韓協約で韓国併合を行った。日本は韓国を併合すると、韓国統監府を設置し、初代統監に伊藤博文を就任させた。
4. 立憲民政党の浜口雄幸内閣は協調外交路線を採り、ロンドン海軍軍縮条約に調印した。ところが、条約の内容に不満をもつ海軍軍令部は、軍令部の同意を得ずに政府が兵力量を決定することは統帥権の干犯であると強く反発し、立憲政友会や右翼もそれに同調した。浜口は、議会と枢密院の同意を得て条約を批准したものの、右翼の青年に狙撃されて重傷を負い、その後退陣した。
5. 第二次世界大戦後、アメリカ・イギリス・フランス・ソ連などの交戦国と締結したサンフランシスコ平和条約によって、日本は独立国としての主権を回復した。本条約では、朝鮮の独立、台湾・千島列島・南樺太などの放棄が定められ、沖縄・小笠原諸島はアメリカの施政権下に置かれた。同時に結ばれた日米安全保障条約では、アメリカの日本防衛義務や軍事行動に関する事前協議制などが規定された。

【No. 84】 中国史における地域社会の指導者層に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 漢代を通して土地を集積していた豪族は、後漢末の戦乱で没落した農民を支配下に収め、更に勢力を増した。彼らは、魏で導入された郷挙里選を通じて高級官職を独占するようになり、名門とみなされる家柄が固定化していった。このような門閥貴族は南朝で顕著に見られたが、北朝に起源を有する唐が全国を統一して、農民に土地を分配する均田制を導入すると、没落した。
2. 唐から宋にかけて、唐宋変革と呼ばれる大規模な社会の変化が生じた。開墾や購入によって土地を集積する新興地主層が現れ、佃戸に耕作させて小作料を取った。また、宋代に科挙が新設されると、身分や門地によらない試験制度を利用して、官界へも進出するようになった。こうして新たに地域社会の指導者となった者たちを、宋代の人々は郷紳と呼んだ。
3. 宋代の地主層は、儒学の教養を身に付けた知識人でもあった。宋代の儒学では、哲学的な議論よりも経典の厳密な校訂・検証を行う考証が盛んとなり、また、華夷・君臣・父子の区別といった社会秩序も重視された。南宋の王陽明によって大成された宋学は、儒学の正統とみなされるとともに、中国のみならず日本や朝鮮にも大きな影響を与えた。
4. 18世紀の清朝では、爆発的な人口増加によって国内移住が増加し、山間部の開発が進んだが、開発が限界に達すると社会不安が高まった。この結果、19世紀半ばには、広西の太平天国や陝西・甘粛・雲南の回民による反乱が起こった。清朝の正規軍ではこれらに十分に対処できなかったため、地主層は、自衛のために団練や郷勇と呼ばれる義勇軍を編成した。
5. 地主層との連携によって国共内戦に勝利した中国共産党は、中華人民共和国の成立後に方針を転換し、地主から土地を没収して農民に土地を分配する土地改革を行い、さらには農業の集団化を進めた。その成果は、1950年代末に毛沢東が主導した「大躍進」運動として結実し、人民公社の下で中国の農業生産は著しく増大した。

【No. 85】 古今の歴史書と歴史家に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 古代ギリシアのヘロドトスは、ホメロスと並んで、史料を批判的に解釈しつつ歴史を記した人物として知られる。ヘロドトスの『歴史』は、アケメネス朝ペルシアとの戦争を主題に、マラ톤の戦いやサラミスの海戦など様々な出来事を叙事詩の形式で叙述したものである。ただし、彼の著作には神話や伝承も多く含まれることから、「物語的歴史家」とも評価されてきた。
2. イスラーム世界では、『クルアーン(コーラン)』を解釈する補助手段として伝承(ハディース)が集められ、それが歴史学の発達を促した。14世紀には、ラシード・アッディーンが膨大な通史『世界史序説』をペルシア語で著した。この著作では、都市と遊牧民との交渉に着目して王朝の変遷に法則性を見いだす独特の文明論が提示された。
3. 19世紀には、パストゥールやコッホの細菌学、ダーウィンの進化論など科学分野で目覚ましい発展がみられる中、ドイツでは、ヘーゲルが弁証法に基づく実証的な歴史叙述の方法を確立し、近代歴史学の礎が築かれた。この歴史学は、19世紀末に来日したランケによって日本に導入され、彼の滞在中に近代的な歴史研究を支える制度が整備された。
4. 資本主義を批判するマルクスとエンゲルスの経済理論及び社会思想は、歴史学にも大きな影響を与えた。『共産党宣言』で知られる彼らは、生産力と生産関係を基礎とする「下部構造」(「土台」)が、法律・政治・思想などから成る「上部構造」を規定し、生産力と生産関係との間に発生する矛盾によって歴史が進行する、とする唯物史観を提示した。
5. フェーブルとブローデルを創始者とするフランスの歴史学派「アナール派」は、経済史中心の従来の歴史学を批判して、歴史研究者の眼差しを社会・文化の方向に向かわせた。その特徴は学際性の重視にあり、雑誌『アナール』を拠点として、歴史人類学や心性史など多様な分野で新しい歴史学を切り開いていった。

【No. 86】 次の文章は、15 世紀のエジプトで活躍したムスリムの歴史家マクリーズィーによる地誌『エジプト誌』の抜粋であり、当時のエジプトの暦について記している(一部省略又は変更している箇所がある。)。この史料を踏まえた上で、エジプトの自然環境・暦・社会に関する記述として最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

1. エジプトでは、毎年夏に雨季が訪れ、これによりナイル川が増水して、水と沃土が農地にもたらされる。「ナイルの賜物」といわれるような自然の恵みがあるため、前近代のエジプトでは、灌漑に労働力を動員することなく豊かな農業生産が得られた。
2. カエサルがクレオパトラを打倒すると、エジプトはローマの支配下に入った。カエサルは、ローマの伝統的な暦であるユリウス暦をエジプトに導入しようとしたが、ナイル川が増水周期と深く結び付いたエジプトの伝統的な暦を置き換えるには至らなかった。
3. イスラーム期のエジプトでは、太陰暦であるヒジュラ暦が導入された。しかし、ナイル川が増水周期とは一致しないため、農業では太陽暦に基づく暦が使われ続けた。ムスリムの支配者も、収穫物から地租を徴収する必要があるため、ヒジュラ暦と太陽暦を併用していた。
4. 15 世紀のエジプトでは、ナイル川が増水周期に合わせて、農地から水が引いた後に小麦の種をまき、翌年の秋に収穫していた。綿花やサトウキビのような商品作物も同様にナイル川が増水周期に合わせて、小麦と同じ時期に播種と収穫が行われた。
5. 植民地支配からの独立を達成したナセル大統領は、スエズ運河の開削など経済発展に努め、アスワン・ハイダムを建設した。農業用水の確保を目的としたダムの建設により、ナイル川の大規模な増水現象は無くなり、エジプトの農業は通年灌漑へと移行した。

【No. 87】 次の文章は、ナショナリズムに関する文献からの抜粋である(一部省略又は変更している箇所がある。)。ア、イの語句及びA、B、Cの国名に当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

ア	イ	A	B	C
1. 市民的	民族的	アメリカ	ロシア	フランス
2. 市民的	民族的	ドイツ	フランス	アメリカ
3. 民族的	市民的	アメリカ	フランス	イギリス
4. 民族的	市民的	ドイツ	ロシア	イギリス
5. 民族的	市民的	ドイツ	フランス	アメリカ

【No. 88】 仮名の発生とその展開に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 万葉仮名とは、上代に日本語を表記するために用いた漢字のことで、真正の文字(真名)である漢字から、その音や訓を仮借したもの(仮名)をいう。最初の勅撰和歌集である『万葉集』では、日本語の音形を書き留める必要から仮名が多用され、やがて万葉仮名と呼ばれるようになった。また、漢文表記を主とする『古事記』とは異なり、『日本書紀』でも万葉仮名が多く用いられた。
2. 平安初期には、勅撰漢詩集『凌雲集』が編まれるなど五山文学が盛んであったが、やがて漢字を草体化した平仮名や、略体化した片仮名が用いられるようになった。特に平仮名は、女性が歌や手紙を記すのにしばしば用いたことから発達し、紀貫之が女性に仮託して書いた『蜻蛉日記』に平仮名を用いて以降、和歌、物語、日記、随筆など、様々な文学ジャンルが仮名表記によって発展した。
3. 同音の仮名の使い分けの決まりを仮名遣いという。鎌倉時代に藤原定家が示した定家仮名遣いは、誤読を避ける目的で表記を一定にするものである。明治時代に歴史的仮名遣いとされたのは、万葉仮名を基準にした、室町時代の契沖による『和字正濫鈔』の方式によるものであった。昭和20年代に現代仮名遣いが公布されたが、大江健三郎や丸谷才一のように、あえて歴史的仮名遣いを引き続き用いる作家もいた。
4. 現在使用されるものと異なる字体の仮名を変体仮名といい、一般に複数の字体が併用された。木版印刷が発達した江戸時代には、挿絵入りの仮名書き読み物である草双紙が生まれ、筆書きの文章と絵とが一体となった刊本が流行した。恋川春町による『金々先生栄花夢』などが代表作で、子供向けの赤本をはじめ、黒本、青本、黄表紙、合巻と展開した。学校教育で仮名の字体が統一されたのは明治時代である。
5. 活版印刷が主流となった明治時代には、大衆的な新聞は、原則全ての漢字に振り仮名を付す総ルビで印刷された。例えば、「読売新聞」に連載された夏目漱石の小説は、『吾輩は猫である』、『坊っちゃん』をはじめ、原則総ルビである。一方、昭和になると、『恩讐の彼方に』、『父帰る』などで知られる小説家・劇作家の山本有三は、振り仮名がなくても読める文章を書くのが良いとして、「ふりがな廃止論」を唱えた。

【No. 89】 ルネサンス期ヨーロッパの文学に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. E. スペンサーはイギリスの詩人である。学生時代にペトラルカなどの詩人の作品を翻訳した後、エリザベス女王の宮廷での出世を求めつつ、詩作に取り組んだ。代表作である寓意叙事詩『妖精の女王』(『神仙女王』)は、グロリアーナ女王に仕える 12 人の騎士による、それぞれの悪に対する苦闘と勝利を物語る 12 巻を企図していたが、未完に終わった。本作は、八つの 10 音節の詩句と一つの 12 音節の詩句から成る「スペンサー詩連」による音楽的美しさを備えている。
2. セルバンテスはスペインの詩人である。代表作『ドン・キホーテ』では、美しいカタリー(中国)の王女を追って、主人公をはじめ、キリスト教徒、異教徒の騎士たちがそれぞれに諸国を放浪して戦い、さらに幾組もの恋人たちが交錯する。恋のために発狂して、風車を巨人とみなすなどの主人公のエピソードを中心に、恋と武勇と魔法の奔放自在な空想物語が、洗練された 8 行韻詩で語られる。失われた騎士道の理想を懐かしみつつ語る点に物語の特徴がある。
3. アリオストはイタリアの小説家である。代表作『狂乱のオルランド』の第一部では、騎士道物語を読み過ぎた結果、騎士を名乗って旅に出た片田舎の郷士が、悪を正すために数々の冒険に挑むも挫折する。第二部では、主人公は遍歴の果てに騎士を辞めて故郷に帰り、病床で狂気から醒めて、騎士道物語を否定して死ぬ。本作は、人間の悲劇性と喜劇性の融合、現実の多義的な読み取りの提示などによって、近代小説の扉を開いたと評価されている。
4. モンテーニュはフランスの思想家である。幼少期より東洋に関心を持ち、中国を訪問したこともある。法官の仕事から引退した後は読書と内省の生活に入り、107 章に及ぶ『エッセー』に、人文主義者としての思想と学識、そして豊かな想像力を注ぎ込んだ。上記作品に登場する修道士や風来坊を従えた巨人王父子は、作者を囲む、歪んだ現実の批判者や破壊者の役割を演じており、彼らの哄笑や冒険には、ルネサンス人の歓びと生命力が爆発的に表れている。
5. ラブレーはドイツの小説家である。修道士であったが、その後に政治家に転じた。政治活動の傍ら書き継いだ『ガルガンチュワ＝パンタグリュエル物語』の執筆の過程で、死という主題についての考察の時期、懐疑主義思想に傾いた時期を経て、自己そのものという主題を明瞭に意識するようになった。個人が人間全般に通じるという確信を得た後は積極的な自己の描写を行い、人間性を本来のままに発揚させようという思想を最終の立場とした。

【No. 90】 幕末・明治期以降、西洋語の概念を表すために用いられるようになった言葉(訳語)に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 「小説」は、英語 novel の訳語として、近代小説の意味で用いられるようになった。これには、坪内逍遙の評論『小説神髓』の主張が関わっている。シェイクスピアの翻訳で知られる逍遙は、西洋の novel(小説)を最も進んだものと考え、戯作と呼ばれる日本の小説の改良を提唱した。また、批評家ベリンスキーなどロシア文学を学んでいた二葉亭四迷は、逍遙の知遇を得て、言文一致体の小説『浮雲』を著した。これは日本で最初の近代小説と言われている。
2. 「自由」は、英語 liberty、freedom の訳語として用いられるようになり、明治初期には自由民権運動も盛んになった。文学の領域では、イギリスの詩人ホイットマンから強い影響を受けた国木田独歩が、まだ定型詩が多かった時代に自由詩「山林に自由存す」を発表した。また、演劇の分野では、小山内薫と九代目市川団十郎によって結成された劇団「自由劇場」が、イプセンをはじめとする西洋の翻訳劇を上演して、その後の新国劇運動の原点となった。
3. 「恋愛」は、英語 love の訳語として新たに造られた言葉である。他の訳語もあったが、明治 20 年代頃から「恋愛」が優勢になった。バイロンらイタリアのロマン主義詩人の影響を受けた北村透谷は、評論『人生に相渉るとは何の謂ぞ』で「恋愛は人世の秘鑰^{ひやく}* なり」と述べた。また、森鷗外がドイツの作家アンデルセンの自伝的小説を翻訳した『即興詩人』にも、恋愛要素が含まれている。
4. 「社会」は、英語 society の訳語として用いられるようになり、社会学という学問も移入された。文学の領域では、社会学者の外山正一らが詩集『新体詩抄』を著し、シェイクスピアの『ハムレット』も翻訳した。また、社会問題を主題とした社会小説が現れ、ツルゲーネフの『獵人日記』の翻訳でも知られる内田魯庵が『社会百面相』を発表した。明治後期には、小林多喜二の『火の柱』、『良人の自白』などの社会主義小説も現れた。
5. 「自然」は、英語 nature の訳語として用いられるようになった。19 世紀後半のフランスで、ゾラを中心に、シャトーブリアン、モーパッサンらによって起こった自然主義は、日本では、島崎藤村、田山花袋らの小説を生み、島村抱月らの評論がこの文学運動を支えた。一方、写実主義や耽美主義など反自然主義の文学も現れ、雑誌「スバル」の創刊や、バルザックの影響を受けた谷崎潤一郎の小説の出現などは、反自然主義の傾向を鮮明に示している。

* 秘密を解く鍵

【No. 91】 日本の安土桃山期の絵師に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 長谷川等伯は、能登七尾出身の絵師である。武士の子に生まれるが、絵仏師の系譜に連なり、当初は信春と号した。明兆流を皮切りに、その源流である明・清の水墨画を学び、有力寺院や織田信長、豊臣秀吉関連の建築物に多くの作例を残した。その代表作『唐獅子図屏風』は和風水墨画の極致として高く評価され、また、祥雲寺襖絵(現・智積院襖絵)には、やまと絵様式を融合した豊かな金碧障壁画を描いた。
2. 狩野永徳は、室町期武士を祖とする狩野派の絵師である。20歳代のうちから画才で頭角を現し、戦国期の武将好みの豪壮で力強い画風を展開した。特に織田信長からは手厚い庇護を受け、その新たな居城である岐阜城の障壁画制作を委ねられたが、それらは後に焼失した。現存するのは、信長が上杉謙信に贈った『富士三保図屏風』や『檜図屏風』で、これらのほか、大徳寺や南禅寺に伝わる障壁画群も非常に名高い。
3. 海北友松は、近江の武家浅井家の家臣の子である。浅井家滅亡時には、禅修行先の東福寺で難を逃れ、後に還俗して絵師としての道を歩んだ。中国宋元画、中でも梁楷の減筆体に多くを学び、袋人物と呼ばれる描法を得意とした。他方で、やまと絵様式の彩色画も描くなど幅広い多様な画業を展開し、公武の有力な貴族たちに支持され、とりわけ、晩年は宮廷御用となって、皇族や公家のために多く作画した。代表作に『浜松図屏風』や『網干図屏風』などがある。
4. 雲谷等顔は、肥前の高位の武家の子である。一族没落の後、戦国武将の蜂須賀正勝(小六)に絵師として抱えられ、同家に伝わる画僧周文の作例『山水長巻』などに学んだ。その後優れた画才が認められ、周文の旧居でアトリエでもあった雲谷庵を受け継ぐとともに、雲谷姓を名乗り、周文三代を自称した。その生涯にわたり、蜂須賀家御用絵師として狩野派や長谷川派と画技を競い、ほぼ水墨画の制作に傾注した。代表作に『山水図屏風』や『竹林七賢図屏風』などがある。
5. 曾我直庵は、越前の武将の子孫と伝えられる絵師である。一族の没落後に堺へ出て、京都や奈良、高野山の有力寺院の求めに応じて作画した。漢画系ながら中国ではなく朝鮮の絵師を祖とすると言われており、画僧雪舟の画風を伝えた室町期の絵師である曾我蛇足の末流と自称した。作例のほとんどが粗豪な筆致による水墨画で、主題は花鳥や山水で占められており、代表作には、豊臣秀頼が北野天満宮に奉納した『洛中洛外図屏風』のほか、『松柏に鷹図屏風』などがある。

【No. 92】 日本の中世を代表する古窯に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 常滑焼は、現在の愛知県の窯で作られている。窯跡は知多半島の広範囲にわたって存在し、古墳時代に始まった猿投窯さなげの流れを受け継いでいる。遅くとも平安後期には開窯し、壺や鉢、茶碗などが確認される。中世に入ると、畿内有力寺院の瓦も製造するなど、製品はほぼ全国各地で用いられた。後に、鉄分の多い粘土から作る朱泥の茶陶器も人気を博した。現在は、陶製の土管やタイル、植木鉢なども多く生産している。
2. 越前焼は、現在の福井県の窯で作られている。もともと、丹生山地一帯では須恵器生産が行われていたが、平安末期頃に関東地方の窯産地の技術を導入し、酸化焰焼成の越前焼が生まれた。中世には北陸地方最大の窯業地として、人工釉による壺や甕などを数多く生産した。遠く北海道地方や山陰地方でも使用され、後には鉄釉も施すようになるが、近世に入ると他窯が活発となり、地方窯として主に日常雑器を生産した。現在も、高温焼成による良質な三州瓦で知られる。
3. 備前焼は、現在の岡山県の窯で作られている。古墳時代には須恵器の産地であったが、平安末期頃に酸化焰焼成による焼締め陶生産へと転換した。その初期には表面が茶色を呈したものの、鎌倉後期には著名な黒褐色の焼き物となった。無施釉の陶器として、流水紋などの自然に現れる味わい深い文様が有名である。当初の地方窯から、南北朝期以降は商業圏を次第に拡大し、他方で早くから侘茶の茶器を焼いたことも記録される。
4. 瀬戸焼は、現在の岐阜県の窯で作られている。古墳時代に始まった猿投窯の流れを汲んで、平安後期から鎌倉初期頃には開窯したとされ、往時は施釉による唯一の焼き物であった。中世には灰釉かいゆうのほか鉄釉も行い、盛期を迎えた。やがて、戦火を逃れた多くの陶工らが美濃に移住したとされ、その後も、瀬戸では引き続き茶器や日常雑器を製造したものの、他窯に押され、江戸後期にはガラス器生産も開始した。瀬戸物といえば、現在でも焼き物の代名詞となっている。
5. 信楽焼は、現在の三重県の窯で作られている。それ以前に同地で焼かれた須恵器とは異なり、平安末期から鎌倉初期頃に新たに作られた焼締め陶のことを指す。無施釉が基本で、その地肌は赤褐色を呈し、素地に多く含まれる長石の粒が器面に現れるのを特色とする。室町後期からは侘茶の茶器としても愛されたが、現在では、各種の食器のほか、タイルや植木鉢も多い。また、信楽焼では一般に、狐の置物が広く世に知られる。

【No. 93】 ヴァチカンを含むイタリアの建築A～Eに関する記述として最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

1. Aは、ナポリにあるサン・マルコ大聖堂である。円屋根(ドーム)と壁面を飾るモザイクを特徴とするビザンツ様式の建築で、11～14世紀の約400年をかけて完成した。ナポリの中心部に位置するサン・マルコ広場に面しており、この広場には、同じくビザンツ様式のパラッツォ・ドゥカーレなどの重要な建築物が集まっている。
2. Bは、フィレンツェにあるサンタ・マリア・マッジョーレ大聖堂である。大聖堂は、調和と構造的な形体美を求めたルネサンス様式の建築であるが、円蓋(クーポラ)は、ブルネッレスキによってバシリカ様式で設計された。また、ブルネッレスキは、フィレンツェで権勢を振るったパッツィ家のために、バシリカ様式の小さな礼拝堂を設計した。
3. Cは、ピサにあるピサ大聖堂である。半円アーチを有し、重厚な印象を与えるロココ様式の建築であるが、大聖堂、鐘塔、洗礼堂を別個に建てる建築構想は、イタリアのロココ様式の教会堂に特有のものである。ガリレイが重力の実験をしたとされる鐘塔は、完成から約100年後に起こった地盤沈下によって傾き始め、ピサの斜塔とも呼ばれている。
4. Dは、ローマ(ヴァチカン)にあるサン・ピエトロ大聖堂である。大聖堂前の広場を囲む列柱廊は、曲線の多用や過剰な装飾を特徴とするバロック様式の建築で、ラファエロによって造られた。また、隣接するシスティーナ礼拝堂には、ミケランジェロの『アダムの創造』やレオナルド・ダ・ヴィンチの『最後の晚餐』といったフレスコ画がある。
5. Eは、ミラノにあるミラノ大聖堂である。尖頭アーチや高い天井を特徴とするゴシック様式の建築で、イタリア最大規模のゴシック建築である。白大理石で覆われ、100本を超える小尖塔と2,000体以上の聖人像で装飾されている。14世紀に、初代ミラノ公の命によって建設が始まったが、西ファサードは19世紀にナポレオンの命によって完成された。

【No. 94】 日本の地域政策と人口移動に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 1960年代前半に策定された全国総合開発計画では、大都市と地方との地域格差の縮小を目指し、地方圏を中心に開発拠点を配置して、周辺地域も含めて連鎖反应的に発展させる拠点開発方式が採られた。具体的には、苫小牧・むつ小川原・志布志が新産業都市として指定された。この計画により、現在まで続く産業基盤の端緒となった事例もみられ、1960年代後半には、三大都市圏への転入者数は、三大都市圏からの転出者数を下回るようになった。
2. 1960年代末に策定された新全国総合開発計画では、地方圏への工業の分散を促進するため、工業整備特別地域が指定された。全国を七つのブロックに分け、既存の中核管理機能の集積を結びながら、開発可能性を全国土に拡大させることを目指し、新幹線や高速道路といった高速交通ネットワークの整備が計画された。しかし、プラザ合意に伴う不況により、計画の目論見は頓挫した。
3. 1970年代後半に策定された第三次全国総合開発計画では、過密・過疎を解消し、産業の拠点を育成するために、産学官連携による新たな産業集積を目指した「産業クラスター政策」が掲げられた。また、地域の歴史や伝統に根ざした、人間と自然との調和のとれた健康で文化的な人間居住を達成するため、地方圏を中心に「モデル定住圏」が設定された。しかし、1970年代後半には、1960年代と比べて、地方圏から三大都市圏への人口流出は一層拡大した。
4. 1980年代後半に策定された第四次全国総合開発計画は、国際化時代を迎える中で、地域の競争力を高めていくという目標が示され、東京大都市圏での人口増加を背景に、多極分散型国土の形成から転換して、東京一極集中の強化を目指すことが掲げられた。一方で、地方での開発に伴う環境問題への懸念から、リゾート開発の規制といった形で国土保全と地方財政の安定を図る施策が講じられた。
5. 2000年代半ばに国土総合開発法が改正されて成立した国土形成計画法は、量的拡大を目指した開発を基調としたそれまでの地域政策から転換したものである。これを機に全国計画に加えて策定することになった広域地方計画は、広域地方計画区域ごとに設置した協議会での協議を経て策定することが必要となり、この協議会には、国の出先機関・経済団体・地方公共団体等が参加している。しかし、地方圏から東京大都市圏への転出超過は2010年代を通じて継続した。

【No. 95】 文化人類学における社会についての議論に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 文化人類学において機能主義を唱えた初期の代表的人物として、ラドクリフ＝ブラウンとマリノフスキがいる。ラドクリフ＝ブラウンが、人間の社会文化的行動は、人間の様々な要求又は欲求に対する反応として説明できるという立場をとったのに対し、マリノフスキは、社会を構成する諸制度や諸活動が社会全体の統合を維持する機能を果たしていると考え、独自の構造機能主義を打ち立てた。
2. 国家や政府のない社会において、いかに秩序維持がなされているかという問題に関する議論は、社会人類学者によるオーストラリアのアボリジニ社会の研究によって大きく発展した。とりわけエヴァンズ＝プリチャードらは、複雑な婚姻規則を伴う多様なセクション・システムに着目することにより、この問題に一つの解答を出した。しかし、彼らの議論が、国家や政府のない社会の全てに当てはまるものでないことが、後に明らかになった。
3. レヴィ＝ストロースは、個々の要素ではなく、要素と要素の関係に着目する構造主義人類学を打ち立てた。彼は著書『親族の基本構造』において、婚姻とインセスト・タブーの問題を中核に据え、家族内部の感情の配置という心理学的観点から、親族論に新たな視点を導入した。後に彼はアニミズムを、自然種との間の差異と人間集団の差異を対応させる分類の問題として議論した。
4. グローバリゼーションが進む世界の新たな社会状況を分析するために、アパドゥライは、20世紀末に著書『さまよえる近代』の中で、様々な要素のグローバルな移動やフローを、彼が「スケープ」と呼ぶ五つの次元・要素の乖離として分析する枠組みを提示した。後に彼は、マイノリティが暴力の対象とされるグローバリゼーションの暗黒面に目を向けた議論をも展開した。
5. 21世紀に入り、これまで文化人類学者たちが調査を行った社会の多くが、孤立した未開社会ではなく、植民地化を経験した社会であったことが指摘されると、人類学自体と植民地主義との関係が問題化されるようになった。西洋の東洋学が、自らの枠組みに基づいて東洋を表象してきたことを強く批判したサイードの著書『サバルタンは語るができるか』は、こうした議論に大きな影響を与えた。

【No. 96】 パーソナリティの理論に関する記述ア～エのうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. C. G. ユングは、人間には、心的エネルギーの向かう方向によって、内向－外向という二つの根本的態があることに加え、四つの心理的機能として思考、感情、感覚、直観の区別を考えた。そして、根本的態と心理的機能の組合せから八つの基本類型を想定した。心理的機能のうち、思考と感情、感覚と直観は対立関係にあり、個人が主として依存しているものを優越機能、その対立機能を劣等機能と呼ぶ。

イ. A. アドラーは、個人心理学(individual psychology)という理論体系を創始した。個人心理学の理論的特徴として、①目的論、②全体論、③対人関係論、④認知論が挙げられる。また、アドラーの人格理論では、個人の目標志向性や独自性、自己決定を表すものの見方や考え方、生き方をライフスタイルと呼んでいる。アドラーの理論は、集団心理療法や家族療法、短期療法の先駆になっており、育児・教育分野への貢献もみられる。

ウ. E. H. エリクソンは、人が生まれてから死に至るまでのパーソナリティの生涯発達のプロセスを、漸成発達という考え方をを用いて理論化し、人間の一生をアイデンティティと呼んで、八つの発達段階に区別している。各発達段階は、段階ごとの発達主題によって特徴付けられている。児童期(学童期)の発達主題は、「勤勉性 対 劣等感」とされ、この主題の解決によって「意志」を獲得すると考えられている。

エ. 土居健郎は、精神分析過程で観察される依存現象として「甘え」に注目し、日本人の精神構造、社会文化構造、精神病理一般を理解するための鍵概念として用いた。甘えは、母親的对象に一体化を求めて結び付こうとする、乳幼児期に特有の欲動であり、甘えが満たされないと「すねる」、「ひがむ」などの心情が生まれる。さらに、こうした発達早期の甘えの抑圧や欠如は、知的発達症や自閉スペクトラム症などの神経発達症の基礎を形成する。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 97】 教育評価に関する記述A～Dのうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 認定評価とは、学年や単元の初めに、その学習に対する準備がどの程度できているかを把握するために行う評価である。一方、単元や1時間の授業における指導の途中で、教師が子どもたちの様子から、授業が成功しているかどうかを点検するために行う評価を、診断的評価と呼ぶ。診断的評価を通じ、教師は授業の中で、自分の授業が狙いどおりに展開しているかを評価し、子どもたちへの支援を行ったり、授業計画や展開を修正したりすることができる。
- B. 子どもが属している集団の成績を基準として、集団内での子どもたちの位置や序列によって評価を行う方法を総括的評価と呼ぶ。総括的評価では、正規分布曲線を基に、その配分率に従って子どもの成績を振り分ける。総括的評価を基にした指導過程として、B. S. ブルームの完全習得学習が知られている。完全習得学習は、全ての子どもに確かな学力を保障することを主張するもので、教師は正規分布の上位層を目標に、子どもに対して様々な働き掛けを行う。
- C. 目標に準拠した評価は、子どもの学習の達成度を教育目標に照らして評価する方法であり、知識・技能のような基礎学力に限定された到達目標を設定し、評価を行う。したがって、目標に準拠した評価では、思考力や主体性を含む高次の学力についての評価は含まれない。目標に準拠した評価を行う際は、何を評価するのかを具体的に示す「評価基準」と、評価対象の子どもがどの程度の段階であるかを判断する根拠を示す「評価規準」の二つが必要となる。
- D. 指導と評価の一体化とは、指導と評価が別物ではなく、表裏一体の関係にあることを意味しており、評価の結果が、指導の改善に生かされることが求められる。この考え方に基づけば、評価は、授業の目標に照らして行われる必要がある。授業の目標は、子どもたちに獲得されなければならない内容と能力を実体的に明示した到達目標と、「自ら解決する態度を養う」といった目指すべき方向を示した方向目標に区別することができる。

1. C
2. D
3. A、B
4. A、D
5. B、C

【No. 98】 文化による人間心理の差異に関する記述ア～エのうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. H. R. マーカスと北山忍によって提唱された文化的自己観とは、特定の社会において歴史的に形成、共有された、自己又は人一般についてのモデル、若しくは通念のことである。この通念の内容は国や地域や民族によって異なる。米国をはじめとする北米諸国では、間人主義が優勢である。これは、「自己とは、他の人や周りの事象と結び付いて社会的ユニットの構成要素となる関係志向的な実体であり、周囲に自らを合わせようとする存在である」という文化的共有信念である。

イ. R. E. ニスベットは、認知と思考の様式における文化差に関する理論モデルを提起した。彼によれば、東洋人のものの見方や考え方は分析的であり、西洋人のそれは包括的であるという。分析的思考とは、決められた目標あるいは解決に向かうような思考である。他方、包括的思考とは、与えられた情報から様々な可能性を考慮して、新しい解答を生み出していくような思考である。

ウ. 表情表出には文化普遍性があると主張されているが、文化差の存在も指摘されている。

P. エクマンらの実験では、日本人と米国人の実験参加者に不快な動画を見せ、表情を観察した。すると、実験者が同室せずに一人で動画を見ている状況では、日本人も米国人も同様の嫌悪や恐怖の表情を見せたが、実験者が同室した状況では、日本人参加者は笑顔を見せた。この結果から、社会には、どのような状況でどのような表情を表出すべきかに関する表示規則があることが示唆された。

エ. 様々な文化の捉え方として、「集団主義－個人主義」という次元に基づく分類が、多くの研究で活用されている。集団の統制と個人の自律性の欲求が葛藤するような事態で、集団全体の統制や目標を優先する考え方を集団主義、個人の自律性や目標を優先する考え方を個人主義と呼ぶ。これまで、西洋文化は個人主義、東洋文化は集団主義という考え方が通説とされてきた。しかし近年、日本人は集団主義的という考え方を否定する結果が得られており、この考え方に疑義が呈されるようになってきた。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 99】 我が国における外国籍児童生徒に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 我が国における日本語指導が必要な外国籍児童生徒数は、1990年代以降増加傾向にあったが、新型コロナウイルスが流行した2020年以降は減少傾向となっている。外国籍児童生徒の母語としては、スペイン語が最も多く、次いで韓国・朝鮮語、中国語の順に多くっており、外国籍児童生徒が在籍する学校には、当該外国籍児童生徒の母語が堪能な教員を配属するよう義務付けられている。
2. 日本語指導が必要な外国籍児童生徒及び日本国籍児童生徒に対しては、学校において特別な配慮に基づく指導を行うことが可能となっている。その際、在籍学級の教育課程とは異なる特別の教育課程の編成を行い、通常の授業時間中に「取り出し指導」による日本語指導を実施することができる。
3. 文部科学省の調査^{*1}で、令和4年度末時点での日本語指導が必要な外国籍生徒の進路状況等をみると、高等学校等への進学率は約20％であり、高校生等の中退率については、高校生全体が約1％であるのに対して外国籍生徒は約9％であった。また、卒業後の進路については、非正規雇用労働者の割合が最も高く、次いで、大学等への進学及び就職をしていない者の割合が高くなっている。
4. 我が国では、海外で勤務する保護者と共に一定期間暮らした後に帰国した児童生徒を「オールドカマー」、留学生10万人計画が策定された1984年以降に海外から来日した児童生徒を「ニューカマー」と呼んでいる。また、戦後から1983年までに来日していた外国籍児童生徒を「特別永住者」と呼んでいる。
5. 義務教育段階の学齢にある外国籍児童生徒には、就学義務が発生する一方で、授業での言語が主に日本語のみで運用されていることから、不就学となる児童生徒の割合が高い。文部科学省の調査^{*2}によると、各地方公共団体で把握している外国籍児童生徒のうち約30％については、不就学の可能性があると考えられる。

*1 「令和5年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(令和6年8月)

*2 「令和5年度外国人の子供の就学状況等調査」(令和6年8月)

【No. 100】 我が国の男女別学・男女共学に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 我が国の近代学校制度は、明治 5 年の学制発布に始まるとされるが、当初の目的は産業振興にあり、「読み・書き・計算」を必要とする工業・商業に携わる家庭の子ども達が対象であった。また、学制発布の際には女子生徒は当該制度の対象ではなく、家庭及び地域での教育継続が望ましいとされた。
2. 明治 12 年に公布され、明治 24 年に改正された教育令では、初等教育機関における男女共学を基本とし、男女が同じ教室で、同じ内容を学ぶことが義務付けられた。この目的は、男女が場所も内容も別々に学ぶことを原則としていた江戸時代までの寺子屋制度から脱却して、全ての子ども達を「国民」として統合する教育を行うことにあった。
3. 明治 19 年に公布され、明治 32 年に改正された中学校令では、男子のみを対象とした教育課程が明記された。一方、女子を対象とした中等教育機関は明治 32 年に高等女学校令が公布され、各道府県に高等女学校が設置されることとなった結果、公立・私立双方を含めた高等女学校の設立が推進された。
4. 明治 19 年に公布された帝国大学令において、高等教育機関への入学を認められたのは男子学生のみであったが、大正 7 年に公布された新大学令において女子学生を正式に入学させることが認められた。しかしながら、大学に女子学生が聴講生・選科生を含めて入学したのは、第二次世界大戦後であった。
5. 昭和 22 年に制定された教育基本法では男女平等・男女共学が原則とされ、女子教育の機運が高まった。私立女子学校では特色ある教育が目指され、昭和 25 年までに女子専門学校・女子高等師範学校を含む約 30 校が私立大学に昇格した。都道府県が管轄する公立の中等教育機関の男女共学化も進み、令和 6 年時点で公立高校の 50 % が共学化している。

【No. 101】 子どもの貧困に対する教育支援に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 子どもの貧困対策のため、平成 26 年に施行された「こども大綱」に基づいてこども基本法が定められ、貧困の改善進捗を測る数値目標が設定されたが、より一層の貧困対策を図るため、令和 5 年に施行された「子供の貧困対策に関する大綱」に基づいて子どもの貧困対策法* が新たに定められた。
2. 令和 2 年から実施された保育の無償化により、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが認定こども園や保育所を無料で利用できるようになった。一方で、幼稚園は文部科学省の管轄となるため、幼児教育の無償化は導入されておらず、家庭の所得に応じて利用料が一部補助される支援となっている。
3. 就学援助制度は、国が定めた基準で要保護者と準要保護者の認定を行っており、要保護者は、住民税非課税世帯の小中学生のことを指し、準要保護者は、国が定めた貧困線の収入を下回る世帯の小中学生のことを指す。援助による支給対象品目は、法律等で定められたものに加えて、都道府県が独自に品目を追加することができる。
4. 現在の高等教育の修学支援新制度は、学ぶ意欲があり、世帯収入の要件を満たした学生に対して、授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて行う制度である。大学等に進学後、支援を継続的に受けるためには、大学等での出席状況や学修成果に応じた学業要件が課されており、要件を満たさない場合は支援打ち切りとなることもある。
5. 私立小中学校に通う経済的困難を抱える家庭への支援は、就学援助制度の枠組みの対象外となっているため、各都道府県が独自の支援制度を設けている。また、私立高校については、令和 7 年度に導入された私立高等学校等就学支援金によって、家庭の所得にかかわらず、全ての私立高等学校に通う生徒に対して、国が授業料相当の額を交付している。

* 子どもの貧困対策の推進に関する法律

【No. 102】 次は、É. デュルケムの学説に関する記述であるが、A～Dに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

É. デュルケムは、『社会学的方法の規準』において、「Aとは、固定化されていると否とを問わず、個人のうえに外部的な拘束をおよぼすことができ、さらにいえば、固有の存在をもちながら所与の社会の範囲内に一般的にひろがり、その個人的な表現物からは独立しているいっさいの行為様式のことである」と書いた。そして、個人から独立して外部的拘束を及ぼすAについてはBのように科学的に考察することを、社会学の第一の方法的規準とした。

最初の著作である『社会分業論』では、人口が増加し、分業がより複雑に展開するようになると、それまでの個々の村落や部族が並列して環節的な構造を成し、単純に結び付いていたような段階から、それぞれの単位が解体していき、より広い範囲での社会的分業が成立し、以前とは違って個々の単位が限られた機能を果たして他と互いに補い合うようなCの段階へと進んでいく、と述べた。

一方で、分業は病理学的諸形態を呈することがあり、中でも経済生活は法的・道徳的無規制状態（アノミー）に置かれているとし、その終息のために、欠落した諸準則の体系を構築できる集団であるDが形成されなければならないとした。Dは道徳的影響力をもち、個人のエゴイズムを抑制し、個人の心のうちに生き生きとした共同連帯の感情を絶やさぬようにし、弱肉強食の法則が商工業上の諸関係に露骨に適用されないようにすることが可能であるとしている。

A	B	C	D
1. 社会的事実	物	機械的連帯	国家又は政治社会
2. 社会的事実	物	有機的連帯	職業集団又は同業組合
3. 社会的事実	人	有機的連帯	国家又は政治社会
4. 社会システム	物	機械的連帯	職業集団又は同業組合
5. 社会システム	人	有機的連帯	国家又は政治社会

【No. 103】 近現代の産業や労働に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 20 世紀前半、工業化が進展する中でフォーディズム的生産方式が生まれた。それ以前は、F. W. テイラーの科学的管理法により、機械化した生産設備を用いた労働に労働者を従事させる合理的システムが採用されていたが、フォーディズム的生産方式はそれに代わって、G. E. メイヨーらのホーソン実験の結果から導かれた資源動員論に基づき、大量生産体制を確立した。
2. 20 世紀半ばから、多品種の製品を柔軟かつ効率的に生み出す生産方式であるポストフォーディズム的生産方式が拡大した。これは、様々なニーズに合った多品種少量の商品が求められる社会になり発展した生産体制である。J. ボードリヤールは、このような消費社会においてモノのもつ象徴的意味が消費場面における商品的価値に影響していることを主張した。
3. 20 世紀後半の日本的雇用慣行の特徴として、終身雇用(長期的雇用慣行)、年功序列(年功賃金制)、産業別労働組合が挙げられる。R. P. ドーアは、1960 年代に英国と日本の工場の比較調査を行い、英国の工場労働者は企業がアイデンティティの帰属先となっており組織志向的である一方、日本の工場労働者は技能や階級などへの帰属意識が強く市場主義的であると指摘した。
4. 就職氷河期世代とは、リーマンショックに端を発した世界金融危機の後の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代を指す。この世代は非正規労働者の割合が高いところ、非正規労働者は正規労働者と同じ労働をしても同一の賃金を得ることができず、ワーキングプアの問題を抱えている。このような非正規労働者の働き方のことを、不払い労働(シャドウ・ワーク)という。
5. 消費社会的・ポストフォーディズム的資本主義が拡大していく中で、労働はより孤立した個人的な営みへと変化し、もともと社会で不利な待遇を受けやすかった集団を中心に貧困の問題が生じる一方で、フリーランス的な方法で富を稼ぎ出す専門家的な人々が現れた。A. ギデンズは、こうした二極化が固定化した現代を、ソリッド・モダニティ(固体的近代)と呼んだ。

【No. 104】 個人や家族をめぐる関係性に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. N. エリアスは、親子の親密な関係性は、歴史的に不変なものではなく、近代以降に一般化したと主張した。エリアスによれば、中世ヨーロッパ社会には今日のような保護されるべき「子ども」という観念はみられず、子どもたちは「神の生まれ変わり」と捉えられていた。近代以降に、子どもたちは次第に無知で無垢な存在とみなされ、教育的配慮と可愛がりが必要な「子ども」という観念が誕生した。
2. 近年、夫婦と未婚の子のみの世帯を標準とする考えは崩れつつあり、家族の状況を捉える指標の一つである世帯構造の割合が大きく変化している。「2024(令和6)年 国民生活基礎調査」(厚生労働省)において昭和61年と令和6年を比較すると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」は全世帯の約41%から約24%に減少した。一方で、「夫婦のみの世帯」は約18%から約35%に上昇し、世帯構造の中で最も高い割合を占めている。また、「単独世帯」の割合は約15%から約3%にまで減少した。
3. セクシュアリティとは、生殖を目的とした性行為に限定されない、あらゆる性的欲望や性行動など、多様な性の在り方を表す言葉である。これまで「女性らしさ」や「男性らしさ」がいわれるときには異性愛が当然視されてきたところ、近年は、こうした前提が異性愛中心主義と批判され、ゲイ解放運動やクィア運動の興隆にみられるように、性的少数者による社会運動が盛んに行われている。
4. 家族やパートナー関係が多様化・複雑化する中で、親密な関係性の問い直しが進んでいる。例えば、「アセクシュアル」は、他者に対して恋愛感情を抱かない指向を表し、「アロマンティック」は、他者に対して性的関心を抱かない指向を表している。また、一夫一妻制のように、特定のパートナーのみと関係を結ぶのではなく、関係者全員が合意の上で、複数のパートナーと関係を結ぶことは「モノガミー」と呼ばれている。
5. 「社会関係資本」とは、個人的又は社会的な資源として利用可能性の高いつながりやネットワークを表す概念である。N. ルーマンは、社会関係資本を同質的な人々を強くつなげる「橋渡し型」と、多様な人々を緩やかに結ぶ「結束型」の二つに分けて、社会の接着剤として機能する前者だけでなく、社会の潤滑剤としての効力がある後者の役割にも注目した。また、N. リンは、「橋渡し型」が既存の資源の維持に有効であるのに対し、「結束型」は新たな資源の獲得に効果を発揮すると指摘した。

【No. 105】 移民等についての学説や、我が国の外国人施策に関する記述ア～エのうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. H. アーレントは、20 世紀末から 21 世紀以降を「国際移民の時代」と呼び、その特徴を、移民のグローバル化・液状(リキッド)化・周辺化・脱呪術化・女性化の五つにまとめた。移民のグローバル化とは、ますます多くの国が移民の移動に影響を受けるようになっていることを指し、移民の女性化とは、2000 年以降、多くの女性が移民労働者となっていることをいう。

イ. G. ジンメルは、「異邦人」を潜在的漂泊者と位置付け、その影響を受けた R. E. パークは、発達する 20 世紀の米国社会の中で、マージナル・マン概念を提起した。マージナル・マンとは、地域的な移動、階層的な移動、文化間での混交などによって、複数の異質な社会集団の境界上にある人間のことを指す。

ウ. W. I. ウォーラーステインは、国際移民現象について、諸個人の合理的な選択による発展途上国から先進国への線形的な移動であるとし、移動のプッシュ要因とプル要因の分析を行った『モビリティーズ』を著した。これは、それまで移民現象を親族関係や友人といった社会的な紐帯が果たす多様な機能から捉えてきた従来の社会学に移動論的転回を与え、モビリティーズ・スタディーズの発展に寄与した。

エ. 我が国では、深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、平成 31 年 4 月に在留資格「特定技能 1 号」及び「特定技能 2 号」が施行された。

1. ア
2. ウ
3. ア、エ
4. イ、ウ
5. イ、エ

コース別構成の詳細

問題集	コース	問題構成	ページ
第 1 分冊	選択Ⅰ (政治・国際系)	選択Ⅰ・Ⅱの共通必須問題 5 題(No. 1～No. 5)	1～6
		必須問題 20 題(No. 6～No. 25) 選択問題 30 題(No. 26～No. 55)から 任意の 15 題を選択して解答	7～58
	選択Ⅱ (人文系)	選択Ⅰ・Ⅱの共通必須問題 5 題(No. 1～No. 5)	1～6
		必須問題 20 題(No. 56～No. 75) 選択問題 30 題(No. 76～No.105)から 任意の 15 題を選択して解答	59～112
第 2 分冊	選択Ⅲ (法律系)	必須問題 31 題(No.106～No.136) 選択問題 18 題(No.137～No.154)から 任意の 9 題を選択して解答	113～162
	選択Ⅳ (経済系)	必須問題 31 題(No.155～No.185) 選択問題 15 題(No.186～No.200)から 任意の 9 題を選択して解答	163～210

解答方法

上表のコース(選択Ⅰ、選択Ⅱ、選択Ⅲ、選択Ⅳ)のうちいずれか一つを任意に選択し、選択したコースの共通必須問題(選択Ⅰ、選択Ⅱのみ)、必須問題を全て解答するとともに、各コースで指定する方法に従って選択問題から選択して解答し、合計して 40 題を解答してください。

専門(多肢選択式)試験問題 第2分冊(選択Ⅲ、選択Ⅳ)

注 意 事 項

1. 問題は **200 題**(第 1 分冊 1～112 ページ、第 2 分冊 113～210 ページ)あります。この問題集には、**選択Ⅲ、選択Ⅳ**の問題が掲載されています。

この問題集の裏表紙に掲載されている表のコース(**選択Ⅰ、選択Ⅱ、選択Ⅲ、選択Ⅳ**)のうちいずれか一つを任意に選択し、共通必須問題(**選択Ⅰ、選択Ⅱのみ**)、必須問題、選択問題を合計して **40 題**を解答してください。

答案用紙の「選択」の欄には、「**選択Ⅰ**」を選択した場合は「**a**」、「**選択Ⅱ**」を選択した場合は「**b**」、「**選択Ⅲ**」を選択した場合は「**c**」、「**選択Ⅳ**」を選択した場合は「**d**」をマークしてください。**マークされた一つのコース以外の問題は採点されません**ので、注意してください。

なお、各コースの選択問題で、分野や指定する題数(裏表紙に掲載)を超えて解答しても超えた分については採点されません。

2. コース別構成の詳細は、この問題集の裏表紙に掲載されていますので、解答開始までによく読んでおいてください。
3. 解答時間は **3 時間 30 分**です。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
	行政		

指示があるまで中を開いてはいけません。

No. 106～No. 154 は**選択Ⅲ（法律系）**です。

このうち、No. 106～No. 136 は**必須問題**です。これらの問題については、**全て解答**してください。

No. 137～No. 154 は**選択問題**です。これらの問題から**任意の 9 題**を選択して**解答**してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 106】 刑事施設被収容者及び公務員に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 喫煙の自由は、憲法第 13 条の保障する基本的人権に含まれるとしても、喫煙を許すことにより罪証隠滅のおそれがあり、また、火災発生場合には被拘禁者の逃走が予想され、直接拘禁の本質的目的を達することができないことは明らかである等の観点からすれば、未決勾留により拘禁された者に対して喫煙を禁止する規定は、同条に違反するものとはいえない。

イ. 未決勾留により刑事施設に拘禁されている者の新聞紙、図書等の閲読の自由について、一定の制限が加えられることはやむを得ないが、このような制限が許されるためには、当該閲読を許すことにより、刑事施設内の規律及び秩序の維持に明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。

ウ. 公務員に対する政治的行為の制限の目的は、行政の中立的運営の確保にあるところ、政治的行為とは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが観念的に認められるものを指すから、管理職的地位にない一般職国家公務員が、勤務時間外である休日に、その職務と全く無関係に支持政党の機関誌等を配布した行為について、国家公務員法の罰則規定を適用することは、憲法第 21 条第 1 項及び第 31 条に違反しない。

エ. 公務員の争議行為を一律かつ全面的に制限することは許されないとしつつ、法律の規定は、可能な限り、憲法に即し、これと調和し得るように合理的に解釈されるべきものであるという観点から、公務員の争議権を制限する法律の規定を合憲的に限定解釈して、そのような規定は憲法に違反しないとするのが、判例の一貫した立場である。

1. ア
2. イ
3. ア、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 107】 法の下での平等に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 障害福祉年金と児童扶養手当との併給を禁じた規定は、障害福祉年金を受けることができる地位にある者とそのような地位にない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別を生じさせるものであるから、憲法第 14 条に違反する。

イ. 定年年齢を男子 60 歳、女子 55 歳と定める企業の就業規則について、企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由が認められない場合、女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして憲法第 14 条第 1 項の規定に違反し無効である。

ウ. 衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党に政見放送その他の選挙運動を認める公職選挙法の規定は、候補者のみならず候補者届出政党にも選挙運動を認めることが是認される以上、候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間に選挙運動の上で差異を生じることが避け難いところであり、その差異が一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達しているとは断定し難いから、憲法第 14 条第 1 項に違反するとはいえない。

エ. 憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生じることが当然に予期されることであるから、かかる差別は憲法自ら容認するところと解すべきであって、地方公共団体が売春の取締りについてそれぞれで条例を制定する結果、その取扱いに差別を生じることがあっても、憲法第 14 条に違反するとはいえない。

オ. 旧所得税法の給与所得課税に関する諸規定は、給与所得に係る必要経費について実額控除を認めず概算控除を設けるにとどまっていること、源泉徴収制度により給与所得の捕捉率はほかの所得に比べ高くなっていること、事業所得者に対しては租税優遇措置の利益が与えられていることから、事業所得者等に比べて給与所得者に著しく不公平な所得税負担を課すものであって、憲法第 14 条第 1 項に違反する。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 108】 経済的自由権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 薬事法に基づく薬局開設の許可制及び許可条件としての適正配置規制は、主として国民の生命及び健康に対する危険の防止という消極的、警察的目的のための規制措置であるが、許可制に比べて職業の自由に対するより緩やかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっても、その目的を十分に達成することができると解されるから、許可制の採用自体が重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であるとはいえず、憲法第 22 条第 1 項に違反する。

イ. 酒類販売の免許制は、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという重要な公共の利益のために採られた措置であるが、酒税法の納税義務者は酒造業者であって販売業者ではなく、販売業への参入規制により販売業の経営の安定を図ることと酒税の確実な納入を確保することとの合理的関連性を欠くのであるから、憲法第 22 条第 1 項に違反する。

ウ. 外務大臣が旅券の発給を拒否することができる場合として、旅券法(当時)が、「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」と規定したのは、憲法第 22 条第 2 項に違反しないが、旅券の発給を拒否できるのは、当該行為によって単に危険な事態を生じる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合に限られると解すべきである。

エ. 市営住宅への入居を継続させる者に係る判断については、地方公共団体に一定の裁量があるというべきであり、暴力団員が市営住宅に入居し続ける場合、他の入居者等の生活の平穏を害するおそれを否定できず、暴力団員が市営住宅を明け渡さざるを得ないとしても、当該市営住宅以外への居住にまで制限を受けるわけではないことなどから、暴力団員であることが判明した入居者に対し市営住宅の明渡しを請求することができる条例の規定は、公共の福祉による必要かつ合理的なものであることが明らかであり、憲法第 22 条第 1 項に違反しない。

オ. 憲法第 29 条第 3 項の「公共のために用ひる」とは、直接公共の用に供するため私有財産を収用又は制限する場合のみならず、特定の個人が受益者となるものの収用全体の目的が公共の利益のためである場合も含まれるのであり、国による土地の買収において、買収された土地が特定の個人に売り渡されるときも、そのことのみをもって当該買収の公共性は否定されない。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

【No. 109】 人身の自由に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。
ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 捜査対象者らの承諾のない GPS 捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品にひそかに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であるが、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものであるとまではいえなため、刑事訴訟法上の強制の処分には当たらず、令状がなくとも行うことができる。

イ. 刑事事件において、被告人以外の第三者の所有物を没収する場合は、被告人に対する付加刑の言渡しにより、その刑事処分の効果が第三者に及ぶことから、所有物を没収される第三者に対し、何ら告知、弁解、防御の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは、著しく不合理であり、憲法第 29 条及び第 31 条に違反する。

ウ. 憲法第 33 条は、不法な逮捕からの自由として、逮捕についての令状主義を規定しているが、現行犯として逮捕される場合はその例外である。また、令状は、裁判官が発したものであり、かつ、理由となっている犯罪を明示していなければならない。

エ. 憲法第 34 条前段の弁護人に依頼する権利は、単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないということにとどまるものではなく、被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談しその助言を受けるなど、弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障しているものと解すべきである。

オ. 憲法第 38 条第 1 項の規定によるいわゆる供述拒否権は、自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項について供述を強要されないことを保障したものであるが、旧国税犯則取締法上の質問調査手続は、実質上刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結び付く作用を一般的に有するわけではないため、当該手続に供述拒否権の保障は及ばない。

1. ア、オ
2. イ、エ
3. エ、オ
4. ア、ウ、オ
5. イ、ウ、エ

【No. 110】 国会議員に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア．議員は、その所属する議院に議案を発議する権能を有している。予算を伴う法律案については、衆議院では 50 人以上、参議院では 20 人以上の議員の賛成があれば発議することができ、それ以外の議案については、衆議院では 20 人以上、参議院では 10 人以上の議員の賛成があれば発議することができる。

イ．国会議員は、国会会期中に逮捕されない特権を有するが、ここでいう逮捕とは、刑事訴追上の逮捕、勾引又は勾留を意味し、心身の安全のために実施される、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律上の措置入院は含まれないと一般に解されている。

ウ．国会議員が国会で行った質疑等において、個別の国民の名誉や信用を低下させる発言があったとしても、これによって当然に国家賠償法の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が生じるものではなく、国の責任が肯定されるためには、当該国会議員が、その職務とは無関係に違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、あえて虚偽の事実を摘示するなどの特別の事情があることを必要とする。

エ．国会議員に免責特権が認められているのは、院内での言論の自由を保障し、国会活動を助長するためであるから、内閣総理大臣や国会議員である国務大臣が閣僚として行った演説や討論についても免責特権が及ぶことが憲法に明文で規定されている。

1. イ
2. ウ
3. ア、ウ
4. ア、エ
5. イ、エ

【No. 111】 我が国の裁判所の組織や権能に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 憲法は、特別裁判所を設置することを禁止しているが、現在の家庭裁判所や知的財産高等裁判所は、家事事件、少年事件や知的財産に関する事件には通常の民事事件や刑事事件にはない特殊性が認められること、また、これらの事件の審理に特化した裁判所をそれぞれ設置することに特段の弊害は認められないことに鑑み、特別裁判所の禁止の例外として、憲法によって設置されている。

イ. 憲法は、最高裁判所に独自の規則制定権を認めているが、この規則制定権に基づく規則は、専ら裁判所の内部規律や司法事務処理に関する事項について定めるものであり、一般の国民を拘束するものではないことから、憲法が国会を「国の唯一の立法機関」と定めていることの例外となるものではないと一般に解されている。

ウ. 下級裁判所の裁判に対して、当事者が不服申立てをした場合に、上級裁判所は下級裁判所の裁判を取り消し又は変更する裁判ができ、この関係を審級関係という。審級関係をどのように定めるかは法律に委ねられており、現在の我が国では、原則として三審制が採用されている。

エ. 最高裁判所は、その長たる裁判官(最高裁判所長官)1名及びその他の裁判官(最高裁判所判事)14名によって構成される。このうち、最高裁判所長官については、内閣の指名に基づいて天皇が任命するが、最高裁判所判事については、最高裁判所長官の指名した者の名簿によって内閣が任命する。

1. ア
2. ウ
3. ア、エ
4. イ、ウ
5. イ、エ

【No. 112】 我が国の憲法改正に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 憲法は、その改正について、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で国会が発議することを定めているが、衆議院において憲法改正案が可決されたものの参議院において否決された場合には、再度衆議院において憲法改正案が可決されれば、それが国会による発議とみなされる。
2. 憲法の改正が国会で発議されると、国民の承認を求めるために国民投票が行われる。この国民投票では、満 18 歳以上の日本国民に投票権が与えられ、投票総数の過半数の賛成があった場合、国民の承認があったものとみなされる。なお、一定の投票率に達しない場合には過半数の賛成があっても承認があったとはみなさない、いわゆる最低投票率の制度は採用されていない。
3. 国民投票に関し異議がある投票人は、憲法改正発議の主体たる国会を被告として、国民投票の結果の告示の日から 30 日以内に、最高裁判所に国民投票無効の訴訟を提起することができる。憲法の改正は非常に影響力が大きいことに鑑み、この訴訟が提起されると、判決までの間、国民投票の効力は停止される。
4. 憲法の改正について、国民投票により国民の承認を経たとき、天皇は、その名において、日本国憲法と一体を成すものとして、1 週間以内にこれを公布しなければならない。この公布は、国事行為である。
5. 憲法の改正については、大きく分けて、全ての規定について自由に改正が行えるとする説(Ⅰ説)と、一部の規定については自由に改正が行えないとする説(Ⅱ説)があるが、基本的人権や国民主権といった普遍的かつ実定法に優越する原理が存在するという考え方は、Ⅰ説に対してより親和的である。

【No. 113】 行政規則に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 行政機関が通達の趣旨に反する処分をした場合においても、そのことを理由として、当該処分の効力が左右されるものではない。また、裁判所は、法令の解釈適用に当たっては、通達に示された法令の解釈とは異なる独自の解釈をすることができ、通達に定める取扱いが法の趣旨に反するときは、独自にその違法を判定することもできる。

イ. 租税法の解釈をめぐって相反する複数の見解があり、裁判所の判断も分かれている状況において、課税庁が従来の取扱いを変更しようとする場合には、法令の改正によらなければならない、これに代えて通達を発するだけでは不十分であるといわざるを得ない。

ウ. 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃に関し、通達により示された原価計算の方法が、道路運送法所定の運賃認可の要件に適合するか否かの具体的判断基準として合理性を有するものである以上、事業者がこの方法により算定された額とは異なる運賃額を内容とする認可を申請し、その根拠となる原価計算書等を提出したとしても、行政庁は、当該提出書類に基づいて個別に審査判断するまでもなく、同法所定の運賃認可の要件に適合しないものとして、当該申請を拒否することができる。

エ. 行政手続法の規定により行政庁が定め、公にしている処分基準において、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある場合に、当該行政庁が後行の処分につき当該処分基準の定めと異なる取扱いをすることは、相当と認めべき特段の事情がない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たる。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ア、ウ、エ
5. イ、ウ、エ

【No. 114】 行政行為の瑕疵に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア．行政処分の要件の存在を肯定する行政庁の認定に重大かつ明白な瑕疵があれば、その行政処分は当然に無効とされるが、瑕疵が明白であるかどうかは、行政処分の外形上、客観的に誤認が一見看取り得るものであるかどうかにより決すべきである。

イ．行政庁が行政処分をするに当たって諮問機関に諮問し、その決定を尊重して行政処分をしなければならない旨を法が定めている場合、実際にその諮問を経たとしても、当該諮問機関の審理、決定(答申)の過程に重大な法規違反があることなどにより、その決定(答申)自体に法が当該諮問機関に対する諮問を経ることを要求した趣旨に反すると認められるような瑕疵があるときは、諮問を経てなされた行政処分も、違法として取消しを免れない。

ウ．法人税の増額更正処分において付記理由に不備がある場合であっても、後日、これに対する審査裁決においてその更正処分の具体的根拠が明らかにされれば、その更正処分における付記理由不備の瑕疵は治癒される。

エ．建築基準法に基づく位置の指定を受けた道路に対する道路位置廃止処分について、所定の権利者が処分の意味を正しく理解していなかったのであれば、当該処分は、権利者の承諾を欠く申請に基づいてなされたものといわざるを得ず、当該処分によって生じた違反状態が事後に解消するに至ったときであっても、当然に無効である。

オ．建築基準法に基づく建築確認における接道要件充足の有無の判断と、東京都建築安全条例に基づく安全認定における安全上の支障の有無の判断は、異なる機関がそれぞれの権限に基づき行うこととされているから、安全認定が行われた上で建築確認がされている場合は、安全認定が取り消されなければ、建築確認の取消訴訟において安全認定が違法であることを理由に接道要件を満たしていないと主張することは許されない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 115】 行政契約に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 市が契約を締結するに当たって競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないとしても、当該契約の目的や内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法を採用するのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては市の利益の増進につながる場合は、随意契約の方法により当該契約を締結することが認められる。

イ. 町が随意契約の方法により締結した町有地の売買契約が、随意契約の制限に関する法令に違反して締結されたものであったとしても、当該契約は私法上当然に無効になるものではなく、随意契約によることができる場合として法令の規定の掲げる事由のいずれにも当たらないことが何人の目にも明らかである場合や、当該契約の効力を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える法令の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、当該契約は私法上無効となる。

ウ. 町営簡易水道事業の水道料金を定める条例において、町の住民基本台帳に記録されていない別荘に係る給水契約者の基本料金を別荘以外の給水契約者の基本料金よりも大幅に高く設定することを規定したとしても、それが、夏季等の一時期に水道使用が集中する別荘給水契約者に対し、年間を通じて平均して相応な水道料金を負担させるため、実際の水道使用量の多寡にかかわらず、ホテル等の大規模施設を含む別荘以外の給水契約者 1 件当たりの年間水道料金の平均額と別荘給水契約者 1 件当たりの年間水道料金の負担額がほぼ同一水準になるようにするとの考え方に基づいている場合、そのような考え方には合理性があり、当該規定は不当な差別的取扱いには当たらない。

エ. 村が、公共工事の指名競争入札に当たり、工事現場等への距離が近く現場に関する知識等を有していて契約の確実な履行が期待できることや、地元経済の活性化にも寄与することなどを考慮し、地元企業を優先する指名を行うことについては、その合理性を肯定することができるものの、価格の有利性確保(競争性の低下防止)の観点を考慮すれば、考慮すべき他の諸事情にかかわらず、およそ村内業者では対応できない工事以外の工事は村内業者のみを指名するという運用について、常に合理性があり裁量権の範囲内であるということとはできない。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ア、イ、エ
5. イ、ウ、エ

【No. 116】 行政手続法が規定する申請に対する処分の手続に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めなければならない、当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により当該期間を公にするよう努めなければならない。

イ. 行政庁は、処分の適正を確保するため、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが社会通念上相当であると認められる場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

ウ. 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときに当該処分の理由を示せば足りる。

エ. 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。また、行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

オ. 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかななければならない。また、申請者の様々な事情に対応し得るよう、審査基準の内容は、一般的かつ抽象的なものとしなければならない。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 117】 選挙訴訟に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 公職選挙法に基づき衆議院議員又は参議院議員の選挙の無効を求める訴訟は、同法の規定に違反して執行された選挙の効果を失わせ、改めて同法に基づく適法な再選挙を行わせることを目的とし、同法の下における適法な選挙の再実施の可能性を予定するものであるから、同法自体を改正しなければ適法に選挙を行うことができないような場合を予期するものではなく、したがって、当該訴訟において議員定数配分規定そのものの違憲を理由として選挙の効力を争うことはできない。

イ. 公職選挙法に基づき衆議院議員又は参議院議員の選挙の無効を求める訴訟は、同法所定の選挙人又は公職の候補者のみがこれを提起し、当該選挙の無効原因として、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを主張して争うものであるから、当該訴訟において、同法が一定の者につき選挙権を制限していることの憲法適合性が争われることは、法律上予定されていない。

ウ. 公職選挙法に基づき衆議院議員の選挙の無効を求める訴訟の係属中、衆議院が解散された場合、解散によって当該選挙の効力は将来に向かって失われたものと解すべきであるから、当該訴訟の訴えの利益は消滅する。

エ. 公職選挙法に基づき衆議院議員又は参議院議員の選挙の無効を求める訴訟において、裁判所は、当該選挙は違法ではあるが、これを無効とすることが公共の福祉に適合しないと認めるときは、このような場合について、行政事件訴訟法所定の事情判決に関する規定を準用する旨の明文の規定が公職選挙法に置かれていることから、当該選挙が違法であることを主文において宣言した上で、請求を棄却することができる。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 118】 義務付けの訴えに関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 行政事件訴訟法第3条第6項第1号の義務付けの訴え(非申請型義務付け訴訟)において、裁判所は、その訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、行政庁がその処分をすべき旨を命じる判決をする。
- イ. 法令に基づく申請を却下する旨の処分をされた者が義務付けの訴えを提起するに当たっては、義務付けの訴えのみを提起することも、当該処分に係る取消訴訟又は無効等確認の訴えを併合して提起することもできる。
- ウ. 行政事件訴訟法第3条第6項第2号の義務付けの訴え(申請型義務付け訴訟)を提起できるのは、法令に基づく申請をした者に限られ、行政不服審査法に基づく審査請求をした者はこれに含まれない。
- エ. 義務付けの訴えにおいて行政庁が一定の処分をすべき旨を命じる判決が確定すると、その判決は、処分をすべき行政庁その他の関係行政庁を拘束するものの、原則として、第三者に対しては効力をもたない。
- オ. 義務付けの訴えが提起された場合において、その義務付けの訴えに係る処分がされないことにより生じる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認められるときは、裁判所は、当事者からの申立てにより、仮に行政庁がその処分をすべき旨を、決定により命じることができる。

- 1. ア、ウ
- 2. ア、エ
- 3. イ、ウ
- 4. イ、オ
- 5. エ、オ

【No. 119】 抗告訴訟の原告適格に関する次の記述のうち、判例に照らし、最も妥当なのはどれか。

1. 森林法に基づく林地開発許可処分について、当該処分の要件を定めた規定は、土砂の流出や水害等の災害による被害が直接的に及ぶことが想定される開発区域に近接する一定範囲の地域に居住する住民の生命、身体の安全等に加えて、周辺土地の所有権等の財産権を個々人の個別的利益として保護する趣旨をも含むものと解されることから、開発区域内又はその周辺に所在する土地上に立木を所有しているにすぎない者であっても、林地開発許可処分の取消しを求める原告適格を有する。
2. 建築基準法に基づく総合設計許可処分の取消訴訟において、当該許可に係る建築物の倒壊、炎上等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する建築物の居住者は原告適格を有するが、当該範囲の地域に存する建築物を所有するのみで居住していない者は原告適格を有しない。
3. 都市計画法に基づく開発許可処分について、当該処分の基準を定めた規定は、崖崩れ等による被害が直接的に及ぶことが想定される一定範囲の地域の住民の生命、身体の安全等を保護する趣旨を含むものと解されることから、開発区域内外を問わず、崖崩れ等による直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、開発許可処分の取消しを求める原告適格を有する。
4. 公衆浴場法が公衆浴場の経営につき許可制を採用したのは、主として国民保健及び環境衛生という公共の福祉の見地から出たものであり、適正な許可制度の運用によって保護されるべき公衆浴場経営者の営業上の利益は単なる事実上の反射的利益にすぎないから、既存の公衆浴場経営者は、第三者に対する公衆浴場営業許可処分の無効確認を求める原告適格を有しない。
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可処分について、風俗営業制限地域は、当該地域における良好な風俗環境の保全を目的として指定されるものであるから、風俗営業制限地域に居住する住民は、当該地域においてなされた風俗営業許可処分の取消しを求める原告適格を有する。

【No. 120】 取消訴訟の判決の効力に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 取消訴訟において処分を取り消す判決が確定すると、当該処分の効力は遡及的に消滅する。

これを取消判決の既判力という。

イ. 取消訴訟において処分を取り消す判決が確定すると、当該処分に係る国家賠償請求訴訟においては、被告は当該処分が適法であったことを主張することができないと一般に解されている。

ウ. 取消訴訟において処分を取り消す判決が確定すると、当該処分をした行政庁等は、当該判決における主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断に従って行動すべき義務を負うこととなるが、その義務の内容は、当該行政庁等がそれを行う法令上の権限があるものに限られる。

エ. 取消訴訟において処分を取り消す判決が確定したとしても、行政庁は、同一事情の下でも、同一理由に基づかなければ同一内容の処分を行うことができると一般に解されている。

1. ア、エ
2. イ、エ
3. ア、イ、ウ
4. ア、ウ、エ
5. イ、ウ、エ

【No. 121】 国家賠償法第2条に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 幅員7.5mの道路中央線付近に故障した大型貨物自動車に87時間にわたって放置され、これに原動機付自転車と衝突した人身事故において、道路の安全性を著しく欠如する状態であったにもかかわらず、道路管理者が、事故発生まで当該自動車が放置されていることを知らず、道路の安全性を保持するために必要とされる措置を全く講じていなかった場合には、当該道路管理者の道路管理には瑕疵があったというほかない。

イ. 工事実施基本計画に準拠して新規の改修、整備の必要がないものとされた河川であっても、洪水に対する絶対的安全性が保障されているものではないから、当該河川が備えるべき安全性とは、一般に施行されてきた治水事業による河川の改修、整備の過程に対応するいわば過渡的安全性と解すべきである。

ウ. 国家賠償法第2条第1項の適用上、営造物が有すべき安全性が欠如している状態とは、営造物を構成する物的施設自体に存する物理的、外形的な欠陥ないし不備によって危害を生じる危険性がある場合のみならず、その営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連において危害を生じる危険性がある場合をも含むが、その危害は、営造物の利用者に対するものに限られ、利用者以外の第三者に対するそれまでは含まない。

エ. 国家賠償法第2条第1項における公の営造物には、不動産だけでなく動産も含まれ、公の用に供されていない物であっても、国又は公共団体が管理している場合は、公の営造物に該当する。

オ. 国家賠償法第2条第1項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠く状態をいい、かかる瑕疵の存否については、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきである。

1. ア、オ
2. イ、エ
3. ア、イ、オ
4. ア、ウ、エ
5. ウ、エ、オ

【No. 122】 損失補償に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 財産上の犠牲が、公共のために必要な制限によるものとはいえ、単に一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲を超え、特別の犠牲を課したものである場合には、個々の法律に損失補償に関する規定がなくても、当事者は、その損失を具体的に主張立証して、別途、直接憲法第 29 条第 3 項を根拠にして補償を請求することができるかと解する余地がある。

イ. 普通地方公共団体の行政財産である土地について、建物所有を目的とし、期間の定めなくされた使用許可が、当該行政財産本来の用途又は目的上の必要に基づき将来に向かって取り消されたとき、当該使用許可を受けていた者は、原則として、使用許可の取消しによる土地所有権の喪失についての補償を受けることができる。

ウ. 土地収用法所定の損失補償に関する訴訟において、裁判所は、収用委員会の補償に関する認定判断に裁量権の逸脱濫用があるかどうかを審理判断するものではなく、証拠に基づいて、収用委員会の裁決の時点における正当な補償額を客観的に認定し、当該裁決に定められた補償額がこれと異なるときは、当該裁決に定められた補償額を違法とし、正当な補償額を確定すべきである。

エ. 国家賠償法第 1 条第 1 項の規定に基づく損害賠償請求に、憲法第 29 条第 3 項の規定に基づく損失補償請求を予備的・追加的に併合することの申立ては、各請求の実質が同一であったとしても、行政事件訴訟法にこのような併合を許容する明文の規定が存在しないことから、許されない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. ア、エ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 123】 地方公共団体への国の関与に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア．都道府県の法定受託事務は、都道府県が処理する事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして特に定められたものであるから、国は、その処理に関し、法律、これに基づく政令若しくは省令又は通達を根拠として、関与を行うことができる。

イ．都道府県の法定受託事務の処理が各大臣の所管する法令の規定に違反していると認められるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認められるときは、各大臣は、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講じべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

ウ．都道府県知事の法定受託事務の管理又は執行が、各大臣の所管する法令の規定又は当該各大臣の処分に違反するものである場合において、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、各大臣は、直ちに、高等裁判所に対し、訴えをもって、当該都道府県知事が当該違反を是正するための措置を行うべきことを命じる旨の裁判を請求することができる。

エ．都道府県の法定受託事務の処理については是正の指示を行った各大臣は、当該都道府県の知事その他の執行機関が当該是正の指示に関して国地方係争処理委員会への審査の申出をせず、かつ、当該是正の指示に係る措置を講じないときは、高等裁判所に対し、訴えをもって、当該都道府県の不作為の違法の確認を求めることができる。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 124】 公物に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 公物は、直接公の目的のために供用される個々の有体物をいい、道路、河川や公園などの公衆の用に供される公共用物と、庁舎などの官公署の用に供される公用物に分けられる。供用の主体は国や地方公共団体に限られず、私人や私企業がその所有する空地を公園として一般に開放していた場合、その空地は公共用物となる。
2. 海は、原則として所有権の客体となる土地に当たるものの、古来より自然の状態のままで公衆の共同使用に供されてきた公共用物であり、特定人による排他的支配の許されないものであるから、その所有権は包括的に国が有しており、特に必要があるものとして国が認める場合のみ、必要な範囲を区切り、その限りにおいて国から私人へとその所有権を譲渡することができる。
3. 地方公共団体の開設している村道を村民各自が通行する権利は、公法関係に由来する公物の自由使用に係る権利であり、民法上の保護を与えるべき権利ということとはできないので、一村民が他の村民によりこの権利を妨害されたとしても、それは村道を管理する地方公共団体に対して解決を求めるべきものであり、当該村民が直接、民法上の不法行為に基づく妨害排除請求を行うことはできない。
4. ある道路が地方公共団体により一般交通の用に供するために管理されており、その管理の内容、態様によれば、社会通念上、当該道路が当該地方公共団体の事実的支配に属するものというべき客観的関係にあると認められる場合であっても、当該地方公共団体が当該道路について道路法上の道路管理権を有していないのであれば、当該道路を所持するものとまではいえないから、当該地方公共団体は当該道路を構成する敷地について占有権を有しない。
5. ある公共用財産が、長年の間、事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を全く喪失し、その物について他人の平穩かつ公然の占有が継続したが、それにより実際に公の目的が害されるようなこともなく、もはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなった場合には、当該公共用財産の公用は黙示的に廃止されたものとして、これについて取得時効の成立は妨げられない。

【No. 125】 失踪宣告に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪宣告をすることができ、失踪宣告を受けた者は、失踪宣告を受けた時に死亡したものとみなされる。
2. 戦争、海難、その他危難が去った後1年間生死不明の状態が続いたため失踪宣告を受けた者が死亡したものとみなされる時期は、その危難が去った後1年を経過した時である。
3. 失踪宣告を受け、死亡したものとみなされた者であっても、権利能力を失うわけではないから、その者が実際には生存しており、契約をした場合、失踪宣告を受けていない者と同様に、権利を取得し、又は義務を負う。
4. 失踪者が失踪宣告により死亡したものとみなされる時と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、検察官の請求により、失踪宣告を取り消さなければならない。
5. 失踪宣告によって財産を得た者は、その取消しによって財産を返還する義務を負うから、取消しの理由となった事実について善意であるか悪意であるかにかかわらず、既に消費した分を含めて、全てを返還しなければならない。

【No. 126】 錯誤に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 錯誤による意思表示に基づく法律行為が取り消される前に、その法律行為を前提として利害関係を有するに至った第三者が出現した場合、その第三者に重過失ではない過失があったとしても、表意者は取消しを第三者に対抗することができない。
2. 錯誤による意思表示に基づく法律行為が取り消し得るといえるためには、その錯誤が重要なものでなければならないが、その重要性の有無の判断に当たっては、取引上の社会通念よりも、表意者の主観的事情が基準として重視される。
3. 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていた場合であっても、表意者に重過失があれば、表意者はその意思表示を取り消すことはできない。
4. 表意者に錯誤があることを知らなかったことについて相手方に重過失がある場合であっても、表意者に重過失があれば、表意者はその意思表示を取り消すことはできない。
5. 表意者が法律行為の基礎とした事情について、その事情に係る認識が真実に反するという錯誤がある場合には、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていなければ、表意者はその意思表示を取り消すことはできない。

【No. 127】 不動産物権変動に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. A所有の甲土地にBのための通行地役権が設定されたがその旨の登記がなかったところ、その後甲土地がAからCに売却されて所有権移転登記がされた場合、売却時に甲土地がBによって継続的に通路として使用されていることが客観的に明らかであり、かつ、Cがそのことを認識していたとしても、B名義の通行地役権の登記がない以上、Bは、Cに対して、自己の通行地役権を対抗することはできない。

イ. Aは、5年前に他者から買い受け自らの意思に基づいて所有権移転登記を具備した甲建物を、今般、Bに売却したが、Bへの移転登記はされず、A名義のままとなっていた。また、甲建物は、C所有の乙土地の上に建てられていたが、実は、乙土地には甲建物のための正当な利用権原がなかった。CがAに対して甲建物の収去及び乙土地の明渡しを求めた場合、Aは、甲建物の所有権が既にBに移転していることを主張して、Cからの請求を拒むことはできない。

ウ. Aは、自己所有の甲建物を3年前からBに賃貸していたが、今般、甲建物をCに売却した。この場合、Cは、Bに対して所有権に基づいて甲建物からの立ち退きを求めるためには、Bが賃借権(借家権)の対抗要件を具備する前に、Aから甲建物の所有権移転登記を受ける必要がある一方、Bに対して賃貸人の地位に基づいて賃料請求をするためには、所有権移転登記は不要である。

エ. A所有の甲土地がBに売却され、さらに、BからCに転売された。その後、Bにだまされて甲土地を安価で売却させられたことを知ったAが、A B間の売買契約を取り消したが、Cは、Bから甲土地を買い受ける際に、当該詐欺の事実について、善意無過失であった。この場合、たとえCがBから所有権移転登記を受けていなくても、Cは、Aからの甲土地の返還請求を拒絶することができる。

1. イ
2. ウ
3. ア、ウ
4. ア、エ
5. イ、エ

【No. 128】 地役権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 地役権は、自己の土地の便益のために他人の土地を利用する物権であり、便益を受ける土地を要役地、便益を与える土地を承役地という。地役権の例として、承役地を通行する場合や、承役地に水路を引く場合などがあるが、眺望や日照を確保するために承役地での建築を禁止するような不作為を内容とするものは、地役権の対象とはならない。
2. 地役権は、要役地と承役地という二つの土地の利用関係を調節するための権利である一方、独立した物権でもあることから、要役地から分離して譲渡し、又は他の権利の目的とすることができる。ただし、地役権を要役地から分離して譲渡し、又は他の権利の目的としたことを第三者に対抗するためには、その旨の登記が必要となる。
3. 要役地や承役地が共有されている場合、要役地の共有者が単独でその要役地のために存する地役権を自己の持分につき消滅させたり、承役地の共有者が単独でその承役地について存する地役権を自己の持分につき消滅させたりすることはできない。一方、要役地や承役地が分割又は一部譲渡された場合は、原則として、要役地の各部のために又は承役地の各部について、それぞれ地役権が存続する。
4. 地役権を時効取得するには、その地役権が継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものでなければならない。この継続性を判断するに当たり、承役地の通行を目的とする地役権については、承役地となる他人所有の土地の上に通路が開設されていれば、その通路が承役地の所有者が単独で開設したものであっても、継続性が認められる。
5. 承役地の通行を目的とする地役権は、通行の目的の限度において、承役地全体を自由に使用できるものと解するのが相当であるから、承役地に他人の車両が恒常的に駐車され、通行が妨害されている場合、地役権者は、地役権に基づく妨害排除ないし妨害予防請求権により、通行妨害行為の禁止はもとより、承役地の目的外使用一般の禁止を求めることができる。

【No. 129】 抵当権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 抵当権設定登記がされた後は抵当権設定者の収益権は制限されるため、抵当権設定者は、抵当不動産を使用することはできるが、抵当権者の承諾なくそれを第三者に賃貸することは原則的に認められず、もし賃貸した場合には、担保価値維持義務違反に問われる。
2. 抵当権の効力は、抵当権の目的である不動産そのものに加え、被担保債権に不履行があった後に当該不動産から生じる賃料債権にも及ぶため、抵当権者は、当該賃料債権から優先弁済を受けることができる。
3. 優先して弁済が受けられる先順位抵当権者といえども、後順位抵当権者や一般の債権者の配当に対する予測可能性に配慮する必要があるため、被担保債権の範囲は、利息付債権であっても利息には及ばず、元本に限定される。
4. 被担保債権の消滅時効が完成していなかったとしても、抵当権を行使することができる時から20年経過した場合には、抵当権設定者は、抵当権の消滅時効を援用することができる。その場合には、当該債権は無担保の債権として存続する。
5. 抵当不動産を第三者が不法に占有した場合、抵当権者は、抵当権実行前であっても、その占有者の占有を排除し、直接自己への抵当不動産の明渡しを求めた上で、当該抵当不動産を使用収益することができる。

【No. 130】 詐害行為取消権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 債権者Aが、債務者Bと受益者Cとの間の売買契約について詐害行為取消請求をする場合、Aは、Cを被告として訴えを提起する。また、Bには被告適格がないものの、Aは、Bに対して遅滞なく訴訟告知をしなければならない。
2. 詐害行為取消請求は総債権者の利益のために行うものであるため、債権者の一人が詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした詐害行為の目的が可分であるときは、全ての債権者の債権額の合計が取消しの限度額となる。
3. 債権者Aが、債務者Bと受益者Cとの間の不動産売買契約について詐害行為取消請求をする場合、Aは、Cに対して、直接自己に所有権移転登記をするよう求めることができる。
4. 債権者Aが、債務者Bが他の債権者Cに対して行った過大な代物弁済について詐害行為取消請求をする場合、代物弁済によって消滅する債務の額を超えた過大部分のみが取消請求の対象となり、代物弁済によって消滅する債務の額に相当する部分は、取消請求の対象とならない。
5. 受益者が善意であったとしても、受益者から転得した転得者が悪意であれば、債権者は、転得者に対し、詐害行為取消請求をすることができる。

【No. 131】 保証に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 債権者が保証人に対して履行の請求をしたことによって保証債務について時効の更新がされた場合、特段の合意がなくとも、その更新の効力は主たる債務に対しても及ぶ。
2. 事業のために負担する債務を主たる債務とする保証契約を締結する場合、契約締結に先立って、債権者は、保証人に対して、主たる債務者の財産及び収支の状況に関する情報を提供しなければならない。
3. 保証人が債権者に弁済をした場合、その保証人は主たる債務者に対して求償権を取得するが、その求償権の範囲は、主たる債務者から委託を受けずに保証をした場合と、主たる債務者から委託を受けて保証をした場合とで同一である。
4. 個人根保証契約を締結する場合には、保証人保護のため、極度額及び元本確定期日の双方を定めなければならない、これらの定め的一方を欠く場合には、保証契約は無効となる。
5. 保証人となる者が個人であっても法人であっても、保証契約の締結に当たっては書面又はその内容を記録した電磁的記録によらなければならない、その要件を欠く場合には、保証契約は無効となる。

【No. 132】 相殺に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. Aは、Bに対する100万円の債権aを有しており、債権aの弁済期は2021年2月1日であった。また、Bは、Aに対する100万円の債権bを有しており、債権bの弁済期は2026年1月31日であった。債権aは、2026年2月1日の経過をもって5年の消滅時効期間を経過した。その後、BがAに対して債権bの弁済として100万円の支払を要求した場合、Aは、債権aを自働債権として、債権bと相殺することができる。

イ. Aは、Bに対する100万円の債権aを有しており、債権aの弁済期は2026年3月31日である。また、Bは、Aに対する100万円の債権bを有しており、債権bの弁済期は2026年1月31日であった。2026年3月1日に、BがAに対して債権bの弁済として100万円の支払を要求した場合、Aは、債権aを自働債権として、債権bと相殺することができる。

ウ. Aは、Bに対して商品を売却し、代金100万円を支払ってもらう代金債権aを有し、Bは、Aに商品を引き渡してもらう債権bを有する。さらに、Bは、Aに対して100万円の貸金債権cをも有している。債権a、債権b及び債権cの弁済期がいずれも到来しているが、いずれも弁済の提供がされていない場合、Aは、債権aを自働債権として、債権cと相殺することができる。

エ. Aは、Bに対する100万円の債権aを有しており、Cは、Aに対する100万円の債権bを有しており、Dも、Aに対する100万円の債権cを有している。Cは、Aが債権bを弁済しなかったため、Aが有する債権aを差し押さえたところ、その後、BがDから債権cを取得した。債権a及び債権c双方の弁済期が到来している場合、Bは、債権cを自働債権として、債権aと相殺することができる。

オ. Aは、Bに対する100万円の債権aを2025年7月1日から有しており、債権aの弁済期は2026年7月1日である。また、Bは、Aに対する100万円の債権bを2025年8月1日から有しており、債権bの弁済期は2026年8月1日である。Aの債権者であるCが、2026年6月30日に債権aを差し押さえたとしても、Bは、2026年8月7日に、債権bを自働債権として、債権aと相殺することができる。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

【No. 133】 同時履行の抗弁権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. Aは、所有する家具甲の修理をBに依頼し、家具甲をBに引き渡した。その後、Aは、家具甲の所有権をCに譲渡した。Bによる家具甲の修理が完了したものの、Aから修理代金が支払われていない場合、Bは、同時履行の抗弁権を主張し、Cからの家具甲の引渡請求を拒むことができる。
2. Aは、所有する不動産をBに賃貸する際、敷金をBが支払うことで合意した。その後、当該賃貸借契約が終了したものの、Bは、依然として当該不動産を占有している。敷金契約は、賃貸借契約に付随するものであるから、AがBに当該不動産の明渡しを求めた場合、特別の約定のない限り、Bは、敷金が返還されるまで、Aによる当該不動産の明渡しの要求に応じないと主張することができる。
3. AとBは、Aが所有する商品甲とBが所有する商品乙を交換する契約を締結し、契約の1週間後にAの自宅で交換を行うことを合意した。1週間後、Bは、商品乙を引き渡していないにもかかわらず、Aに商品甲を引き渡すよう請求したため、Aは、同時履行の抗弁権を主張し、Bに商品甲を引き渡すのを拒んだ。この場合であっても、契約上の履行期日を超過している以上は、Aは履行遅滞による責任を負い、BはAとの当該契約を解除することができる。
4. Aは、Bに対して商品を販売する契約を締結し、Aが商品を引き渡すのと引換えに、Bは代金を支払った。しかしその後、Bへ引き渡された商品には重大な欠陥が発見され、Bは、最終的に当該契約を解除した。この解除により、AとBはそれぞれ相手方を原状に復させる義務を負うが、これらの義務は同時履行の関係に立つため、Aが自らの義務を履行するまでは、Bも自らの義務の履行を拒むことができる。
5. Aは、所有する土地をBに販売する契約を締結した。しかし、その後BがAに当該土地の引渡しを求めたところ、Aは「気が変わった。この土地を譲る気はない。」と明確に引渡しを拒絶した。この場合でも、当該土地の引渡債務と代金の支払債務は同時履行の関係に立つことから、Bは、弁済の提供を行わなければ、Aの債務不履行による履行遅滞の責任を追及することはできない。

【No. 134】 贈与に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 贈与は、当事者間の合意のみで成立する諾成契約である。具体的には、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって成立する契約のことをいい、他人の所有に属する財産の贈与は認められない。

イ. 書面によらない贈与においては、履行状況にかかわらず、各当事者は一方的に解除をすることができる。一方、書面による贈与においては、履行状況にかかわらず、各当事者は一方的に解除をすることができない。

ウ. 負担付贈与とは、受贈者も一定の給付をする債務を負担する贈与契約であり、受贈者の負担する債務と贈与者の債務とが対価的に釣り合う双務契約である。事実上、売買契約と同視されることから、受贈者に引き渡された目的物に契約不適合があった場合、売買契約に関する規定が準用され、贈与者は、売買契約における売主と同様の担保責任を負う。

エ. 定期の給付を目的とする贈与を定期贈与といい、贈与者又は受贈者の死亡によって、その効力は失われるが、特約により、別段の定めをすることもできる。

1. ウ
2. エ
3. ア、イ
4. ア、エ
5. イ、ウ

【No. 135】 婚姻の解消に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 婚姻が婚姻適齢、重婚禁止などの規定に違反したものである場合や、詐欺又は強迫によってされたものである場合には、当該婚姻は取り消すことができる。一般の法律行為の取消しには遡及効があるのに対し、婚姻の取消しは将来に向かってのみその効力を生じるため、嫡出子は、婚姻の取消し後もその地位を失わない。
2. 重婚の場合において、後婚が離婚によって解消されたときは、その離婚後においても、後婚の取消しを請求することにはなお法律上の利益があるから、特段の事情のない限り、重婚に当たることを理由とする後婚取消しの請求が可能である。
3. 婚姻が取り消された場合、婚姻時にその取消しの原因があることを知らなかった当事者は、婚姻によって得た財産を、現に利益を受けている限度で返還しなければならない。一方で、婚姻時にその取消しの原因があることを知っていた当事者は、婚姻によって得た財産を、現に利益を受けている限度で返還するのに加えて、損害を賠償しなければならない。
4. 夫婦はその協議によって離婚をすることができるが、離婚が生活保護の受給を継続するための手段としてなされ、離婚の届出後も当事者が実質的には夫婦として共同生活を続けているような場合には、当該離婚は方便でしかなく、実質的な離婚の意思があったとは認められないから、当該離婚は無効となる。
5. 合意により離婚届を作成した夫婦の一方が、その届出を相手方に委託した後、協議離婚の意思を翻し、市役所の戸籍係員に対して「相手方から離婚届が出されても、自分は承諾していないので受理しないでほしい。」という旨を伝えていた場合であっても、相手方本人に対して翻意が伝わらないままに相手方から届出がされたときは、当該届出は有効であり、離婚は成立する。

【No. 136】 遺産分割に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 遺産分割協議は、相続の開始によって共同相続人の共有となった相続財産について、その全部又は一部を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることによって、相続財産の帰属を確定させるものであるが、その性質上、相続に伴う行為であることから、詐害行為取消権行使の対象となり得ない。

イ. 相続の開始後に認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に当該遺産の分割をしていたときは、価額のみによる支払の請求を行うことができるが、その際に、支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額は、当該分割の対象とされた積極財産の価額から消極財産の価額を控除した価額である。

ウ. 共同相続人間において遺産分割協議が成立した場合に、相続人の一人が他の相続人に対して遺産分割協議において負担した債務を履行しないときであっても、他の相続人は、遺産分割協議を民法第 541 条本文に基づき解除することは認められない。

エ. 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかであるか又は遺贈と解すべき特段の事情がない限り、遺贈と解すべきではなく、当該遺産を当該相続人に単独で相続させる遺産の分割の方法が指定されたものと解すべきである。

オ. 遺産の分割は、相続開始の時に遡って効力を生じるとされているところ、相続財産である不動産につき、遺産分割により法定相続分を超える権利を取得した相続人は、その旨の登記を経なくても、遺産分割後に当該不動産につき権利を取得した第三者に対し、法定相続分を超える自己の権利の取得を対抗することができる。

1. ア、エ
2. イ、オ
3. ウ、エ
4. ア、イ、ウ
5. ウ、エ、オ

(参考) 民法

(催告による解除)

第 541 条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

これ以下は**選択問題**です。

No. **137**～No. **154** の **18 題**から**任意の 9 題**を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 137】 取締役及び取締役会に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 取締役は、定款で制限をしない限り、法定の欠格事由を除いてその資格に限定はないため、自然人のみならず法人も取締役になることができる。選任された取締役は、株主との間で契約を締結し、委任関係に立つ。

イ. 取締役は、株主総会の決議によって選任される。取締役の員数は、取締役会設置会社においては3人以上でなければならない。なお、定款の定めによって、取締役の員数に上限を設けることや、下限を引き上げることも可能であると一般に解されている。

ウ. 監査役設置会社において、取締役会を招集する者は、定款で別段の定めをしない場合、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の日の1週間前までに招集通知を発しなければならない。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

エ. 重要な財産の処分及び譲受けに係る決定は、取締役会の職務とされているが、日々の業務執行の決定全てを取締役会がすることは現実的ではないため、監査役設置会社においては、定款の定めによって、その決定権限を代表取締役に委任することができる。

オ. 代表取締役は、取締役会設置会社においては、取締役会の決議により取締役の中から選定される。代表取締役は、6か月に1回以上、自己の職務執行の状況を取締役会に報告しなければならない。取締役会の決議により解職された際には、当然に取締役からも解任される。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

【No. 138】 株主総会に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 株主総会において、株主は代理人によって議決権を行使することができる。この際、会社は、多数の代理人を議場に入れることによって株主総会の運営が混乱させられるのを防止することが目的であっても、一人の株主が複数の代理人を出席させることを拒むことはできない。
2. 複数の株式を有する場合であっても、一人の株主が有する議決権は単一であり、有する株式の数に応じてその重みが異なるにすぎないから、複数の株式の一部をもって賛成し残部をもって反対するような議決権の不統一行使は、会社法で禁止されている。
3. 取締役や監査役などは、株主総会において、株主から説明を求められた特定の事項について必要な説明をする義務があるが、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合などには、その説明を拒否することができる。
4. 株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を維持し議事を整理する職務権限を有するが、株主が会社の所有者であり、株主総会が会社の最高意思決定機関であることから、当該株主総会の秩序を乱す者に対して発言を禁じることはできても、これを退場させることはできない。
5. 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決権を行使することができる株主の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされるが、真正性の確保の観点から、この同意の意思表示を書面でなく電磁的記録で行うことはできない。

【No. 139】 株式会社の組織再編に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 会社分割に関し、吸収分割承継会社は、吸収分割契約において定めた吸収分割がその効力を生じる日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の権利義務を承継する。また、新設分割設立会社も、新設分割計画において定めた新設分割がその効力を生じる日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割会社の権利義務を承継する。

イ. 株式交換とは、ある会社(株式交換完全子会社)がその発行済株式の全部を他の会社(株式交換完全親会社)に取得させることをいう。株式交換に際し、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の株主に対してその株式の対価として交付することができるのは、株式交換完全親会社の株式、社債及び新株予約権に限られ、金銭は含まれない。

ウ. 合併に関し、吸収合併消滅会社、吸収合併存続会社及び新設合併消滅会社の各債権者は、合併に異議を述べることができる。債権者が所定の期間内に異議を述べた場合、当該債権者にとって債務者となる会社は、合併をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

エ. 吸収合併に関し、吸収合併消滅会社は、原則として、株主総会の普通決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。他方、吸収合併存続会社は、取締役会決議によって、吸収合併契約の承認を受ければ足りる。

オ. 吸収分割に関し、吸収分割によりシナジーその他の企業価値の増加が生じない場合、吸収分割会社の反対株主がした株式買取請求に係る「公正な価格」は、原則として、当該株式買取請求がされた日における、吸収分割契約を承認する旨の株主総会の決議がされることがなければその株式が有したであろう価格をいうとするのが判例である。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 140】 正当防衛に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. Xは、Yによる攻撃を予期し、その機会を利用してZをして包丁でYに反撃を加えさせ、Yを殺害しようとの意思の下に、渋るZに包丁を持たせてYの所へ向かわせた。Zは、YにXと取り違えられ、Yから、突然、一方的に激しい暴行を加えられたため、自己の生命身体を防衛する意思で、とっさに、殺意をもって、Xの指示どおりYを当該包丁で突き刺して死亡させた。Zに正当防衛又は過剰防衛が成立しても、Zと共同正犯となるXには、正当防衛も過剰防衛も成立しない。

イ. Xは、Yから凶器等で危害を加えられることを十分予期し、Yに指定された場所へ赴く必要がなく、自宅にとどまり警察の援助を受けることが容易であったが、包丁を準備した上、Yに指定された場所に行き、Yがハンマーで攻撃してくるや、当該包丁を示すなどの威嚇的行動を取ることもしないまま、殺意をもって、Yを当該包丁で突き刺して死亡させた。XがYを殺害した行為には、正当防衛も過剰防衛も成立しない。

ウ. Xは、日頃から非常に険悪な関係にあった隣人のYに、アパート2階の共用廊下において、突然背後から鉄パイプで頭部を殴打されるなどしたため、階段へ向かって逃げ出した。Xは、踊り場で、Xを追いかけてきたYが、階段の手すりの外側に勢い余って上半身を前のめりに乗り出した姿勢になっていたのを見たが、Yがなおも鉄パイプを手握っているのを見て、Yに近づいてその片足を持ち上げ、Yを手すりの外側に追い落として地面に転落させて傷害を負わせた。XがYを転落させた行為には、正当防衛も過剰防衛も成立しない。

エ. Xは、拘留所に勾留中、同所内の居室において、同じく勾留中であったYがXに向けて折り畳み机を押し倒してきたため、その反撃として、当該机を押し返した。Yは、当該机に当たって押し倒され、傷害を負い、反撃や抵抗が困難な状態になったが、Xは、そのままYの顔面を手拳で数回殴打するなどした。XのYに対する、当該机を押し返し、それにより反撃や抵抗が困難な状態になったYの顔面を数回殴打した一連一体の暴行には、正当防衛も過剰防衛も成立しない。

オ. Xは、かねて激しい反目状態にあったYとのけんか抗争等に備える目的で、刃体11cmの包丁をXの車に入れていた。Xが、当該車を運転していると、Yが運転する車に意図的に衝突されてXの車が転覆した。Xは、護身用に当該包丁を携帯して車外に出て、ゴルフクラブを所持したYと口論となっていたところ、駆けつけた警察官によりYと引き離され、その際に当該包丁を携帯していたことを発見された。Xが車外で当該包丁を携帯していた行為には、正当防衛も過剰防衛も成立しない。

1. ア、イ、オ
2. ア、ウ、エ
3. ア、ウ、オ
4. イ、ウ、エ
5. イ、エ、オ

【No. 141】 公務執行妨害罪に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 公務執行妨害罪における職務には、権力的又は強制的公務以外の事務も含まれる。

イ. 所得税に関する調査等をする職務を有する収税官吏が、調査において所定の検査章を携帯していなかったとしても、そのみをもって当該収税官吏の調査のための検査行為を公務の執行でないということはできない。

ウ. 県議会の委員会において、委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する職責を有するところ、議事が紛糾したため、休憩宣言をした。この場合、休憩宣言によって、委員長は職務の執行を終えたといえるから、休憩による議事打切りに抗議する者が、休憩宣言直後に委員長に体当たり等の暴行を加えても、暴行罪は成立するが、公務執行妨害罪は成立しない。

エ. 警察官が、覚醒剤取締法違反の現行犯人を逮捕するに当たって、逮捕の現場で証拠物として覚醒剤注射液入りアンプル 30 本を適法に差し押さえてその場に置いていた。その際、当該アンプル 30 本を足で踏み付け、うち 21 本を損壊した行為は、警察官に対する直接の暴行ではないから、当該行為に公務執行妨害罪は成立しない。

オ. A、B、C は、検挙又は警備に当たっていた職務執行中の警察官 X、Y、Z の 3 名に対して石を投げたところ、A が投げた石は警察官 X の耳のあたりをかすめて飛びその身体には当たらず、B が投げた石は警察官 Y が着用していたヘルメットに当たり、C が投げた石は警察官 Z の臀部に当たった。いずれの投石行為も、ただ 1 回の瞬間的な暴行にすぎない程度のものであるから、暴行罪は成立するが、公務執行の妨害となるべきものとはいえず、公務執行妨害罪は成立しない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. ア、イ、エ
4. イ、ウ、オ
5. ウ、エ、オ

【No. 142】 傷害の罪に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. Aは、4畳半の部屋でBを脅かすために日本刀の抜き身を数回振り回したところ、その切先がBの腹部に突き刺さり、Bは、腹部刺創の傷害を負った。この場合、Aに、当該日本刀をBの身体に接触させる意図がなく、当該日本刀がBの身体に接触する可能性の認識もなかったとしても、Aには傷害罪が成立する。

イ. Aは、睡眠薬を混入した飲み物をBに飲ませて、Bに約2時間にわたる意識障害及び筋弛緩作用を伴う急性薬物中毒の症状を生じさせた。この場合、昏酔強盗をしたにとどまる者には強盗致傷罪の成立が認められないこととの均衡からして、Aには傷害罪は成立しない。

ウ. Aは、深夜に一人で帰宅途中のBに対して暴行を加え、Bは、これにより精神疾患の一種である外傷後ストレス障害(PTSD)を発症した。この場合、精神的機能の障害の惹起も刑法にいう傷害に当たるから、Aには傷害罪が成立する。

エ. AとBは、同じ日に、意思の連絡なくそれぞれCの腹部を数回蹴る暴行を加え、Cは、肋骨骨折の傷害を負った。Aの暴行とBの暴行は、同一の機会にされたものではなく、また、そのいずれもがCに当該傷害を負わせることが可能なものであるが、当該傷害がAの暴行とBの暴行のいずれによって生じたのかは不明である。この場合、AとBにはそれぞれ当該傷害についての傷害罪が成立する。

1. イ
2. ウ
3. ア、ウ
4. ア、エ
5. イ、エ

【No. 143】 労働協約に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 労働協約は、書面に作成され、かつ、両当事者がこれに署名又は記名押印しない限り、仮に労働組合と使用者との間に労働条件その他に関する合意が成立したとしても、その合意に労働協約としての規範的効力を付与することはできない。

イ. ある事業場において、常時使用される同種の労働者の過半数に同一の労働協約が適用される状態となった場合には、その労働協約は、同じ事業場で使用される他の同種の労働者に対しても適用される。

ウ. 労働者が、労働協約の有効期間中は当該労働協約に定める事項の改廃を求めて争議行為を行わないという、いわゆる相対的平和義務に反して行われた争議行為に参加した場合、労働契約上の債務不履行とはなるものの、当該争議行為に参加したことのみを理由として、当該労働者を懲戒処分に付すことはできない。

エ. 期間の定めのある労働協約は期間の満了により自動的に終了するが、期間の定めのない労働協約を解約するためには、署名又は記名押印した文書により当事者の双方が合意することを要し、当事者の一方から解約することはできない。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 144】 労働委員会に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 労働委員会は、使用者を代表する使用者委員、労働者を代表する労働者委員及び公益を代表する公益委員の各同数をもって組織される。また、労働委員会は、中央労働委員会及び都道府県労働委員会から成り、中央労働委員会は、厚生労働大臣の所轄の下に置かれ、都道府県労働委員会は、都道府県知事の所轄の下に置かれる。

イ. 不当労働行為事件に関し、使用者は、都道府県労働委員会の救済命令について中央労働委員会に再審査の申立てをすることができるが、当該命令の取消しの訴えを提起することはできない。他方、使用者は、中央労働委員会の救済命令については当該命令の取消しの訴えを提起することができる。

ウ. 不当労働行為事件に関し、使用者が労働委員会の救済命令について当該命令の取消しの訴えを提起した場合、受訴裁判所は、当該命令を発した労働委員会又は当該訴えに係る訴訟に補助参加した労働組合若しくは労働者の申立てにより、決定をもって、使用者に対し、判決の確定に至るまで当該命令の全部又は一部に従うべき旨を命じることができ、使用者がこれに違反したときは刑罰が科される。

エ. 不当労働行為の救済命令について、労働委員会は、その裁量により、個々の事案に応じた適切な是正措置を決定し、これを命じる権限を有する。そして、訴訟で労働委員会の救済命令の内容の適法性が争われる場合、裁判所は、労働委員会の裁量権を尊重し、その行使が救済命令制度の趣旨、目的に照らして是認される範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたると認められるものでない限り、当該命令を違法とすべきではないとするのが判例である。

オ. 労働委員会は、労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。このうち、仲裁は、使用者委員、労働者委員及び公益委員から成る仲裁委員会が設けられ、これによって行われる。そして、仲裁裁定は、労働協約と同一の効力を有するものとして当事者を拘束するため、仲裁委員会が仲裁裁定を行う際には、仲裁裁定を行うことについて当事者双方から同意を得る必要がある。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 145】 解雇に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 使用者による災害補償に代わって労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付を受ける労働者について、療養開始後3年を経過しても疾病等が治らない場合、使用者は、自らの費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担したとはいえないのであるから、打切補償を支払ったとしても、当該労働者を解雇することができない。

イ. 通常、就業規則には解雇事由を定めた規定が置かれているが、民法が雇用契約の解約の自由を定めていることに鑑みれば、就業規則に規定された解雇事由に該当したことを理由として行われた解雇については、解雇権の濫用に当たるとはならない。

ウ. 使用者が労働者を解雇する際には、少なくとも30日前に労働者に予告をするか、30日以上平均賃金を労働者に支払わなければならないが、使用者がそのいずれも行わず労働者に解雇を通知した場合は、予告義務違反が成立するのみで、その解雇は原則として通知の日から効力を生じる。

エ. 使用者が、労働者を人員整理することを決定すると同時に、労働者を指名解雇して当該人員整理を実施することを決定し、事前に、当該労働者を含む職員に対し、人員整理がやむを得ない事情などを説明して協力を求める努力を一切せず、かつ、希望退職者募集の措置を採ることもなく、解雇日の6日前になって突如解雇を通告した場合、当該解雇は、解雇権の濫用として無効である。

オ. 使用者による解雇が解雇権の濫用に当たるとして無効である場合、解雇期間中は使用者の責めに帰すべき事由によって就労ができなかったものとして、解雇された労働者の賃金請求権は消滅しないとするのが一般的であるが、当該労働者が解雇期間中に他で就労して得ていた収入は、その全額が解雇を行った使用者への償還の対象となる。

1. ア
2. エ
3. ア、ウ
4. イ、ウ
5. エ、オ

【No. 146】 国際法の法源及び条約に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 国際司法裁判所規程は、裁判において適用する規則として、条約、国際慣習法に加え、法の一般原則を挙げている。このうち、法の一般原則は、法則決定の補助手段として位置付けられており、これには裁判上の判決及び学説も含まれる。

イ. 一般に、国際慣習法の成立には、一般慣行及び法的信念(法的確信)の存在が求められる。このうち、一般慣行は主に国家実行の蓄積により形成されるが、それらは国家元首や外務大臣の言動を通じて認識されるほか、国内の立法機関や司法機関の行為も、国家実行を確認する際の対象となり得る。

ウ. 条約法条約(注)は、終了に関する規定を含まず、かつ、脱退について規定していない条約であっても、当事国が脱退の可能性を許容する意図を有していたと認められる場合には、脱退しようとする当事国が、12 か月前までにその意図を通告することを条件として、脱退が可能である旨を規定している。

エ. 条約法条約は、法的安定性の観点から条約の無効原因を限定して規定しており、例えば、条約締結権能に関する国内法違反、国家代表の権限踰越、錯誤、詐欺、国家代表の買収などが挙げられている。これらに該当する場合、条約は、当事国による無効主張の有無にかかわらず当然に無効となり、当初から効力を有さなかったものとして取り扱われる。

オ. 条約は、その全ての当事国において、国内法秩序に自動的に組み込まれ、各国の裁判所は、条約の規定を裁判上の適用法規として取り扱わなければならない。一方で、国際慣習法は、成立時期の特定が容易ではなく、その内容が一般に明晰さを欠くことから、国際慣習法が国内法上の効力を有するためには、その内容が制定法その他の形で国内法に変形されることを要する。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

(注) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

【No. 147】 国際法における国家と私人の関係に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 難民条約(注 1)の締約国は、難民を自国内に受け入れる義務を負わないが、その一方で、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある国へと難民を追放又は送還することは原則として禁止される。
- イ. 一般国際法上、国家は、自国の法律により重大な犯罪とされる行為を自国民が行った場合であり、かつ、その者が自国領域内に所在する場合であっても、当該行為の実行地が他国領域内であったときは、当該他国が有する属地的管轄権が優越するため、いかなる刑事管轄権をも行使することはできないと一般に解されている。
- ウ. スクーナー船エクスチェンジ号事件(注 2)において、米国の連邦最高裁判所は、私人が外国政府に対して当該外国の軍艦に関する民事訴訟を提起した場合に、その軍艦が商業目的で用いられていたときは当該外国は裁判権から免除されないと判示したが、かかる立場は現在の一般国際法では支持されていない。
- エ. 在テヘラン米国大使館員人質事件(注 3)において、国際司法裁判所は、国の公務員又は機関としての公的地位を有していない私人の行為が国の行為とみなされる余地は国際法上存在しないものの、外国の公館を自国の私人による侵害から適切に保護しなかったことは国の責任を生じさせると判示した。
- オ. 投資紛争解決国際センターは、投資紛争解決条約(注 4)により、締約国と他の締約国の国民との間に生じた投資紛争を処理するための仲裁機関として設立された。私人が同センターに付託した紛争については、被申立国が仲裁判断に服さない場合を除き、当該私人の国籍国は外交的保護権を行使することができない。

- 1. ア、ウ
- 2. ア、オ
- 3. イ、ウ
- 4. イ、エ
- 5. エ、オ

(注 1) 難民条約とは、「難民の地位に関する条約」(1951 年採択)を指す。

(注 2) スクーナー船エクスチェンジ号事件とは、「The Schooner Exchange v. M'faddon and Others(米国連邦最高裁判所)1812 年 2 月 24 日判決」を指す。

(注 3) 在テヘラン米国大使館員人質事件とは、「在テヘラン米国大使館員人質事件(国際司法裁判所、米国対イラン)1980 年 5 月 24 日判決」を指す。

(注 4) 投資紛争解決条約とは、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(1965 年作成)を指す。

【No. 148】 国際紛争の処理に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 歴史上、国際紛争の当事国間において条約が締結される例はしばしばみられたが、今日では、条約法条約(注1)が、国に対する強制の結果として締結された条約は無効であると規定しており、この強制とは、武力による強制に加えて、政治的又は経済的な圧力による強制をも含むと一般に解されている。
- イ. 国家責任条文(注2)によれば、国際違法行為を行った国が、被害国に対して金銭による賠償を行う場合には、当該行為により直接に発生した損害のみならず、当該行為がなかったならば被害国が得られたであろう利益についても、それが立証される限りにおいて、賠償の対象となる。
- ウ. 国際司法裁判所の裁判において、暫定措置(仮保全措置)を裁判所が指示するためには、当該裁判の審理が先決的抗弁の段階にとどまっている場合であっても、本案で争われている権利に関し、その存在の見込みがあることを原告国が立証しなければならないとする先例が形成されている。
- エ. 調停は、調停案を受諾するか否かを紛争当事国それぞれが裁量的に判断する手続であるため、国際社会の共通利益を保護する上で十分に効果的ではなく、それゆえ、多数国間条約上の紛争処理手続としては裁判又は仲裁を採用することが通例であり、調停を採用した例は存在しない。
- オ. ラヌー湖事件(注3)において、仲裁裁判所は、ある河川の上流国における事業活動が下流国に環境損害を引き起こすおそれがある場合には、一般国際法上の領域管理責任に基づく義務として、上流国は、事前に下流国との間で協議を行い、当該事業活動の実施について同意を得る必要があると判示した。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ウ、オ
5. エ、オ

(注1) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

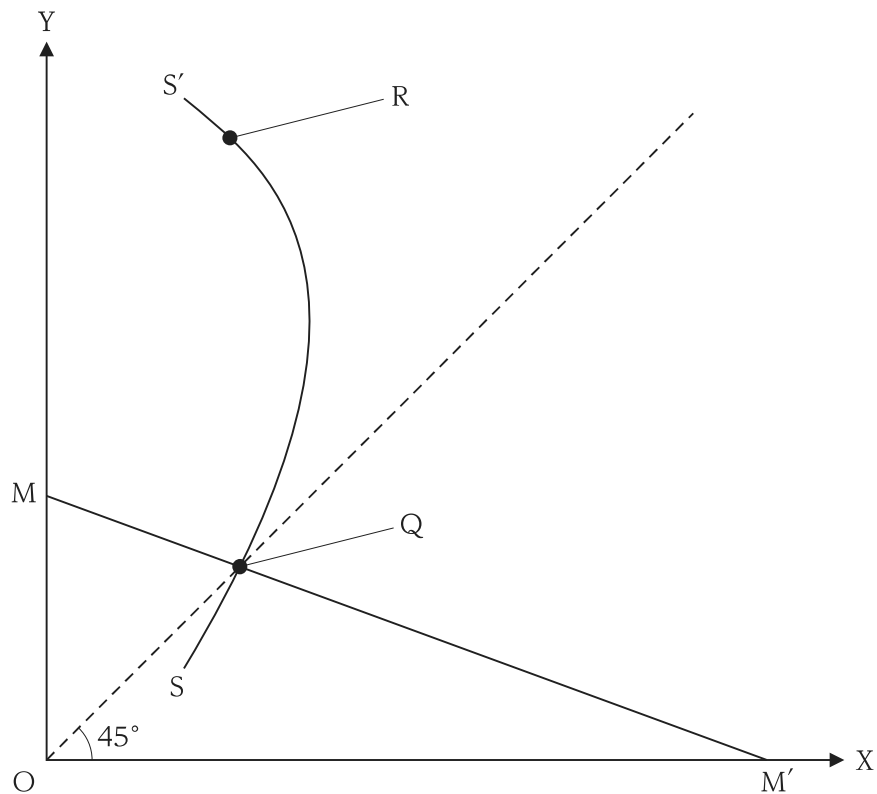
(注2) 国家責任条文とは、「『国際違法行為に対する国の責任』に関する条文」(2001年草案採択、国連総会決議56/83添付文書)を指す。

(注3) ラヌー湖事件とは、「Affaire du lac Lanoux(スペイン＝フランス仲裁裁判所)1957年11月16日判決」を指す。

【No. 149】 ある消費者は、所得の全てをX財とY財に支出し、効用が最大となるように各財の消費量を決める。図のSS′はこの消費者の所得消費曲線を、MM′は予算制約線を表したものである。また、Q点においては、予算制約線MM′の下でX財とY財の需要量は等しくなっている。

この図に関するA～Eの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

なお、需要の所得弾力性が1より大きい財をぜいたく品(奢侈品)、需要の所得弾力性が0より大きく1より小さい財を必需品とする。



- A. Q点において、X財は必需品であり、Y財はぜいたく品(奢侈品)である。
- B. Q点において、X財はぜいたく品(奢侈品)であり、Y財は必需品である。
- C. R点において、X財は正常財(上級財)であり、Y財は下級財である。
- D. R点において、X財は必需品であり、Y財はギッフェン財である。
- E. R点において、X財は下級財であり、Y財は正常財(上級財)である。

- 1. A、C
- 2. A、E
- 3. B、C
- 4. B、D
- 5. B、E

【No. 150】 ある企業の可変費用曲線は以下のように与えられる。

$$C = X^3 - 30X^2 + 300X$$

(C :可変費用、 X :生産量)

ただし、 $X > 0$ である。

完全競争市場において、この企業が市場価格 300 で生産物を販売し、利潤が 0 となるとき、この企業の固定費用として最も妥当なのはどれか。

1. 3000
2. 3500
3. 4000
4. 4500
5. 5000

【No. 151】 第 1 期から第 50 期まで、計 50 期間生存する A 氏の消費計画を考える。A 氏は、ライフサイクル仮説に基づき消費及び貯蓄の計画を決める。A 氏は第 1 期から第 40 期まで労働所得を受け取るが、第 41 期以降は労働所得を受け取らず、代わりに各期に年金を受け取る。

第 t 期 ($1 \leq t \leq 40$) において A 氏が受け取る労働所得 y_t は、 t に依存しており、

$$y_t = 10 + 0.5t$$

として与えられる。

一方、第 s 期 ($41 \leq s \leq 50$) において A 氏が受け取る年金所得 P_s は一定値であり、 $P_s = 20$ である。A 氏は親から遺産を 90 だけ受け継いでいるため、第 1 期のはじめの段階における A 氏の資産は 90 である。

A 氏は、第 50 期の終わりの段階における資産が 0 となるように、生涯にわたり每期同額の消費を行う。なお、借入制約はないものとする。また、利子率は 0 % であり、利子所得はないものとし、税もないものとする。

このとき、A 氏の各期における消費額として最も妥当なのはどれか。

1. 20
2. 21
3. 22
4. 23
5. 24

【No. 152】 企業 1 は X 財を、企業 2 は Y 財を生産している。二つの企業の間には外部性が存在し、企業 1 が企業 2 に外部不経済を与えているとする。企業の費用関数は以下のように与えられる。

$$c_1 = x^2$$

$$c_2 = y^2 + 2y + x^2$$

(c_i : 企業 i ($i = 1, 2$) の総費用、 x : 企業 1 の生産量、 y : 企業 2 の生産量)

市場における X 財の価格は 20、Y 財の価格は 30 とする。

また、二つの企業の利潤の和が最大になるときの企業 1 の生産量を x^* 、企業 2 の生産量を y^* とする。

いま、外部不経済を抑制したい政府が、企業 1 に対して、X 財の生産 1 単位当たり t の従量税を課す。企業 1 は t を所与として行動し、政府は x^* 、 y^* の生産量を実現するように t を決める。

このとき、政府の税収として最も妥当なのはどれか。

ただし、課税後において、各企業は個別に利潤最大化を図るものとする。

1. 5
2. 10
3. 15
4. 50
5. 100

【No. 153】 我が国の財政制度に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 予算は、その執行前にあらかじめ国会の議決を受けること及び国の収入と支出の全額を計上することが義務付けられており、前者は事前議決の原則、後者は総計予算主義の原則と呼ばれる。
また、予算の議決を行った国会は、四半期ごとに、国の財政状況について国民に報告しなければならない旨が憲法で規定されている。
2. 予算には、一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算があるが、財政規律を守る観点から、これらの予算は独立しており、相互に財源繰入れを行うことは原則として禁じられている。
ただし、内閣による承認を得た場合のみ、一般会計予算及び特別会計予算との間に限り、財源相互繰入れを行うことが認められている。
3. 予算については、単年度主義の考え方にに基づき、放漫な財政支出を防ぐため、予算の繰越しは原則として禁じられている。ただし例外として、年度内に支出負担行為をしたが、避けがたい事故のため支出が終わらなかったときに限り、これを翌年度に支出することが認められており、これを過年度支出と呼ぶ。
4. 財政法第5条は、戦前・戦中において大量の公債発行が日本銀行引受けによって行われた結果、マネーサプライの増加を通じて激しいインフレーションを引き起こしたことへの反省に基づき、公債の日本銀行引受けによる発行を原則として禁じているが、特別の事由がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内で日本銀行による国債の引受けが認められている。
5. 基礎的財政収支(プライマリーバランス)とは、行政サービスを提供するための経費である政策的経費に公債費を加えた基礎的財政収支対象経費を、税収及び公債発行収入で賄えているかどうかを示す指標である。ドーマーの条件によれば、基礎的財政収支をゼロにする財政運営を続けているとき、公債利子率が経済成長率よりも高ければ、財政破綻は回避できることになる。

【No. 154】 我が国の財政事情に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、令和7年度の一般会計当初予算は衆議院及び参議院による修正後のものとする。

- A. 令和7年度の一般会計当初予算についてみると、その歳出規模は、公共事業関係費の増加や国債費等の増加に伴って、前年度当初予算を5兆円以上、上回っている。また一般予備費については、経済対策等による歳出拡大のため、令和6年度当初予算よりも1兆円以上増加している。
- B. 令和7年度の一般会計当初予算の歳出のうち、国債費についてみると、利払費が増加しているほか、債務償還費も増加したことで前年度当初予算を上回り、28兆円を超えている。
- C. 令和7年度の一般会計当初予算の歳出のうち、社会保障関係費についてみると、衆議院及び参議院による修正に伴い、高額療養費関係について、政府案よりも更に削減されたものの、薬価改定による国費の増加により、前年度から2兆円以上増加している。
- D. 令和7年度の一般会計当初予算の歳入のうち、租税及び印紙収入についてみると、約78兆円となっている。また、その内訳については、消費税が最も大きく、次いで所得税、法人税の順となっている。

- 1. A、B
- 2. A、C
- 3. A、D
- 4. B、C
- 5. B、D

No. 155～No. 200 は**選択Ⅳ(経済系)**です。

このうち、No. 155～No. 185 は**必須問題**です。これらの問題については、**全て解答**してください。

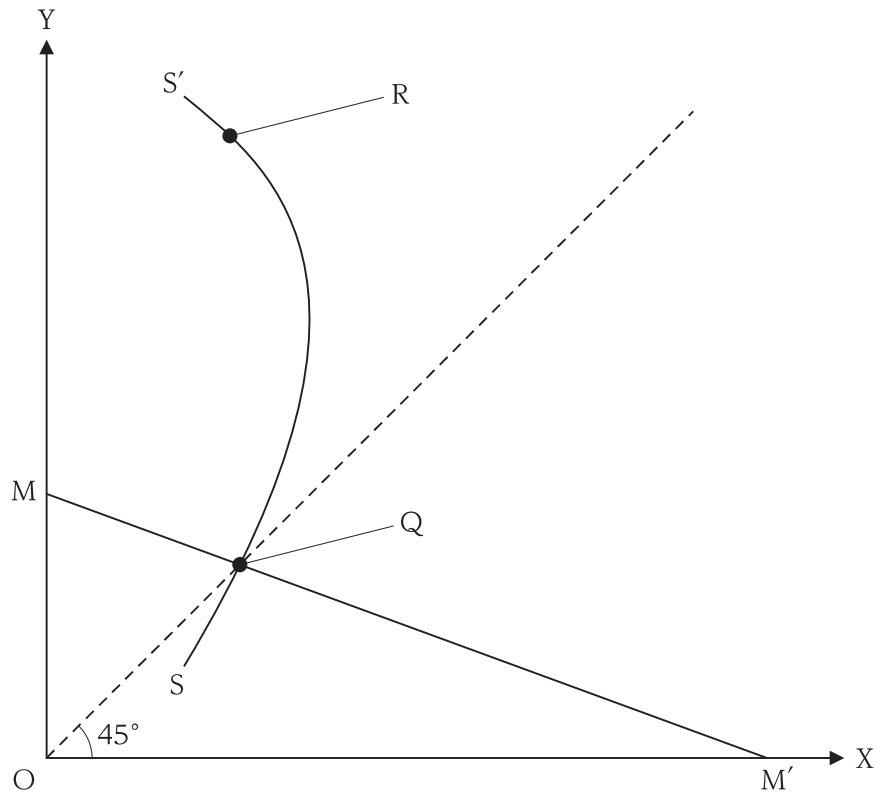
No. 186～No. 200 は**選択問題**です。これらの問題から**任意の 9 題**を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 155】 ある消費者は、所得の全てをX財とY財に支出し、効用が最大となるように各財の消費量を決める。図のSS'はこの消費者の所得消費曲線を、MM'は予算制約線を表したものである。また、Q点においては、予算制約線MM'の下でX財とY財の需要量は等しくなっている。

この図に関するA～Eの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

なお、需要の所得弾力性が1より大きい財をぜいたく品(奢侈品)、需要の所得弾力性が0より大きく1より小さい財を必需品とする。



- A. Q点において、X財は必需品であり、Y財はぜいたく品(奢侈品)である。
- B. Q点において、X財はぜいたく品(奢侈品)であり、Y財は必需品である。
- C. R点において、X財は正常財(上級財)であり、Y財は下級財である。
- D. R点において、X財は必需品であり、Y財はギッフェン財である。
- E. R点において、X財は下級財であり、Y財は正常財(上級財)である。

- 1. A、C
- 2. A、E
- 3. B、C
- 4. B、D
- 5. B、E

【No. 156】 X財とY財の2財を消費する消費者の効用関数が以下のように示される。

$$u = x^2y$$

(u : 効用水準、 x : X財の消費量、 y : Y財の消費量)

ただし、 $x > 0$ 、 $y > 0$ である。

当初、この消費者の所得は9であり、X財の価格は1でY財の価格も1であったとする。

いま、所得及びX財の価格はそのまま、Y財の価格のみが8に上昇したとする。このとき、この消費者の効用は下がることになるが、ダメージの大きさを効用の減少分ではなく金額で表すために、「補償変分」(compensating variation)、すなわち、変更後の価格の下で、この消費者がY財の価格上昇前と同じ効用水準を達成するために必要な所得の増額分を考えることにする。

この消費者の補償変分として最も妥当なのはどれか。

1. 9
2. 15
3. 18
4. 21
5. 63

【No. 157】 ある消費者は、所得 I の全てを X 財と Y 財に支出し、効用が最大となるように各財の消費量を定める。この消費者の効用関数は以下のように与えられる。

$$u = 2xy$$

(u : 効用水準、 x : X 財の消費量、 y : Y 財の消費量)

ただし、 $x > 0$ 、 $y > 0$ である。

当初、この消費者の所得 I は 400 であり、X 財の価格は 10、Y 財の価格は 20 であった。

いま、政府はこの消費者に対し、

(ア)一括で 100 の所得補助を行う政策

(イ)Y 財にのみ 1 単位当たり s の補助金を支給する政策

のいずれかを検討している。なお、(イ)において消費者は s を所与として効用を最大化し、政府は補助金の総額が 100 となるよう s を調整するものとする。

このとき、(ア)、(イ)それぞれの政策を行った場合における、この消費者の効用水準の当初からの変化の組合せとして最も妥当なのはどれか。

	(ア)	(イ)
1.	200	200
2.	200	225
3.	225	200
4.	225	250
5.	250	225

【No. 158】 ある企業の可変費用曲線は以下のように与えられる。

$$C = X^3 - 30X^2 + 300X$$

(C :可変費用、 X :生産量)

ただし、 $X > 0$ である。

完全競争市場において、この企業が市場価格 300 で生産物を販売し、利潤が 0 となるとき、この企業の固定費用として最も妥当なのはどれか。

1. 3000
2. 3500
3. 4000
4. 4500
5. 5000

【No. 159】 課税前の、ある財の市場の需要関数と供給関数は以下のように与えられる。

$$D = 4850 - 20P$$

$$S = P - 210$$

(P : 価格、 D : 需要量、 S : 供給量)

この財には当初 10 % の従価税が買い手に課されていたが、政府はその税率を 5 % に引き下げた。

このとき、税収の変化として最も妥当なのはどれか。

1. 10 減る。
2. 5 減る。
3. 変わらない。
4. 5 増える。
5. 10 増える。

【No. 160】 2 種類の財 (X 財と Y 財) のみを消費する 2 人の消費者 (消費者 1 と消費者 2) から成る経済を考える。X 財は私的財で Y 財は公共財であるとする。各消費者の効用関数は以下のように与えられる。

$$u_1 = x_1 + \sqrt{y}$$

$$u_2 = x_2 + 2\sqrt{y}$$

ここで、 $i = 1, 2$ について、 u_i は消費者 i の効用、 x_i は消費者 i による X 財の消費量であり、 y は 2 人の消費者が消費する Y 財の消費量である。

消費者 1 と消費者 2 の X 財の初期保有量はそれぞれ $\bar{x}_1 = 2$ 、 $\bar{x}_2 = 3$ であり、どちらの消費者についても Y 財の初期保有量はゼロとする。また、1 単位の X 財から 1 単位の Y 財を生産する技術が存在すると仮定する。この経済では、 $\bar{x}_1 + \bar{x}_2 = 5$ 単位の X 財を、Y 財の生産と各消費者の X 財の消費に振り分けることになる。

いま、 $u_2 = 3$ という条件の下でのパレート最適な資源配分は以下の最適化問題の解として表される。

$$\max_{(x_1, x_2, y)} x_1 + \sqrt{y}$$

$$\text{subject to } x_2 + 2\sqrt{y} = 3$$

$$x_1 + x_2 + y = 5$$

$$x_1 \geq 0$$

$$x_2 \geq 0$$

$$y \geq 0$$

このとき、Y 財の消費量 y として最も妥当なのはどれか。

1. 0
2. $\frac{4}{9}$
3. 1
4. $\frac{9}{4}$
5. $\frac{11}{4}$

【No. 161】 消費者 1、消費者 2 及び消費者 3 の 3 人の消費者と、X 財及び Y 財の二つの財から成る純粋交換経済を考える。この 3 人の効用関数は同一で、以下のように与えられる。

$$u_i = x_i y_i$$

ここで、 u_i は消費者 i ($i = 1, 2, 3$) の効用、 x_i と y_i はそれぞれ消費者 i による X 財と Y 財の消費量である。また、消費者 1 の X 財の初期保有は $\bar{x}_1 = 4$ で、Y 財の初期保有は $\bar{y}_1 = 0$ であり、消費者 2 と消費者 3 の X 財及び Y 財の初期保有は同一で、 $\bar{x}_2 = \bar{x}_3 = 0$ 、 $\bar{y}_2 = \bar{y}_3 = 4$ であるとする。

このとき、X 財の価格を p_X とし、Y 財の価格を p_Y とおくと、各消費者の予算制約は、以下のよう示される。

$$p_X x_1 + p_Y y_1 = 4p_X$$

$$p_X x_2 + p_Y y_2 = 4p_Y$$

$$p_X x_3 + p_Y y_3 = 4p_Y$$

いま、3 人で財の交換を行うケースと、消費者 1 と消費者 2 の 2 人だけで 2 人の持つ財の交換を行うケースをそれぞれ考える。3 人で構成される純粋交換経済の競争均衡における消費者 2 の効用 (u_2^*) と、消費者 1 と消費者 2 の 2 人だけで構成される純粋交換経済の競争均衡における消費者 2 の効用 (u_2^{**}) の組合せとして最も妥当なのはどれか。

1. $(u_2^*, u_2^{**}) = (2, 1)$
2. $(u_2^*, u_2^{**}) = (2, 4)$
3. $(u_2^*, u_2^{**}) = (3, 1)$
4. $(u_2^*, u_2^{**}) = (3, 3)$
5. $(u_2^*, u_2^{**}) = (5, 4)$

【No. 162】 企業がプリンシパルで労働者がエージェントであるモラル・ハザード問題を考える。労働者が努力した場合は企業の売上げは確率 $\frac{1}{2}$ で 200 となり、確率 $\frac{1}{2}$ で 100 となる。労働者が努力しなかった場合は企業の売上げは確率 1 で 100 となる。

労働者の効用は以下のように与えられ、労働者は期待効用を最大化するように行動する。

$$u = \begin{cases} \sqrt{w} - c & \text{努力した場合} \\ \sqrt{w} & \text{努力しなかった場合} \end{cases}$$

ここで、 u は効用で、 w は賃金、 c は努力した場合の労働者のコストであり、 $c = 2$ とする。労働者は、この企業で働いて努力した場合の期待効用及び努力しなかった場合の期待効用がともにマイナスならば、この企業で働かず、そのときの企業の売上げは 0 となる。また、企業は、労働者が努力したかどうかは観察できないが、企業の売上げは観察できる。企業が提示する賃金契約においては、企業の売上げが 200 のときの労働者の賃金を w_H とし、売上げが 100 のときの賃金を w_L とする。

いま、以下の二つの賃金契約を考える。

賃金契約 A : $(w_H, w_L) = (64, 36)$

賃金契約 B : $(w_H, w_L) = (100, 16)$

このとき、各賃金契約における、企業の売上げから労働者の賃金を引いたもの(利潤)の期待値の組合せとして最も妥当なのはどれか。

	賃金契約 A	賃金契約 B
1.	64	84
2.	64	92
3.	92	84
4.	100	84
5.	100	92

【No. 163】 45 度線分析の枠組みで考える。ある国のマクロ経済モデルが次のように与えられている。

財市場均衡条件： $Y = C + I + G$

消費関数： $C = 50 + 0.8Y$

(Y ：国民所得、 C ：消費、 I ：投資、 G ：政府支出)

いま、 $I = 200$ 、 $G = 100$ であり、この経済のデフレ・ギャップは 30 であった。

このとき、完全雇用国民所得の大きさとして最も妥当なのはどれか。

1. 1750
2. 1825
3. 1900
4. 1975
5. 2050

【No. 164】 常に均衡予算の状況にある国を考える。この国の経済は、以下のような総需要－総供給分析のモデルによって示されているとする。

$$\text{財市場均衡条件：} Y = C + I + G$$

$$\text{消費関数：} C = 8 + 0.6(Y - T)$$

$$\text{投資関数：} I = 30 - 40r$$

$$\text{租税：} T = tY$$

$$\text{政府支出：} G = T$$

$$\text{貨幣市場均衡条件：} \frac{M}{P} = L$$

$$\text{名目貨幣供給量：} M = 35$$

$$\text{実質貨幣需要：} L = 0.4Y - 25r$$

$$\text{総供給曲線：} P = 0.01Y$$

ここで、 Y は実質国内総生産、 r は利子率、 t は所得税率、 P は物価水準である。いま、実質国内総生産の値を 100 にするように、政府が所得税率 t の値を設定する。

このとき、 t の値として最も妥当なのはどれか。

1. 0.1
2. 0.15
3. 0.2
4. 0.25
5. 0.3

【No. 165】 第 1 期から第 50 期まで、計 50 期間生存する A 氏の消費計画を考える。A 氏は、ライフサイクル仮説に基づき消費及び貯蓄の計画を決める。A 氏は第 1 期から第 40 期まで労働所得を受け取るが、第 41 期以降は労働所得を受け取らず、代わりに各期に年金を受け取る。

第 t 期 ($1 \leq t \leq 40$) において A 氏が受け取る労働所得 y_t は、 t に依存しており、

$$y_t = 10 + 0.5t$$

として与えられる。

一方、第 s 期 ($41 \leq s \leq 50$) において A 氏が受け取る年金所得 P_s は一定値であり、 $P_s = 20$ である。A 氏は親から遺産を 90 だけ受け継いでいるため、第 1 期のはじめの段階における A 氏の資産は 90 である。

A 氏は、第 50 期の終わりの段階における資産が 0 となるように、生涯にわたり每期同額の消費を行う。なお、借入制約はないものとする。また、利子率は 0 % であり、利子所得はないものとし、税もないものとする。

このとき、A 氏の各期における消費額として最も妥当なのはどれか。

1. 20
2. 21
3. 22
4. 23
5. 24

【No. 166】 失業等に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 実質賃金率が、労働市場を均衡させる賃金水準より低いところで下方硬直的であったとする。
このとき、労働供給量が労働需要量を上回るため、失業が発生する。このような失業を非自発的失業という。
2. 賃金上昇率と失業率との間の正の関係を示した曲線をフィリップス曲線という。両者の間に正の関係があるのは、賃金が増えるにつれて労働需要が減るからである。
3. 企業側と求職者側が互いについて持つ情報の不完全性などの理由により、労働者の転職には時間がかかり、結果として移行期間において失業が発生する。このような失業を摩擦的失業という。摩擦的失業がある場合、失業者と企業の求人が併存し得る。
4. 未充足求人率と失業率との間の負の関係を示した曲線をベバリッジ曲線という。ベバリッジ曲線上において、未充足求人率が最小になる状況における失業率を自然失業率という。失業率が自然失業率に等しい状況においては、賃金インフレも賃金デフレも発生しない。
5. 経済成長率と失業率との間には、安定的な負の関係があることが知られている。この関係はワルラス法則と呼ばれる。

【No. 167】 景気に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- A. キチン・サイクルとは、主に在庫投資の変動によって引き起こされる、比較的短い周期の景気循環のことである。一方、コンドラチェフ・サイクルとは、主に技術革新によって引き起こされる、50～60年に及ぶ非常に長い周期の景気循環のことである。
- B. リアル・ビジネス・サイクル理論(RBC)によれば、景気循環の主な要因は、財・サービス市場及び生産要素市場の不均衡であり、技術水準の変動とは無関係である。
- C. ヒックスの景気循環理論によれば、投資の量は、加速度原理に基づいて決まる。この場合、国内総生産の値の挙動は差分方程式に従い、その値は時間とともに単調に変化し、最終的には一定の値に収束する。
- D. ケインズ経済学において、マクロ経済政策は特に不況期に重要な役割を担う。ケインズ経済学の考え方によれば、不況期に積極的な財政金融政策を行うことにより有効需要が刺激され、結果として非自発的失業が減少する。

- 1. A、B
- 2. A、D
- 3. B、C
- 4. B、D
- 5. C、D

【No. 168】 ある国の貨幣市場について、名目利子率と預金準備率には以下の関係があると仮定する。

$$\text{預金準備率} = 0.2 + 2i$$

(i : 名目利子率)

また、現金・預金比率は 0.2 であり、中央銀行が供給するマネタリーベースは 150 であった。

さらに、貨幣需要関数は以下のように表されている。

$$L(Y, i) = 0.5Y - 100i$$

(L : 貨幣需要、 Y : 国民所得)

いま、実質利子率が 5 % (= 0.05)、インフレ率が 0 %、物価水準が 1 であると仮定する。

このとき、貨幣市場を均衡させる国民所得の値として最も妥当なのはどれか。

1. 730
2. 790
3. 850
4. 910
5. 1050

【No. 169】 政府支出の存在を考慮したハロッド・ドーマーの経済成長モデルを考える。政府支出は国内総生産に比例する。モデルの式は以下のように与えられる。

$$\text{生産関数(レオンチェフ型)}: Y_t = \min\{K_t, L_t\}$$

$$\text{財市場均衡条件}: Y_t = C_t + I_t + G_t$$

$$\text{消費関数}: C_t = cY_t$$

$$\text{政府支出}: G_t = 0.1Y_t$$

$$\text{資本蓄積}: K_{t+1} - K_t = I_t$$

$$\text{労働成長}: L_{t+1} = 1.2L_t$$

ここで、 Y_t は第 t 期 ($t = 0, 1, \dots$) の GDP、 K_t は第 t 期の資本、 L_t は第 t 期の労働、 C_t は第 t 期の消費、 I_t は第 t 期の投資、 G_t は第 t 期の政府支出である。また、定数 c は平均消費性向である。

$\min\{A, B\}$ は、 A と B の値が同じ場合はその値を、そして A と B の値が異なる場合はそのうち小さい方の値を示す。また、初期、つまり第 0 期における資本 K_0 及び労働 L_0 は、ともに正である。

いま、資本の完全利用と労働の完全雇用が同時に維持されており、資本の成長率と労働の成長率が等しいとする。

このとき、平均消費性向 c の値として最も妥当なのはどれか。

1. 0.3
2. 0.4
3. 0.5
4. 0.6
5. 0.7

【No. 170】 ある国の生産関数は以下のように与えられる。

$$Y = AK^{\frac{1}{4}}L^{\frac{3}{4}}$$

ここで、 Y は国内総生産、 A は技術水準、 K は資本ストック、 L は労働人口である。

技術水準の増加率が 3 %、資本ストックの増加率が 1 %、労働人口の減少率が 5 % のとき、
(ア)国内総生産の増加率、(イ)労働人口 1 人当たり国内総生産の増加率、の組合せとして最も妥当なのはどれか。

(ア)	(イ)
1. -2.0 %	9.0 %
2. -0.5 %	2.0 %
3. -0.5 %	4.5 %
4. 2.5 %	4.5 %
5. 2.5 %	7.5 %

【No. 171】 個人A、Bから成る社会において、ある財に対する個人Aの消費量 D_A と限界便益 P_A の関係は $P_A = 4 - D_A$ で示され、個人Bの消費量 D_B と限界便益 P_B の関係は $P_B = 6 - 2D_B$ で示される。一方、この財の供給量 S と限界費用 MC の関係は $MC = 3S$ で示される。

このとき、この財が公共財である場合の社会的に最適な供給量と、この財が私的財である場合の社会的に最適な供給量の差として最も妥当なのはどれか。

1. $\frac{13}{33}$
2. $\frac{17}{33}$
3. $\frac{20}{33}$
4. $\frac{25}{33}$
5. 1

【No. 172】 企業 1 は X 財を、企業 2 は Y 財を生産している。二つの企業の間には外部性が存在し、企業 1 が企業 2 に外部不経済を与えているとする。企業の費用関数は以下のように与えられる。

$$c_1 = x^2$$

$$c_2 = y^2 + 2y + x^2$$

(c_i : 企業 i ($i = 1, 2$) の総費用、 x : 企業 1 の生産量、 y : 企業 2 の生産量)

市場における X 財の価格は 20、Y 財の価格は 30 とする。

また、二つの企業の利潤の和が最大になるときの企業 1 の生産量を x^* 、企業 2 の生産量を y^* とする。

いま、外部不経済を抑制したい政府が、企業 1 に対して、X 財の生産 1 単位当たり t の従量税を課す。企業 1 は t を所与として行動し、政府は x^* 、 y^* の生産量を実現するように t を決める。

このとき、政府の税収として最も妥当なのはどれか。

ただし、課税後において、各企業は個別に利潤最大化を図るものとする。

1. 5
2. 10
3. 15
4. 50
5. 100

【No. 173】 我が国の財政制度に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 予算は、その執行前にあらかじめ国会の議決を受けること及び国の収入と支出の全額を計上することが義務付けられており、前者は事前議決の原則、後者は総計予算主義の原則と呼ばれる。
また、予算の議決を行った国会は、四半期ごとに、国の財政状況について国民に報告しなければならない旨が憲法で規定されている。
2. 予算には、一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算があるが、財政規律を守る観点から、これらの予算は独立しており、相互に財源繰入れを行うことは原則として禁じられている。
ただし、内閣による承認を得た場合のみ、一般会計予算及び特別会計予算との間に限り、財源相互繰入れを行うことが認められている。
3. 予算については、単年度主義の考え方にに基づき、放漫な財政支出を防ぐため、予算の繰越しは原則として禁じられている。ただし例外として、年度内に支出負担行為をしたが、避けがたい事故のため支出が終わらなかったときに限り、これを翌年度に支出することが認められており、これを過年度支出と呼ぶ。
4. 財政法第5条は、戦前・戦中において大量の公債発行が日本銀行引受けによって行われた結果、マネーサプライの増加を通じて激しいインフレーションを引き起こしたことへの反省に基づき、公債の日本銀行引受けによる発行を原則として禁じているが、特別の事由がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内で日本銀行による国債の引受けが認められている。
5. 基礎的財政収支(プライマリーバランス)とは、行政サービスを提供するための経費である政策的経費に公債費を加えた基礎的財政収支対象経費を、税収及び公債発行収入で賄えているかどうかを示す指標である。ドーマーの条件によれば、基礎的財政収支をゼロにする財政運営を続けているとき、公債利子率が経済成長率よりも高ければ、財政破綻は回避できることになる。

【No. 174】 我が国の財政事情に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、令和7年度の一般会計当初予算は衆議院及び参議院による修正後のものとする。

- A. 令和7年度の一般会計当初予算についてみると、その歳出規模は、公共事業関係費の増加や国債費等の増加に伴って、前年度当初予算を5兆円以上、上回っている。また一般予備費については、経済対策等による歳出拡大のため、令和6年度当初予算よりも1兆円以上増加している。
- B. 令和7年度の一般会計当初予算の歳出のうち、国債費についてみると、利払費が増加しているほか、債務償還費も増加したことで前年度当初予算を上回り、28兆円を超えている。
- C. 令和7年度の一般会計当初予算の歳出のうち、社会保障関係費についてみると、衆議院及び参議院による修正に伴い、高額療養費関係について、政府案よりも更に削減されたものの、薬価改定による国費の増加により、前年度から2兆円以上増加している。
- D. 令和7年度の一般会計当初予算の歳入のうち、租税及び印紙収入についてみると、約78兆円となっている。また、その内訳については、消費税が最も大きく、次いで所得税、法人税の順となっている。

- 1. A、B
- 2. A、C
- 3. A、D
- 4. B、C
- 5. B、D

【No. 175】 完全競争的な労働市場において、労働需要 L_d と労働供給 L_s が以下のように与えられる。ここで、 w は、賃金水準を示している。

$$L_d = 100 - w$$

$$L_s = w$$

当初、この市場は均衡していたが、政府が最低賃金制度を導入し、最低賃金の水準を当初の均衡より高い、 $\underline{w}$ に設定したとする。ただし、 $\underline{w} < 100$ とする。

このとき、最低賃金制度を導入したことにより発生する①厚生損失と②失業の組合せとして最も妥当なのはどれか。

- | ① | ② |
|---|------------------------|
| 1. $-2\underline{w}^2 + 300\underline{w} - 10000$ | $\underline{w}$ |
| 2. $-2\underline{w}^2 + 300\underline{w} - 10000$ | $100 - \underline{w}$ |
| 3. $-2\underline{w}^2 + 300\underline{w} - 10000$ | $2\underline{w} - 100$ |
| 4. $\underline{w}^2 - 100\underline{w} + 2500$ | $100 - \underline{w}$ |
| 5. $\underline{w}^2 - 100\underline{w} + 2500$ | $2\underline{w} - 100$ |

【No. 176】 我が国の経済に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- A. 実質賃金は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」の名目賃金(現金給与総額)指数を消費者物価指数で除して算出する。実質賃金の算定に際して、従来、我が国では「消費者物価指数」の総合指数を用いていたが、2025年3月分以降、国際比較の観点から、持家の帰属家賃を除く総合指数を追加して採用することとなった。2024年において、持家の帰属家賃を除く総合指数を用いた場合、物価指数の前年比が低くなるため、実質賃金の前年比は、従来の総合指数を用いた場合と比べて高くなる。
- B. 財務省・日本銀行「国際収支統計」による年間の経常収支についてみると、貿易収支は2020年から2024年にかけて資源価格の高騰により赤字化しやすい構造となっている一方、サービス収支はデジタル関連分野において黒字が拡大傾向にある。また、インバウンド需要の高まりを受け、第一次所得収支は黒字を維持していることから、経常収支は2023年、2024年ともに10兆円程度の黒字となっている。
- C. 財政健全化について、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」では、金利のある世界において、我が国の経済財政に対する市場からの信認を確実なものとする必要があることから、国・地方を合わせたプライマリーバランス(PB)黒字化について、2025年度から2026年度を通じて可能な限り早期を目指すとした。
- D. 我が国ではデフレ脱却の定義を「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」としている。総務省統計局「消費者物価指数」により、消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)の動向をみると、2024年を通じて前年同月比で概ね2%以上の上昇が続いている。

1. A、B
2. A、C
3. B、C
4. B、D
5. C、D

【No. 177】 我が国の雇用、賃金及び労働時間に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 労働力人口とは、15 歳以上人口から完全失業者を除いたものである。我が国の労働力人口は 2015 年から 2019 年では前年比で減少傾向であったものの、その後 2020 年から 2024 年現在では、女性の労働力人口の大幅な増加に伴い、男女を合わせた労働力人口の前年比は増加傾向で推移した。
2. 2024 年平均の完全失業率をみると、2023 年平均と同じく 2 % 台となっており、これを男女別にみると、男性の完全失業率は女性のそれよりも高くなっている。また、2024 年の年齢階級の完全失業率(男女計)をみると、「15～24 歳」が、「35～44 歳」や「45～54 歳」よりも高くなっている。
3. 正規の職員・従業員数は、2020 年から 2024 年までは前年比で減少を続けている一方、非正規の職員・従業員数は、同期間において前年比で増加を続けている。総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」により、非正規の職員・従業員が当該雇用形態についた主な理由をみると、2024 年では、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」が「自分の都合のよい時間に働きたいから」を大きく上回っている。
4. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により、現金給与総額(就業形態計)の前年比をみると、2020 年から 2023 年ではマイナスであったが 2024 年はプラスに転じた。また、実質賃金(現金給与総額、就業形態計)の前年比をみると、2023 年及び 2024 年はプラスとなっている。
5. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により、月間総実労働時間(就業形態計)をみると、2024 年は約 160 時間となっており、このうち所定内労働時間は約 150 時間となっている。当該総実労働時間の前年比をみると、2019 年と 2020 年はプラスとなっており、また、2024 年についてもプラスである。

【No. 178】 令和 7 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に関する A ～ D の記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- A. 「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、5 % を上回る賃上げが 2 年連続して実現した。その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現するとした。
- B. 長期にわたるデフレから早期脱却し、「再生の 10 年」を実現するために、相互に補強し合う関係にある「大胆な金融政策・機動的な財政政策・民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢を実行するとともに、持続的経済成長の好循環をはじめとする「三つの好循環」を起動し、「日本再興戦略」を推進するとした。
- C. 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保を目指し、新たな基本計画に基づき、農地の大区画化等により生産基盤を強化することに加え、米価対策として、政府備蓄米をはじめとする米の流通の円滑化や消費者等への丁寧な情報発信を進めることとした。
- D. 「こどもまんなか実行計画 2025」に基づき、「こどもまんなか社会」を実現し、こども・若者の Well-being を高めていくため、「待機児童解消加速化プラン」を展開し、令和 7 ・ 8 年度を緊急集中取組期間として約 80 万人分の保育の受け皿を確保し、「待機児童ゼロ」を目指すとした。

- 1. A、C
- 2. A、D
- 3. B、C
- 4. B、D
- 5. C、D

【No. 179】 欧米の経済に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 米国の実質 GDP 成長率(前年比)についてみると、2021 年以降プラス成長が続いていたが、2024 年はマイナス成長となった。2024 年の当該成長率を需要項目別にみると、物価の高騰を背景に個人消費がマイナスとなったほか、関税率引上げの影響から輸出が大きくマイナスとなった。
2. ユーロ圏の実質 GDP 成長率(前年比)についてみると、夏季オリンピックによる押し上げ効果もあり、2024 年は前年の成長率を大きく上回り、2 % を超える成長となった。夏季オリンピックの開催地であったフランスや、中国向け輸出が好調であったドイツの当該成長率がともに 3 % を超えており、ユーロ圏経済をけん引した。
3. 米国の消費者物価指数(前年同月比)についてみると、総合指数は、2023 年半ば以降 2024 年中はプラス幅が拡大傾向で推移し、2024 年 12 月は 8 % 程度となっている。食品とエネルギーを除くコア指数についても、おおむね同様の動きをしており、2024 年 12 月は 5 % を上回っている。
4. ユーロ圏の消費者物価(前年同月比)をみると、ロシアのウクライナ侵略開始以降、エネルギー価格の上昇が続いていることを背景に、2022 年初以降 2024 年半ばまでプラス幅が拡大し続けた。これを受けて、2024 年半ばから欧州中央銀行(ECB)は段階的な政策金利の引き上げを行った。
5. 米国の労働市場についてみると、2024 年の失業率は 5 % を下回っており、前年よりやや上昇したものの低水準となっている。また、労働参加率を 2023 年以降 2024 年末までについてみると、55 歳以上のそれが低水準で推移しており、全体として新型コロナウイルス感染症の感染拡大後の回復傾向が頭打ちとなった。

【No. 180】 中国の経済に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 実質 GDP 成長率は、2000 年代半ばは前年比で 10 % を上回るペースで推移していたが、その後、成長率はやや鈍化して、2010 年代半ばには 7 % 程度で推移し、2023 年では 6 % を下回っている。また、中国のドル建て名目 GDP は、2023 年では世界第 2 位の規模である。
2. 2023 年の名目 GDP の構成比についてみると、家計消費が 60 % を上回っている一方、企業の設備投資や公共投資を含む総固定資本形成は 10 % 程度となっている。また、2023 年の名目 GDP の産業構成についてみると、第二次産業が 55 % 程度となっており、第三次産業の 30 % 程度を大きく上回っている。
3. 総人口は、2008 年の 16.5 億人をピークに長期的に減少傾向となっており、2023 年では 12 億人を下回っているものの、インドに次ぐ世界第 2 位の規模である。国連の見通し(2024 年推計)によると、今後、総人口は急速に減少すると予測されており 2050 年には 7 億人を下回る見込みとなっている。
4. 輸出金額についてドルベースでみると、2020 年から 2023 年まで、米国との貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響により、前年比で減少が続いた。また、同期間について、輸入金額は前年比で増加が続いたため、年間の貿易収支は、2020 年から 2023 年までドルベースで赤字が続いた。
5. 消費者物価(総合)について前年同月比でみると、2022 年から 2025 年 3 月にかけて 3 ~ 5 % の比較的高い水準で推移している。このような物価情勢の下、金融政策面については、同期間において、短期の政策金利であるリバースレポ金利(7 日物)や、中期の政策金利である中期貸出ファシリティ(MLF)金利(1 年物)は、引上げ傾向で推移している。

【No. 181】 A～Eの5人が国語と数学のテスト(各10点満点)を受けたところ、結果は以下のとおりであった。

	国語	数学
A	5	6
B	3	10
C	7	8
D	4	2
E	6	4

このとき、国語と数学の点数の相関係数として最も妥当なのはどれか。

1. -0.10
2. -0.05
3. 0.00
4. 0.05
5. 0.10

【No. 182】 あるパソコンショップでは、販売しているパソコンの 10 台に 1 台が故障しやすい B 級品であり、ショップ側は、どのパソコンが B 級品であるかを把握している。故障のおそれのない正規品パソコンの適正価格は 1 台 10 万円で、B 級品の適正価格は 8 万円であるが、外見からは判断ができないため、このショップでは B 級品の 2 台に 1 台は、正規品パソコンと同じ 10 万円で販売されている。

このショップで販売されている、あるパソコンの価格が 10 万円であったとき、そのパソコンが B 級品である確率として最も妥当なのはどれか。

1. $\frac{1}{19}$
2. $\frac{1}{9}$
3. $\frac{3}{17}$
4. $\frac{9}{20}$
5. $\frac{1}{2}$

【No. 183】 ある国の貿易相手国は、輸入関税率を引き上げること検討している。貿易相手国の輸入関税引上げと、自国の失業率に関する過去の統計から、自国の失業率は、以下の確率で変化することが知られているとする。ただし、自国の失業率の変化分(%ポイント)は、－1、2、3のいずれかである。

		自国の失業率の変化分(%ポイント)		
		－1	2	3
相手国の輸入関税率 引上げ	ある	0.1	0.2	0.3
	ない	0.2	0.1	0.1

このとき、相手国の輸入関税率の引上げがある場合の自国の失業率の変化分(%ポイント)の期待値として最も妥当なのはどれか。

1. $\frac{3}{4}$
2. $\frac{6}{5}$
3. $\frac{3}{2}$
4. 2
5. $\frac{5}{2}$

【No. 184】 次の単回帰モデルを考える。

$$Y = a + bX + U$$

ただし、 Y は被説明変数、 X は説明変数、 a と b は未知のパラメータ、 U は誤差項である。また、標本サイズ 200 のデータについて以下の計算結果が得られた。

$$\bar{Y} = 200, \bar{X} = 200, \sum_{i=1}^{200} (Y_i - \bar{Y})^2 = 400, \sum_{i=1}^{200} (X_i - \bar{X})^2 = 100, \sum_{i=1}^{200} (X_i - \bar{X})(Y_i - \bar{Y}) = 25$$

ただし、 $\bar{X}$ 、 $\bar{Y}$ は、それぞれ X 、 Y の平均である。

このとき、最小二乗法で求めた回帰係数(a, b)の推定値($\hat{a}, \hat{b}$)の組合せとして最も妥当なのはどれか。

$$(\hat{a}, \hat{b})$$

1. (100, 0.5)
2. (150, 0.25)
3. (175, 0.125)
4. (175, 0.25)
5. (200, 0.125)

【No. 185】 小学校教育におけるデジタル教科書の導入が算数の学力に与える影響を調べることを考える。規模がほぼ同じ小学校 20 校を対象として、全 20 校の児童が算数の事前テストを受ける。事前テストの実施後、無作為に選ばれた 10 校の児童はデジタル教科書を用いて算数の授業を半年間受け、残りの 10 校に通う児童は冊子の教科書を用いて同内容の授業を受ける。その後、事前テストと同じ難易度の事後テストを全 20 校の児童が受け、事前テストと事後テストのデータを用いて、以下の重回帰モデルを推定する。

$$Y_{it} = a + bT_i + cA_t + dT_iA_t + U_{it}$$

ただし、 Y_{it} は児童 i の調査時点 t におけるテストの正答率(パーセント)、 T_i は児童 i がデジタル教科書を導入する学校に通っていれば 1、そうでなければ 0 となるダミー変数、 A_t は事前テストであれば 0、事後テストであれば 1 となるダミー変数、 a 、 b 、 c 、 d は未知のパラメータ、 U_{it} は誤差項であり、誤差項は期待値が 0 で分散の均一な正規分布に従うものとする。

事前テストと事後テストのデータを用いて重回帰モデルを推定した結果、次のようになった。

$$\widehat{Y}_{it} = 66 + 2T_i + 3A_t + 4T_iA_t$$

ただし、 $\widehat{Y}_{it}$ は Y_{it} の予測値である。

次の A～D の記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 事前テストにおける全 20 校の児童の平均正答率は 72 パーセントである。
- B. デジタル教科書を導入した小学校の児童の事後テストの平均正答率は、事前テストと比べて 7 パーセントポイント増加した。
- C. デジタル教科書を導入しなかった小学校の児童の事後テストの平均正答率は、事前テストに比べて 1 パーセントポイント減少した。
- D. デジタル教科書を導入した小学校の児童の平均正答率の事前テストから事後テストへの変化分は、導入しなかった小学校の児童の平均正答率の変化分に比べて 4 パーセントポイント大きかった。

- 1. A、B
- 2. A、C、D
- 3. A、D
- 4. B、C
- 5. B、D

これ以下は**選択問題**です。

No. **186**～No. **200** の **15 題**から**任意の 9 題**を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 186】 第二次世界大戦後の我が国の経済に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. いわゆる傾斜生産方式は、資材や資金を石炭部門と鉄鋼部門に集中的に注ぎ込み、両産業部門を中心に経済再建の足掛かりをつかもうとする政策であった。この計画では、石炭の年間の出炭 3,000 万トンが目標とされ、1947 年度にはその目標がほぼ達成された。
- B. 第一次及び第二次農地改革は、小作料物納化、農地委員会の縮小・廃止、当事者間の自由な取引による自作農創設の原則で進められ、最終的に地主の保有地を 5 町歩までとした。当該改革により、全国の小作地率は、改革前の 30 % 程度から改革後には 20 % 程度となった。
- C. J. M. ドッジは、日本経済の復興を目指してドッジ・ラインと呼ばれる経済政策を実施した。具体的には、物資不足の解消のため、国内総需要や輸入の拡大を目的として、一般会計・特別会計・政府関係機関を統合した純計で、1949 年度予算を歳出超過の予算とした。また、国際市場面では、1 ドル=360 円を基本としつつ、商品によっては異なるレートを認める複数為替レート制を導入した。
- D. 第二次世界大戦により、我が国は国富(軍需品以外の物財のストック額)の約 10 % を失ったとされる。主要な経済指標について、同大戦前である 1934～36 年の水準を回復した時期をみると、最も回復が早かったのは実質輸出等受取であり、その後、実質個人消費支出、実質民間設備投資が回復し、最も回復が遅れたのは実質国民総生産で 1959 年であった。

- 1. A
- 2. C
- 3. A、B
- 4. B、D
- 5. C、D

【No. 187】 ドイツの経済史に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 17世紀半ば、神聖ローマ帝国内に大小の領邦が分立していたドイツにおいて三十年戦争が起こった。後進地域であったドイツは、この戦争を通じて地中海周辺諸国やイスラム諸国と交易が活発化したことにより、農業生産が飛躍的に拡大するとともに、都市部、農村部ともに人口が大幅に増加した。
2. ドイツでは、19世紀前半に鉄道路線が初めて開通して以降、鉄道建設が加速していった。これに伴い、経済全体に占める鉄道業の付加価値額は上昇し、鉄道業は19世紀後半のドイツ経済を牽引するセクターに成長した。
3. ドイツは、製鉄業を中心とした重工業が飛躍的に発展し、1840年代のいわゆる「大不況」の後、1870～1880年代には、長期にわたって一貫した高成長を維持した。このため、ドイツは後発資本主義国でありながら、20世紀初めには、工業生産の世界シェアにおいて、イギリスや米国を抜いて世界第一位となった。
4. 第一次世界大戦後、巨額の賠償金を課されたドイツは、戦勝国側に対して「フーバー・モラトリアム」を発して、一方的に賠償支払の打切りを宣言した。これに反発したイギリスやオーストリアなどは、ドイツに対して輸出禁止を強行したため、1930年代初めには、供給不足によりドイツは天文学的なインフレーションに見舞われた。
5. 1930年代前半に成立したナチス政権は、原料の割当制、高速道路建設、軍需生産の拡大などの政策により、雇用の創出と生産の増加を図った。しかし、近隣諸国との関係悪化から貿易が顕著に減少したため、失業者の増加と生産の停滞には歯止めがかからず、第二次世界大戦直前には、失業者は600万人に達し、工業生産も世界恐慌前の水準を回復できていなかった。

【No. 188】 インド、ベトナム及びタイの経済に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- A. インドの名目 GDP(ドルベース)は、2023 年度においては 6 兆ドルを上回っており、米国よりも小さいものの、中国や我が国よりも大きい規模となっている。また、1980 年度から 2020 年度にかけての名目 GDP の伸び率は、中国を大きく上回っている。実質 GDP 成長率は、2023 年度で 4 % 台となっている。
- B. インドの年間の貿易収支を 2000 年代半ばから 2022 年までについてみると、慢性的に赤字傾向で推移している一方、年間のサービス収支は同期間において黒字傾向で推移している。また、貿易収支とサービス収支に第 1 次所得収支と第 2 次所得収支を加えた年間の経常収支は、同期間において赤字傾向で推移している。
- C. ベトナムは、1980 年代半ばにドイモイ(刷新)政策により、資本主義的な経済運営の仕組みを導入した。1990 年代から 2000 年代の実質 GDP 成長率は、アジア通貨危機や世界金融危機という厳しい状況もあったものの、おおむね高い水準を維持した。2020 年代の実質 GDP 成長率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響があったものの、2024 年現在まで、毎年プラスとなっている。
- D. タイは、1990 年代に、インドネシアの通貨暴落に端を発したアジア通貨危機により、大きな経済的打撃を受けたものの、国際通貨基金(IMF)からの金融支援を受けるまでには至らなかった。2000 年以降の実質 GDP 成長率についてみると、65 歳以上人口比率がインドやインドネシアなどの国々よりも低いことを背景として高い成長率を維持しており、2022 年及び 2023 年は両年ともに 5 % を上回っている。

- 1. A、B
- 2. A、C
- 3. B、C
- 4. B、D
- 5. C、D

【No. 189】 国際貿易におけるリカード・モデルの枠組みで考える。世界には、A国及びB国の2国があり、それぞれの国においては、労働力のみを用いて農産物と工業製品を生産している。表は、それぞれの国において、「1単位の労働力で生産できる農産物の量」と「1単位の労働力で生産できる工業製品の量」を示したものである。

この表に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、A国とB国の農産物は同質であり、工業製品についても同様である。

	農産物	工業製品
A国	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$
B国	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{9}$

1. A国では、工業製品を1単位生産するのに必要な労働力は農産物を1単位生産するのに必要な労働力よりも大きい。
2. 農産物を1単位生産するのに必要な労働力についてみると、A国はB国の1.5倍である。
3. B国は農産物の生産に関して絶対優位をもつ一方で、工業製品の生産に関して絶対優位をもっていない。
4. A国は工業製品の生産に関して比較優位をもち、B国は農産物の生産に関して比較優位をもつ。
5. 農産物の国際価格が3、工業製品の国際価格が1のとき、A国とB国の間で貿易が生じる。

【No. 190】 A国とB国の2国から成る貿易モデルを考える。A国の企業である企業AとB国の企業である企業Bは、A国市場において、ある同質的な財を供給している。A国市場における逆需要関数は、

$$p = 60 - Q$$

であるとする。ここで、 p は価格、 Q は総供給量を表す。生産費用及び輸送費用はゼロとする。

A国政府は、企業BによるA国市場での財の供給に対して、1単位当たり t の関税を課すことを計画している。この関税の下で、A国市場では、企業Aと企業Bによるクールノー競争が行われるものとする。

このとき、A国政府の関税収入を最大にする t として最も妥当なのはどれか。

1. 5
2. 10
3. 15
4. 20
5. 25

【No. 191】 変動相場制の下でのマンデル＝フレミング・モデルを考える。自国の物価水準を 1 とする。自国における財市場の状況は、以下のように示されている。

$$\text{財市場均衡条件：} Y = C + I + G + NX$$

$$\text{消費関数：} C = 0.7Y + 20$$

$$\text{投資関数：} I = 70 - 100r$$

$$\text{政府支出：} G = 20$$

$$\text{純輸出：} NX = 0.5e - 0.2Y$$

ここで、 Y は国内総生産、 r は利子率、 e は自国通貨建て為替レートである。

一方、自国における貨幣市場の状況は、以下のように示されている。

$$\text{貨幣市場均衡条件：} M = L$$

$$\text{貨幣供給量：} M = 80$$

$$\text{貨幣需要関数：} L = 0.25Y - 200r$$

なお、資本移動は完全であり、自国の利子率は常に外国の利子率 r^* に等しいものとする。

当初、外国の利子率は $r^* = 0.1$ であったが、いま、この値が 0.1 だけ上昇し、 $r^* = 0.2$ になったとする。このとき、利子率の上昇による純輸出 NX の変化として最も妥当なのはどれか。

1. 34 だけ減少する。
2. 24 だけ減少する。
3. 変化しない。
4. 24 だけ増加する。
5. 34 だけ増加する。

【No. 192】 経営戦略に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. M. ポーターは、「コスト・リーダーシップ戦略」と「差別化戦略」を同時に追求する「両利き戦略」を実行することで、企業は、「スタック・イン・ザ・ミドル」と呼ばれる中途半端な戦略状態を克服し、結果として持続的な競争優位を確立できるとし、両戦略の積極的な併用を推奨している。
2. H. I. アンゾフは、企業の成長戦略を考えるための分析ツールとして、「市場」が既存か新規か、「製品」が既存か新規かという二軸で構成される「製品・市場マトリックス」を提唱した。例えば、このマトリックスにおける「新市場開拓」は、既存製品を海外などの新市場に投入することによって市場を拡大し、成長を目指す戦略である。
3. ボストン・コンサルティング・グループ(BCG)によって考案された「プロダクト・ポートフォリオ・マネジメント(PPM)」では、「市場規模」と「相対市場シェア」を軸とするマトリックスが用いられる。ここで、例えば三社が競合する市場で、自社のシェアが50%、他社のシェアが30%と20%であれば、相対市場シェアは、 $50 \div (30 + 20) = 1.0$ と算出される。
4. 「製品ライフサイクル」は、一般的に、「流動期」、「成長期」、「成熟期」、「衰退期」の4段階に区分される。成長期についてみると、市場が急速に拡大する一方で、新規参入企業は増えず、企業間の競争も穏やかなため、どの企業も比較的容易に売上げを伸ばすことができる。ただし、コスト優位や差別化優位の確立を目指し、多額の投資を続ける必要があるため、一般に、成長期を通じて利益はマイナスの状態が続く。
5. 「I-R グリッド」とは、多国籍企業の国際経営戦略を分析するための枠組みであり、開発・生産・販売などを標準化して規模の経済を追求する「グローバル統合」と、各国のニーズ、文化・歴史などに対応して現地需要をくみ上げる「ローカル適応」の二つの軸で構成される。この枠組みを基に、C. A. バートレットと V. ゴビンダラジャンは、高いレベルでグローバル統合とローカル適応を同時に追求することは著しく困難であるため、避けるべきであると主張した。

【No. 193】 経営組織に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 「スパン・オブ・コントロール(管理の幅)」とは、1 人の上司が直接監督する部下の数である。一般に、スパン・オブ・コントロールを広くとると、組織の階層数は多くなるものの、フラットな組織構造が実現されるため、意思決定は速くなる。また、上司による直接の部下の業務の監督や指導も行き届きやすくなる。そのため、IT 化が進む現在では、どのような企業であっても、できる限りスパン・オブ・コントロールを広くとることが望ましい。
2. K. レヴィンは、「連結ピン」として機能する個人の役割に注目し、その個人が上位階層のメンバーであると同時に、下位階層のマネージャ(管理者)としての役割を果たすため、もっぱら上方の方針を下に伝えることが、組織を効率的に運営する上で重要であると指摘した。
3. 「ライン・アンド・スタッフ組織」とは、業務遂行の責任と権限を持つライン部門と、特定分野の専門的知識に基づく助言・助力を提供するスタッフ部門が組み合わされた組織形態である。ただし、実際には、この組織形態において本来の趣旨から逸れ、スタッフ部門がライン部門に対して統制や命令を行う場合もある。
4. プロジェクト・チームは、マトリックス組織とも呼ばれ、長期・継続的課題の解決を図ることを目的に、複数の部門からメンバーを集めて部門横断的に編成される常設の組織形態であり、一般的に、当該組織のマネジメントに責任を負うプロジェクト・マネージャが任命される。
5. 集団としての結束力の強さを意味する「集団凝集性」の高低と、集団のメンバーがどの程度の成果を挙げなければならないのかについての期待や合意の共有を意味する「成果への集団規範」の高低とで $2 \times 2 = 4$ つのセルを作り、生産性との関係を考える。このとき、成果への集団規範の高低にかかわらず、集団凝集性が低い集団よりも高い集団の方が、生産性は高くなる。つまり、生産性の観点からは、結束力の強い集団の方が常に望ましい。

【No. 194】 技術経営及びマーケティングに関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. W. J. アバナシーとJ. M. アッターバックの「A-U モデル」によれば、ドミナント・デザインの確立前は製品コンセプトが定まらないため、「プロダクト・イノベーション」と「プロセス・イノベーション」の発生頻度は、両方とも低い水準にとどまっている。一方、ドミナント・デザインが登場すると、製品コンセプトが確立し、コスト低減と差別化の追求が重要となるため、両イノベーションの発生頻度も高まっていく。
2. R. N. フォスターが提唱した「技術進歩のS字曲線」によると、ある特定の製品について、技術開発への資源の累積投入量を横軸にとり、当該製品の技術成果を縦軸にとると、当初は緩やかなペースでしか進まない技術進歩が、やがて加速し、しばらくすると天井に近づくように鈍化していく。
3. 「両面市場型のプラットフォーム・ビジネス」では、売り手が多くなると更に売り手が増え、買い手が多くなると更に買い手が増えるという「クロス・サイドのネットワーク外部性」は一定の役割を果たす一方、売り手が多いほど買い手が増え、買い手が多いほど売り手が増えるという「セーム・サイドのネットワーク外部性」はほとんど働かない。そのため、プラットフォーム・ビジネス全体としてのネットワーク外部性は極めて小さい。
4. E. M. ロジャースは、新製品の普及過程を示す「普及曲線」において、新製品の採用者を採用順に応じて「革新的採用者」、「初期少数採用者」、「多数採用者」、「採用遅滞者」の四つに分類した。このうち「革新的採用者」は新しいものに積極的に便益を重視するが、「初期少数採用者」以降のタイプは「多くの人が既に使用していること」に安心感を持ち、それが購入の決め手となる傾向が強い。ロジャースはこの特性の違いに注目し、両者の間にある普及上の断絶を「キャズム(溝)」と名付けた。
5. 製品を市場に普及させるための基本的なマーケティング戦略として、「プッシュ戦略」と「プル戦略」がある。プッシュ戦略は、積極的な広告・宣伝活動を通じて直接に顧客へ製品の売り込みをかけていく戦略であり、プル戦略は、主に流通業者や小売業者に大きなインセンティブを供与することで、彼らの販売意欲を引き出す戦略である。

【No. 195】 法の下での平等に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 障害福祉年金と児童扶養手当との併給を禁じた規定は、障害福祉年金を受けることができる地位にある者とそのような地位にない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別を生じさせるものであるから、憲法第 14 条に違反する。

イ. 定年年齢を男子 60 歳、女子 55 歳と定める企業の就業規則について、企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由が認められない場合、女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして憲法第 14 条第 1 項の規定に違反し無効である。

ウ. 衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党に政見放送その他の選挙運動を認める公職選挙法の規定は、候補者のみならず候補者届出政党にも選挙運動を認めることが是認される以上、候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間に選挙運動の上で差異を生じることが避け難いところであり、その差異が一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達しているとは断定し難いから、憲法第 14 条第 1 項に違反するとはいえない。

エ. 憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生じることが当然に予期されることであるから、かかる差別は憲法自ら容認するところと解すべきであって、地方公共団体が売春の取締りについてそれぞれで条例を制定する結果、その取扱いに差別を生じることがあっても、憲法第 14 条に違反するとはいえない。

オ. 旧所得税法の給与所得課税に関する諸規定は、給与所得に係る必要経費について実額控除を認めず概算控除を設けるにとどまっていること、源泉徴収制度により給与所得の捕捉率はほかの所得に比べ高くなっていること、事業所得者に対しては租税優遇措置の利益が与えられていることから、事業所得者等に比べて給与所得者に著しく不公平な所得税負担を課すものであって、憲法第 14 条第 1 項に違反する。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 196】 経済的自由権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 薬事法に基づく薬局開設の許可制及び許可条件としての適正配置規制は、主として国民の生命及び健康に対する危険の防止という消極的、警察的目的のための規制措置であるが、許可制に比べて職業の自由に対するより緩やかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっても、その目的を十分に達成することができると解されるから、許可制の採用自体が重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であるとはいえず、憲法第 22 条第 1 項に違反する。

イ. 酒類販売の免許制は、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという重要な公共の利益のために採られた措置であるが、酒税法の納税義務者は酒造業者であって販売業者ではなく、販売業への参入規制により販売業の経営の安定を図ることと酒税の確実な納入を確保することとの合理的関連性を欠くのであるから、憲法第 22 条第 1 項に違反する。

ウ. 外務大臣が旅券の発給を拒否することができる場合として、旅券法(当時)が、「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」と規定したのは、憲法第 22 条第 2 項に違反しないが、旅券の発給を拒否できるのは、当該行為によって単に危険な事態を生じる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合に限られると解すべきである。

エ. 市営住宅への入居を継続させる者に係る判断については、地方公共団体に一定の裁量があるというべきであり、暴力団員が市営住宅に入居し続ける場合、他の入居者等の生活の平穏を害するおそれを否定できず、暴力団員が市営住宅を明け渡さざるを得ないとしても、当該市営住宅以外への居住にまで制限を受けるわけではないことなどから、暴力団員であることが判明した入居者に対し市営住宅の明渡しを請求することができる条例の規定は、公共の福祉による必要かつ合理的なものであることが明らかであり、憲法第 22 条第 1 項に違反しない。

オ. 憲法第 29 条第 3 項の「公共のために用ひる」とは、直接公共の用に供するため私有財産を収用又は制限する場合のみならず、特定の個人が受益者となるものの収用全体の目的が公共の利益のためである場合も含まれるのであり、国による土地の買収において、買収された土地が特定の個人に売り渡されるときも、そのことのみをもって当該買収の公共性は否定されない。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

【No. 197】 国会議員に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア．議員は、その所属する議院に議案を発議する権能を有している。予算を伴う法律案については、衆議院では 50 人以上、参議院では 20 人以上の議員の賛成があれば発議することができ、それ以外の議案については、衆議院では 20 人以上、参議院では 10 人以上の議員の賛成があれば発議することができる。

イ．国会議員は、国会会期中に逮捕されない特権を有するが、ここでいう逮捕とは、刑事訴追上の逮捕、勾引又は勾留を意味し、心身の安全のために実施される、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律上の措置入院は含まれないと一般に解されている。

ウ．国会議員が国会で行った質疑等において、個別の国民の名誉や信用を低下させる発言があったとしても、これによって当然に国家賠償法の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が生じるものではなく、国の責任が肯定されるためには、当該国会議員が、その職務とは無関係に違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、あえて虚偽の事実を摘示するなどの特別の事情があることを必要とする。

エ．国会議員に免責特権が認められているのは、院内での言論の自由を保障し、国会活動を助長するためであるから、内閣総理大臣や国会議員である国務大臣が閣僚として行った演説や討論についても免責特権が及ぶことが憲法に明文で規定されている。

1. イ
2. ウ
3. ア、ウ
4. ア、エ
5. イ、エ

【No. 198】 錯誤に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 錯誤による意思表示に基づく法律行為が取り消される前に、その法律行為を前提として利害関係を有するに至った第三者が出現した場合、その第三者に重過失ではない過失があったとしても、表意者は取消しを第三者に対抗することができない。
2. 錯誤による意思表示に基づく法律行為が取り消し得るといえるためには、その錯誤が重要なものでなければならないが、その重要性の有無の判断に当たっては、取引上の社会通念よりも、表意者の主観的事実が基準として重視される。
3. 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていた場合であっても、表意者に重過失があれば、表意者はその意思表示を取り消すことはできない。
4. 表意者に錯誤があることを知らなかったことについて相手方に重過失がある場合であっても、表意者に重過失があれば、表意者はその意思表示を取り消すことはできない。
5. 表意者が法律行為の基礎とした事情について、その事情に係る認識が真実に反するという錯誤がある場合には、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていなければ、表意者はその意思表示を取り消すことはできない。

【No. 199】 不動産物権変動に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. A所有の甲土地にBのための通行地役権が設定されたがその旨の登記がなかったところ、その後甲土地がAからCに売却されて所有権移転登記がされた場合、売却時に甲土地がBによって継続的に通路として使用されていることが客観的に明らかであり、かつ、Cがそのことを認識していたとしても、B名義の通行地役権の登記がない以上、Bは、Cに対して、自己の通行地役権を対抗することはできない。

イ. Aは、5年前に他者から買い受け自らの意思に基づいて所有権移転登記を具備した甲建物を、今般、Bに売却したが、Bへの移転登記はされず、A名義のままとなっていた。また、甲建物は、C所有の乙土地の上に建てられていたが、実は、乙土地には甲建物のための正当な利用権原がなかった。CがAに対して甲建物の収去及び乙土地の明渡しを求めた場合、Aは、甲建物の所有権が既にBに移転していることを主張して、Cからの請求を拒むことはできない。

ウ. Aは、自己所有の甲建物を3年前からBに賃貸していたが、今般、甲建物をCに売却した。この場合、Cは、Bに対して所有権に基づいて甲建物からの立ち退きを求めるためには、Bが賃借権(借家権)の対抗要件を具備する前に、Aから甲建物の所有権移転登記を受ける必要がある一方、Bに対して賃貸人の地位に基づいて賃料請求をするためには、所有権移転登記は不要である。

エ. A所有の甲土地がBに売却され、さらに、BからCに転売された。その後、Bにだまされて甲土地を安価で売却させられたことを知ったAが、A B間の売買契約を取り消したが、Cは、Bから甲土地を買い受ける際に、当該詐欺の事実について、善意無過失であった。この場合、たとえCがBから所有権移転登記を受けていなくても、Cは、Aからの甲土地の返還請求を拒絶することができる。

1. イ
2. ウ
3. ア、ウ
4. ア、エ
5. イ、エ

【No. 200】 贈与に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 贈与は、当事者間の合意のみで成立する諾成契約である。具体的には、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって成立する契約のことをいい、他人の所有に属する財産の贈与は認められない。

イ. 書面によらない贈与においては、履行状況にかかわらず、各当事者は一方的に解除をすることができる。一方、書面による贈与においては、履行状況にかかわらず、各当事者は一方的に解除をすることができない。

ウ. 負担付贈与とは、受贈者も一定の給付をする債務を負担する贈与契約であり、受贈者の負担する債務と贈与者の債務とが対価的に釣り合う双務契約である。事実上、売買契約と同視されることから、受贈者に引き渡された目的物に契約不適合があった場合、売買契約に関する規定が準用され、贈与者は、売買契約における売主と同様の担保責任を負う。

エ. 定期の給付を目的とする贈与を定期贈与といい、贈与者又は受贈者の死亡によって、その効力は失われるが、特約により、別段の定めをすることもできる。

1. ウ
2. エ
3. ア、イ
4. ア、エ
5. イ、ウ

コース別構成の詳細

問題集	コース	問題構成	ページ
第 1 分冊	選択Ⅰ (政治・国際系)	選択Ⅰ・Ⅱの共通必須問題 5 題(No. 1～No. 5)	1～6
		必須問題 20 題(No. 6～No. 25) 選択問題 30 題(No. 26～No. 55)から 任意の 15 題を選択して解答	7～58
	選択Ⅱ (人文系)	選択Ⅰ・Ⅱの共通必須問題 5 題(No. 1～No. 5)	1～6
		必須問題 20 題(No. 56～No. 75) 選択問題 30 題(No. 76～No.105)から 任意の 15 題を選択して解答	59～112
第 2 分冊	選択Ⅲ (法律系)	必須問題 31 題(No.106～No.136) 選択問題 18 題(No.137～No.154)から 任意の 9 題を選択して解答	113～162
	選択Ⅳ (経済系)	必須問題 31 題(No.155～No.185) 選択問題 15 題(No.186～No.200)から 任意の 9 題を選択して解答	163～210

解答方法

上表のコース(選択Ⅰ、選択Ⅱ、選択Ⅲ、選択Ⅳ)のうちいずれか一つを任意に選択し、選択したコースの共通必須問題(選択Ⅰ、選択Ⅱのみ)、必須問題を全て解答するとともに、各コースで指定する方法に従って選択問題から選択して解答し、合計して 40 題を解答してください。

C1

—2026—

行政

専門(多肢選択式)正誤表

ページ	問題番号	細部位置	誤	正
第1分冊 41	38	記述ア 1行目	<u>decisions</u>	<u>decisions of the Security Council</u>
第1分冊 41	38	記述ア 2行目	<u>decisions</u>	<u>decisions of the Security Council</u>

C1－2026 行政 専門（多肢選択式）

正答番号表

No	正答	No	正答	No	正答	No	正答	No	正答	No	正答	No	正答
1	1	31	1	61	2	91	3	121	1	151	3	181	1
2	1	32	3	62	3	92	1	122	2	152	4	182	1
3	4	33	2	63	5	93	5	123	4	153	4	183	4
4	4	34	3	64	2	94	5	124	5	154	5	184	2
5	5	35	2	65	1	95	4	125	3	155	2	185	5
6	4	36	3	66	1	96	1	126	5	156	1	186	1
7	1	37	1	67	5	97	2	127	5	157	3	187	2
8	2	38	4	68	2	98	5	128	3	158	3	188	3
9	3	39	2	69	4	99	2	129	2	159	5	189	4
10	3	40	1	70	2	100	3	130	1	160	4	190	3
11	5	41	3	71	4	101	4	131	5	161	2	191	5
12	3	42	3	72	1	102	2	132	2	162	2	192	2
13	2	43	1	73	2	103	2	133	4	163	3	193	3
14	4	44	5	74	4	104	3	134	2	164	4	194	2
15	4	45	5	75	5	105	5	135	1	165	3	195	4
16	5	46	2	76	4	106	1	136	3	166	3	196	5
17	5	47	2	77	5	107	4	137	3	167	2	197	3
18	3	48	3	78	2	108	5	138	3	168	1	198	5
19	1	49	3	79	3	109	5	139	4	169	5	199	5
20	3	50	4	80	2	110	3	140	1	170	3	200	2
21	5	51	4	81	2	111	2	141	1	171	1		
22	2	52	5	82	3	112	2	142	3	172	4		
23	5	53	3	83	4	113	2	143	1	173	4		
24	3	54	5	84	4	114	1	144	2	174	5		
25	2	55	5	85	4	115	4	145	2	175	5		
26	3	56	5	86	3	116	4	146	3	176	5		
27	3	57	4	87	5	117	3	147	2	177	2		
28	3	58	3	88	4	118	2	148	3	178	1		
29	5	59	2	89	1	119	3	149	2	179	5		
30	4	60	2	90	1	120	5	150	3	180	1		